

小型家電リサイクルの実施状況
に関する実態調査

結 果 報 告 書

平成 29 年11月

総務省行政評価局

目 次

| | |
|--|----|
| 第1 実態調査の目的等 | 1 |
| 第2 実態調査結果 | 2 |
| 1 小型家電リサイクルの現状 | 2 |
| 2 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進 | 11 |
| 3 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の促進 | 26 |
| 4 使用済小型家電の適正な処理の確保 | |
| (1) 認定事業者に対する立入検査・指導の適切な実施 | 32 |
| (2) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者の適正処理の確認の徹底 | 35 |
| (3) 個人情報保護対策の適切な実施 | 38 |
| 5 その他 | |
| (1) 都道府県による市町村への支援等の促進 | 41 |
| (2) 市町村における小型家電リサイクル実施状況の適切な把握 | 43 |
| 6 資料 | 47 |

第1 実態調査の目的等

1 本調査の趣旨・目的

我が国においては、今後の経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となっている。しかし、携帯電話端末やゲーム機などの小型電子機器等が使用済みとなった場合、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除き埋立処分されていた。

こうした状況を踏まえ、使用済みとなった携帯電話端末、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）、扇風機等の小型電子機器等（これらを合わせて、以下「使用済小型家電」という。）の再資源化を促進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が制定され、平成25年4月から、市町村等の関係者が自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形で再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることとされた。

環境省の「市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況に関する実態調査」（以下「市町村実態調査」という。）によると、平成28年4月現在、約7割の市町村において小型家電リサイクルが実施されており、また、約1割の市町村において実施に向けて調整中となっている一方で、約2割の市町村においては、参加に伴う経費負担等の問題から未参加又は参加するか否か未定としている。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（平成25年3月経済産業省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。）では、使用済小型家電の再資源化を実施すべき量の目標として、平成27年度までに、市町村等により回収され再資源化した量を全国で1年当たり14万tにすることが掲げられていた。しかし、その実績は、平成25年度が2.4万t（目標の17.1%）、26年度が5.0万t（目標の35.7%）、27年度が6.7万t（目標の47.9%）と目標を下回った状況であったことから、小型家電リサイクルの効果を上げるためには、更なる取組の促進が必要となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、小型家電リサイクルの効果的な実施を図る観点から、市町村の小型家電リサイクルの取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

- (1) 調査対象機関 環境省、経済産業省
- (2) 関連調査等対象機関 都道府県、市町村、関係団体等

3 実施時期

平成28年8月～29年11月

第2 実態調査結果

1 小型家電リサイクルの現状

(1) 小型家電リサイクルの制度概要

ア 小型家電リサイクル法制定の背景

使用済小型家電には、有用金属が多く含まれていることから、都市鉱山ともいわれているが、リサイクルが積極的に行われている大型家電、自動車、蓄電池、コピー機等と異なり、市町村が廃棄物として処理していたことから十分な資源回収がなされず、埋立処分されていた。

このため、使用済小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として、平成24年8月、小型家電リサイクル法が制定され、25年4月に施行された（項目資料1-①参照）。

イ 小型家電リサイクル法とそれに基づく仕組みの概要

(7) 基本的枠組み（促進型の制度）

小型家電リサイクル法（共通資料1参照）第3条から第9条までの規定により、①使用済小型家電の排出・収集・運搬・再資源化(注1)等に当たり、国、地方公共団体、消費者、事業者等において必要とされる措置等が努力義務とされるとともに、②主務大臣は、使用済小型家電の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、再資源化の促進のための措置に関する事項、個人情報の保護など配慮すべき事項等に関する使用済小型電子機器等の促進に関する基本方針を定めることとされている。

(注1) 小型家電リサイクル法第2条第3項において、「再資源化」とは、「使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること」とされている。

平成25年3月に定められた基本方針（共通資料4参照）では、小型家電リサイクルの促進の基本的方向として、①使用済小型家電は資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能であること、②本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを促進する促進型の制度であること、③使用済小型家電の相当部分が一般廃棄物として市町村で処理されていることから、市町村が主体となった回収が前提となることが示されている（基本方針の一及び三の2参照）。

また、環境省及び経済産業省は、①使用済小型家電の回収方式、個人情報保護対策、使用済小型家電を回収した場合の便益（埋立処分等費用削減便益や薬剤処理費用削減便益）等を示した「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver1.1）」（平成26年2月環境省・経済産業省。以下「回収ガイドライン」という。）（共通資料5、項目資料1-②参照）及び②認定事業者（後述1-(1)-イ-(ウ)参照）との契約の準備、契約書に記載する事項、事業者への引渡しの方法や場所等について示した「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン（Ver1.1）」（平成26年4月環境省・経済産業省。以下「契約ガイドライン」という。）（共通資料6、項目資料1-③参照）を定めて、市町村に対して情報提供している。

(4) 回収対象品目

小型家電リサイクル法に基づく回収対象品目については、小型家電リサイクル法第2条及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）（共通資料2参照）第1条において、消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であって、効率的な収集及び運搬が可能であり、再資源化に当たって多大な費用がかかるなどの経済性の面における著しい制約がない携帯電話端末、パソコン、扇風機等28分類（以下「制度対象28品目」という。）とされている（図表1-①、項目資料1-④参照）。

図表1-① 制度対象28品目一覧

| | 制度対象28品目 | 該当する品目の具体例 |
|----|--|---|
| 1 | 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 電話機、ファクシミリ、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ |
| 2 | 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具 | 携帯電話端末（公衆用PHS端末、スマートフォンを含む。）、カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット |
| 3 | ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く。） | ラジオ |
| 4 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具 | デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ |
| 5 | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 | テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ |
| 6 | パーソナルコンピュータ | パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型（タワー型及び一体型を含む。）、パーソナルコンピュータ タブレット型 |
| 7 | 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置 | 補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、ゲームソフト |
| 8 | プリンターその他の印刷装置 | プリンター、フォトプリンター、モニター（パーソナルコンピュータ用）、キーボードユニット |
| 9 | ディスプレイその他の表示装置 | モニター（パーソナルコンピュータ用）、プロジェクター |
| 10 | 電子書籍端末 | 電子書籍端末 |
| 11 | 電動ミシン | 電気ミシン |
| 12 | 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 | 電気グラインダー、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ |
| 13 | 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 | ワードプロセッサ（モニターを含む。）、電卓、電子辞書 |
| 14 | ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 | 電子式ヘルスマーター（体組成計、体脂肪計）、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計 |
| 15 | 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | 治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器 |
| 16 | フィルムカメラ | フィルムカメラ |
| 17 | ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） | 電子ジャー、食品洗い乾燥機（卓上型）、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき器、コーヒーひき機 |
| 18 | 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。） | 扇風機、サーキュレーター、送風機 |
| 19 | 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。） | 電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機 |
| 20 | 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 | 電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布 |
| 21 | ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 | ヘアドライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧器、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品 |
| 22 | 電気マッサージ器 | 電気マッサージ器 |
| 23 | ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 | ランニングマシン |

| | | |
|----|---------------------|------------------------------------|
| 24 | 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 | 電気芝刈り機 |
| 25 | 蛍光灯器具その他の電気照明器具 | 照明器具、携帯用電気ランプ（懐中電灯を含む。） |
| 26 | 電子時計及び電気時計 | 電子時計及び電気時計 |
| 27 | 電子楽器及び電気楽器 | 電子キーボード、電気ギター、電子ギター |
| 28 | ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 | 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム） |

(注)1 環境省の資料を基に当省が作成した。

2 制度対象28品目は、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの附属品を含む。

また、回収ガイドラインでは、制度対象28品目のうち、資源性と分別のしやすさから特に再資源化すべき品目として、携帯電話端末、パソコン、ゲーム機等16分類（以下「特定対象16品目」という。）が指定されている（図表1-②、項目資料1-④参照）。

図表1-② 特定対象16品目一覧

| 特定対象16品目 | |
|----------|--|
| 1 | 携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む。）※ ※これらには、タブレット型情報通信端末を含む。 |
| 2 | 電話機、ファクシミリ |
| 3 | ラジオ |
| 4 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ |
| 5 | 映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤー、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB） |
| 6 | 音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器） |
| 7 | 補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード） |
| 8 | 電子書籍端末 |
| 9 | 電子辞書、電卓 |
| 10 | 電子血圧計、電子体温計 |
| 11 | 理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ） |
| 12 | 懐中電灯 |
| 13 | 時計 |
| 14 | ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ） |
| 15 | カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット） |
| 16 | これらの附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等） |

(注) 回収ガイドラインを基に当省が作成した。

(ウ) 再資源化事業計画の認定等

小型家電リサイクル法第10条において、使用済小型家電を再資源化するために使用済小型家電の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（以下「再資源化事業者」という。）は、使用済小型家電の再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を申請することができることとされており、両大臣は、申請された再資源化事業計画について再資源化事業の内容が基本方針に照らし適切なものであるなどの要件に適合するときは、その認定を行うこととされている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項又は第6項及び第14条第1項又は第6項では、一般廃棄物や産業廃棄物の収集及び運搬について業として行う場合に市町村長等の許可が必要とされているが、小型家電リサイクル法第13条第1項及び第3項では、再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業者（以下「認定事業者」という。）及びその委託を受けた再資源化事業者（認定

事業者と合わせて、以下「認定事業者等」という。)が認定を受けた再資源化事業計画に従って再資源化事業を実施する場合、各市町村長等の廃棄物処理業の許可が不要とされている(項目資料1-⑤、⑥参照)。

また、小型家電リサイクル法第15条から第17条までの規定において、環境大臣及び経済産業大臣は、認定事業者等に対して、i)再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言、ii)使用済小型家電の引取りや再資源化の実施状況に関する報告徴収、iii)認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の立入検査を実施することができることとされている。

加えて、環境省及び経済産業省は、再資源化事業計画の認定申請の手續の円滑化を図るため、認定申請のために必要な手續や認定後に適用を受ける規定等の内容を具体的に解説した「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き(Ver1.3)」(平成29年4月環境省・経済産業省。以下「認定申請の手引き」という。共通資料7参照)を作成・周知している。

(I) 使用済小型家電の回収量目標

使用済小型家電の回収量目標(注2)については、基本方針において平成27年度までに1年当たり14万t(人口一人当たり回収量約1kg)とされていたが、27年度の回収量実績は約7万t(同回収量約0.5kg)にとどまっております、目標は達成できていない。環境省及び経済産業省は、14万tの回収量目標について、採算性の確保の観点等から回収量目標を小さくすることは困難とする一方、資源価格の下落により、鉄や銅の組成比率の高い重量の大きい使用済小型家電の回収量の伸びが鈍化していることから、回収量目標を大きくすることも困難としており、29年4月に基本方針の14万tの回収量目標の達成時期を30年度に変更している(基本方針の二、項目資料1-⑦、⑧参照)。

(注2) 基本方針に掲げる回収量目標は、市町村による回収量と認定事業者等による直接回収量の合計であり、一人当たり回収量は、その合計値を総人口で除したものである。

(オ) 個人情報保護対策について

基本方針では、使用済小型家電の中には個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要があるとあり、市町村は消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知を行うこと等が必要とされている(基本方針の六の1参照)。

ウ 小型家電リサイクルにおける関係機関等の役割・取組について

(7) 国の役割・取組について

小型家電リサイクル法第4条において、国は、その責務として、使用済小型家電の分別、収集及び再資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされているとともに、使用済小型家電に関する情報の収集、整理、活用等についても必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

また、基本方針において、国は、使用済小型家電の回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼び掛けを行うこと等を通じて、市町村の参加を促進するよ

う最大限努める必要があるとされている（基本方針の三の6参照）。

これらを踏まえ、国においては、次のような取組を実施している。

（小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業）

環境省は、使用済小型家電の再資源化を促進するための環境整備の一環として、平成24年度から27年度まで実施した小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（以下「実証事業」という。）を通じて、市町村の使用済小型家電の回収体制の構築を進めてきた。

実証事業では、使用済小型家電の回収ボックスの設置費用や市民への広報（広告費、ごみカレンダーの印刷費等）に関する経費について国が負担しており、このような取組により、市町村における小型家電リサイクルの実施を促進してきた（項目資料1-⑨参照）。

（市町村における小型家電リサイクルの取組状況の把握）

環境省は、小型家電リサイクル法の施行を受け、市町村の小型家電リサイクルの取組状況や課題等を把握するため、毎年度、市町村実態調査（共通資料8、項目資料1-⑩参照）を実施している。また、市町村実態調査により得られた結果（参加市町村数、回収方法等）については、経済産業省の産業構造審議会の小型家電リサイクルワーキンググループと環境省の中央環境審議会の小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会の資料の一部として活用されている。

（市町村向け説明会及び市町村意見交換会）

環境省は、①平成25年度及び26年度に市町村向け説明会を開催し、小型家電リサイクル法等の概要、回収ガイドラインや契約ガイドラインの内容、実証事業、実証事業を利用した市町村の小型家電リサイクルの取組例等に関する情報提供を行うとともに（項目資料1-⑪参照）、②27年度及び28年度に市町村意見交換会を開催し、小型家電リサイクルに関する取組の説明、他市町村の取組事例の紹介を行うなどしている（項目資料1-⑫参照）。

（イ）市町村の役割・取組について

小型家電リサイクル法第5条第1項において、市町村は、使用済小型家電を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、使用済小型家電を認定事業者その他使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者（以下「認定事業者以外の再資源化事業者」という。）に引き渡すよう努めなければならないとされている。

また、基本方針では、使用済小型家電の相当部分が一般廃棄物として処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型家電の再資源化の前提となるものであり、多くの市町村の本制度への参加が不可欠とされ、市町村の参加、安定的かつ効率的な収集、回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しを通じて、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現されるとの考え方が示されている。さらに、基本方針において、市町村は、使用済小型家電の回収が最終処分量の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があることや、認定事業者以外の再資源化事業者に回収した使用済小型家電を引き渡す場合、当該引渡先が適切か確認することが求められるなどとされている

(基本方針の三の2参照)。

市町村における使用済小型家電の回収方法について、回収ガイドラインでは、①ボックス回収、②ステーション回収、③ピックアップ回収、④集団回収・市民参加型回収、⑤イベント回収、⑥清掃工場等への持込み及び⑦戸別訪問回収の七つが示されており、地域や消費者、既存の回収制度等の実情に合わせて適切な回収方法を検討することとされている(図表1-③参照)。

図表1-③ 市町村による回収方法の概要

| 回収方法 | 概 要 |
|--------------|--|
| ボックス回収 | 回収ボックス(回収箱)を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型家電を直接投入する方法 |
| ステーション回収 | 現行の分別収集体制においてステーション(ごみ排出場所)ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型家電に該当する分別区分を新設(回収コンテナ等を設置)し、使用済小型家電を回収する方法 |
| ピックアップ回収 | 従来的一般廃棄物の分別区分に沿って回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型家電を市町村側で選別する方法 |
| 集団回収・市民参加型回収 | 既に資源物の集団回収を行っている市民団体が使用済小型家電を回収する方法 |
| イベント回収 | 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型家電を回収する方法 |
| 清掃工場等への持込み | 清掃工場等へ消費者が使用済小型家電を持参する方法 |
| 戸別訪問回収 | 消費者が使用済小型家電を排出したい旨を市町村に連絡し、市町村担当者又は市町村から依頼を受けた業者が、連絡をした家庭に直接引取りに行き対象機器を回収する方法 |

(注) 回収ガイドラインを基に当省が作成した。

(ウ) 都道府県の役割について

小型家電リサイクル法第5条第2項において、都道府県は、市町村に対し、市町村が求められている責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならないとされている。

また、基本方針では、都道府県は、管内市町村に対し、本制度への参加や連携の呼びかけ、回収方法に関する助言など、市町村の回収に協力することが期待されるとされている(基本方針の三の2参照)。

(イ) 認定事業者の役割について

小型家電リサイクル法第12条では、認定事業者は、再資源化事業計画において収集区域として定めた区域内の市町村から使用済小型家電の引取りを求められた場合、天災その他やむを得ない事由により引取りが困難な場合など、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないとされている。

なお、認定事業者は、平成25年6月に14事業者であったが、29年4月には49事業者に増加している(図表1-④参照)。

図表1-④ 認定事業者数の推移（平成25年6月～29年4月）

| | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成25年6月 | 平成26年4月 | 平成27年4月 | 平成28年4月 | 平成28年7月 | 平成29年4月 |
| 認定事業者数 | 14 | 35 | 41 | 47 | 47 | 49 |

(注)1 環境省の資料を基に当省が作成した。

2 平成25年6月に最初の認定が実施された。また、平成28年8月から当省の調査を開始したため、同年7月の認定事業者数も記載した。

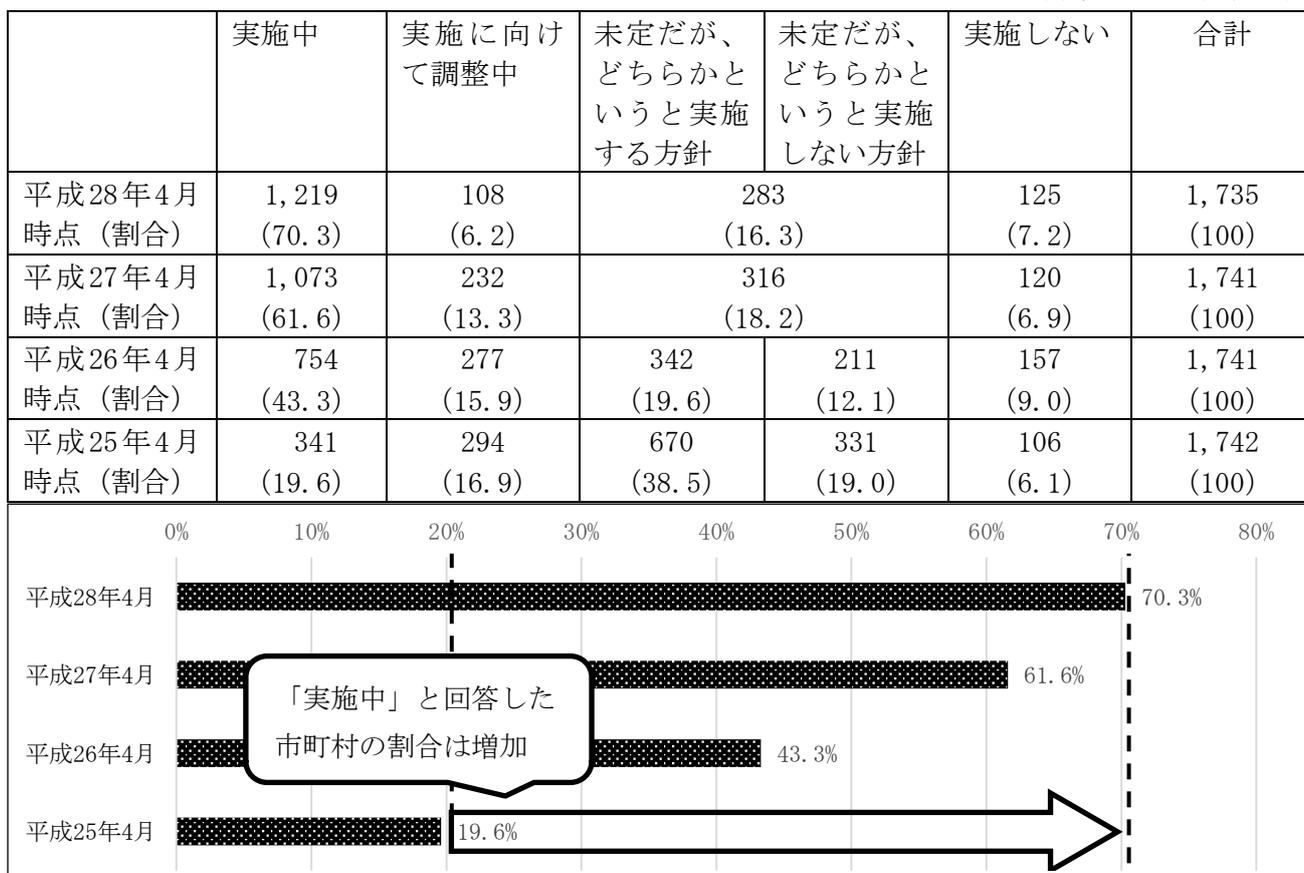
(2) 全国における小型家電リサイクルの取組状況

平成28年12月に開催された審議会（注3）の資料（以下「審議会資料」という。）によると、各年度4月1日現在で、小型家電リサイクルを「実施中」と回答した市町村の割合は、平成25年度19.6%、26年度43.3%、27年度61.6%、28年度70.3%と年々増加している状況がみられた（図表1-⑤参照）。

(注3) 審議会とは、産業構造審議会産業技術環境分科会（廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ）（第2回）及び中央環境審議会（循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会）合同会合（第15回）のことである。

図表1-⑤ 全国の市町村における小型家電リサイクルの実施状況

（単位：市町村、％）



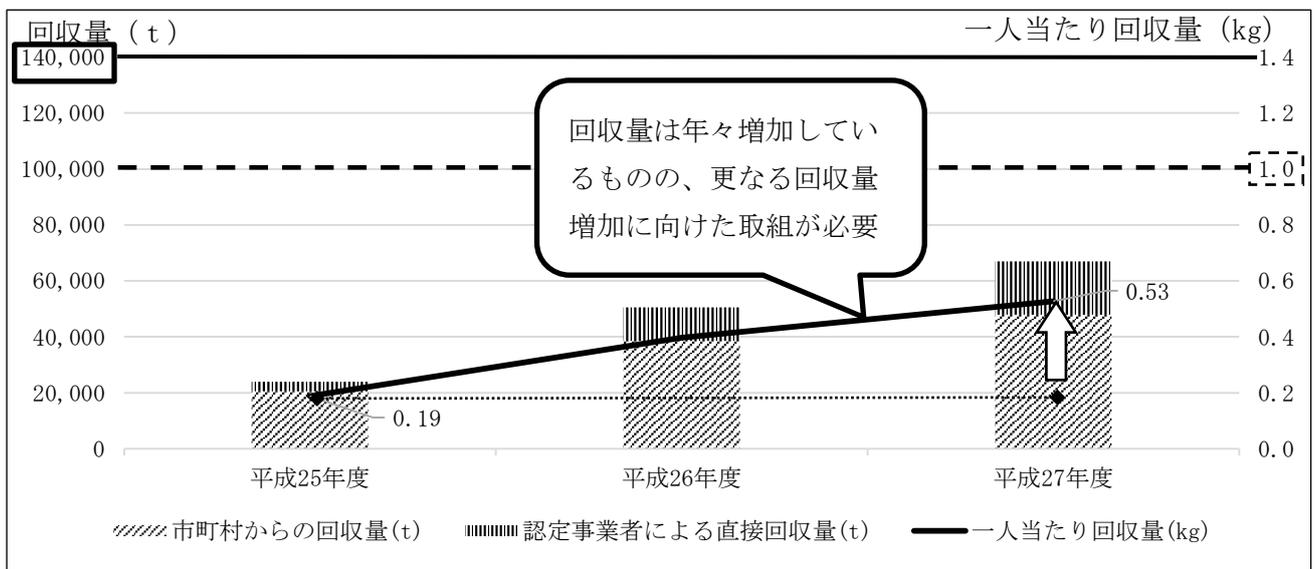
(注)1 審議会資料を基に当省が作成した。

2 () は、各年度の「合計」に占める割合を表す。なお、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがある。

一方で、市町村全体における回収量をみると、平成25年度2万507t（一人当たり回収量0.16kg）、26年度3万8,546t（同0.30kg）及び27年度4万7,942t（同0.38kg）と年々増加しているものの、基本方針に掲げる回収量目標の達成に向け、更なる回収量の増加に向けた取組が必要な状況となっている（図表1-⑥参照）。

図表1-⑥ 全国の市町村における使用済小型家電の回収状況

| | 市町村の回収量(t) | | 認定事業者の 直接回収量(t) | | 合計(t) | |
|--------|------------|------------------|--------------------|------------------|--------|------------------|
| | | 一人当たり 回収量(kg) | | 一人当たり 回収量(kg) | | 一人当たり 回収量(kg) |
| 平成27年度 | 47,942 | 0.38 | 19,036 | 0.15 | 66,978 | 0.53 |
| 平成26年度 | 38,546 | 0.30 | 11,945 | 0.09 | 50,491 | 0.40 |
| 平成25年度 | 20,507 | 0.16 | 3,464 | 0.03 | 23,971 | 0.19 |



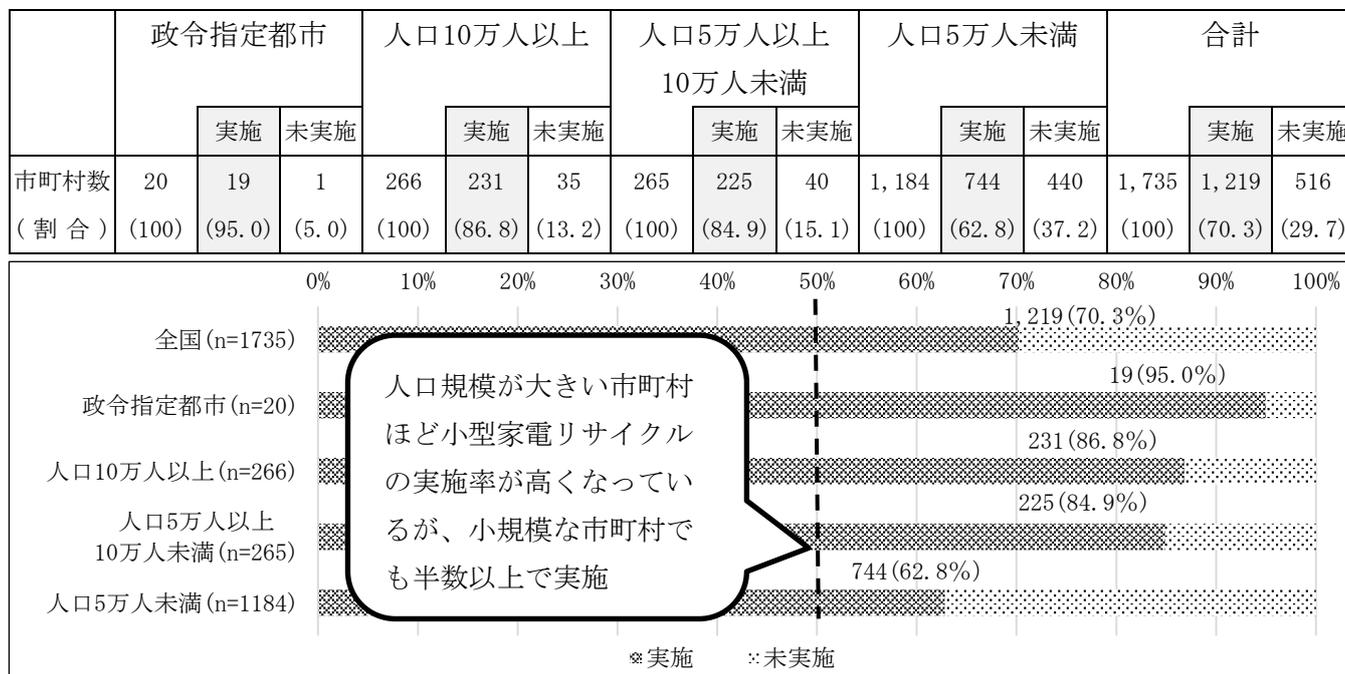
(注)1 審議会資料を基に当省が作成した。

- 2 一人当たり回収量は、各年度の回収量について、それぞれ各年度人口で除したもの。本表において使用している各年度人口は、総務省統計局が作成する「人口推計」（平成28年3月報）により、平成25年度が1億2,729万7,686人、26年度が1億2,708万2,819人、27年度が1億2,711万47人とした。
- 3 四捨五入により、「一人当たり回収量」は必ずしも数値が一致しない。
- 4 グラフ中の補助線（実線）は年間回収量の目標値14万tを、補助線（破線）は年間一人当たり回収量の目標値1kgを示す。

また、市町村実態調査の結果を基に、市町村の人口規模別に平成28年4月1日現在の小型家電リサイクルの実施状況を見ると、政令指定都市の95.0%、人口10万人以上の市町村の86.8%、人口5万人以上10万人未満の市町村の84.9%、人口5万人未満の市町村の62.8%が小型家電リサイクルを実施しており、人口規模が大きい市町村ほど小型家電リサイクルの実施率が高くなっているが、小規模な市町村でも半数以上で実施されている（図表1-⑦参照）。

図表 1-⑦ 全国の市町村における人口規模別の小型家電リサイクルの実施状況（平成 28 年 4 月現在）

（単位：市町村、％）



(注)1 市町村実態調査結果を基に当省が作成した。

2 () は、各人口区分の全体の市町村数に占める割合を表す。

3 グラフ中の補助線（破線）は、小型家電リサイクルの実施率50%を示す。

平成27年度に認定事業者が処理した使用済小型家電の数量は5万7,260 t であり、このうち、再資源化された金属の量は、鉄が2万6,326 t、アルミニウムが2,023 t、銅が1,469 t、ステンレス・真ちゅうが148 t、銀が2.56 t、金が0.21 t、パラジウムが0.02 t などとなっている。このほか、プラスチックについては、再資源化されたものが2,550 t、熱回収されたものが1万3,612 t となっている（項目資料1-⑬参照）。

なお、小型家電リサイクルにおいて、市町村が再資源化事業者の使用済小型家電を売却するに当たっての売却単価(注4)は、これに含まれる鉄、アルミニウム、金、銀、銅などの金属の市場価格の影響を受けると考えられる。近年における主な金属価格の推移をみると、金はおおむね価格が安定（1g当たり4,000円超）しており、鉄、アルミニウム及び銅については、平成26年度前後から下落傾向にあったが、28年度にはおおむね上昇に転じている（項目資料1-⑭～⑰参照）。

(注4) 市町村が回収した使用済小型家電を再資源化事業者へ売却する場合の代価に相当する金額のこと。当該市町村が回収物の搬入施設から遠く運搬費が増加する場合など、取引全体損益（後述2-(4)-ア参照）がマイナスとなることがあり得る。

2 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進

基本方針における使用済小型家電の回収量目標（平成30年度までに年間14万t（一人当たり約1kg））の達成に向け、更なる回収量の増加に向けた取組が必要な状況となっている。

基本方針に掲げる目標が達成できなかった原因として、審議会資料では、鉄、銅等の資源価格が下落した結果、鉄、銅等で構成される比較的重量の大きい使用済小型家電の価値が下がったことなどが挙げられている（項目資料2-①参照）。

このように、小型家電リサイクルの持続的な実施及び使用済小型家電の回収量増加のためには、市町村における採算性の確保が重要である。

(1) 調査対象市町村における小型家電リサイクルの取組状況

今回、当省において、i) 政令指定都市10市、ii) 人口10万人以上の市町村49市町村、iii) 人口5万人以上10万人未満の市町村30市町村、iv) 人口5万人未満の市町村55市町村の合計144市町村を対象に調査を行った(注1)（項目資料2-②参照）。

(注1) 調査対象市町村は、調査対象22都道府県における政令指定都市、中核市及び県庁所在市を選定した上で、人口規模別の取組を分析するため、人口10万人以上、人口5万人以上10万人未満、人口5万人未満の市町村ごとに小型家電リサイクルの実施状況を勘案し選定した。

なお、市町村が何をすれば小型家電リサイクルを実施したことになるのかの判断については、小型家電リサイクル法第2条第3項に定める「再資源化」の定義以上のものはないとしているが、小型家電リサイクル法第5条第1項に定められた市町村の責務を踏まえると、区域内における使用済小型家電の分別収集と収集した使用済小型家電の適切な再資源化事業者への引渡しが、市町村における取組の要点と考えられる。このため、当省の調査においては、小型家電リサイクルの適切な取組を促進する観点から、①住民から排出された使用済小型家電を分別収集していること、②認定事業者又は認定事業者以外の再資源化事業者において、回収した使用済小型家電から、鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック及びその他に高度に分別ができていることのうち、いずれかの要件を満たすものについて、「実施」として整理し、市町村の取組状況を取りまとめた。

ア 調査対象市町村における小型家電リサイクルの実施状況

調査対象144市町村における小型家電リサイクルの実施率（各年度末現在）(注2)は、平成25年度91市町村（63.2%）、26年度117市町村（81.3%）、27年度122市町村（84.7%）、28年度124市町村（86.1%）となっている。

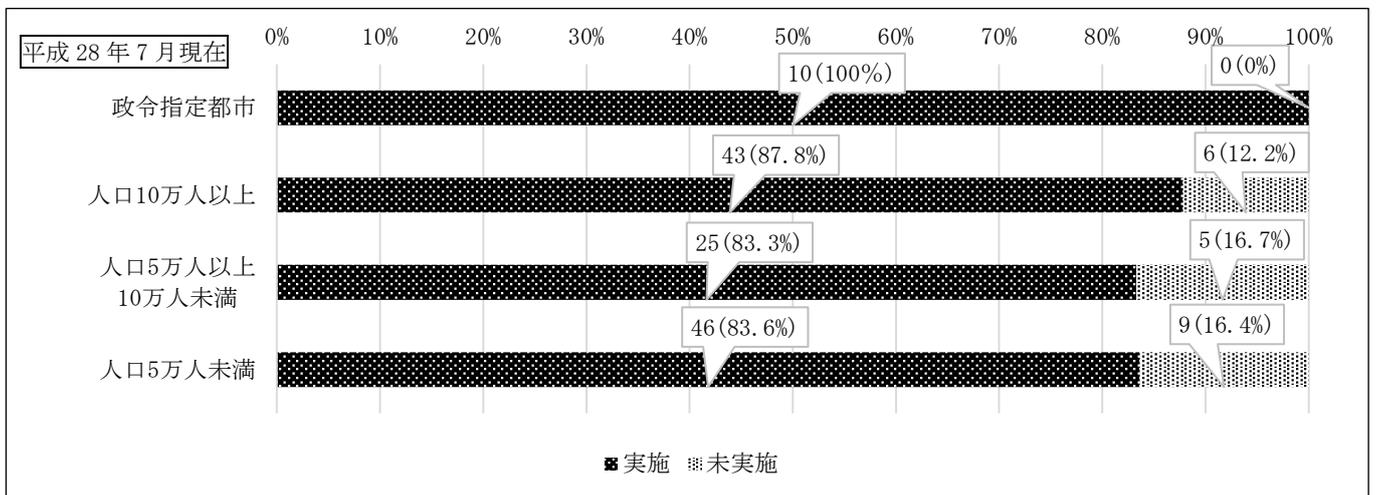
(注2) 平成28年度については、同年7月末現在の状況である。

また、平成28年7月末時点の小型家電リサイクルの実施率を人口規模別にみると、i) 政令指定都市では10市（100%）、ii) 人口10万人以上の市町村では43市町村（87.8%）、iii) 人口5万人以上10万人未満の市町村では25市町村（83.3%）、iv) 人口5万人未満の市町村では46市町村（83.6%）となっている（図表2-①参照）。

図表2-① 調査対象市町村における人口規模別の小型家電リサイクルの実施状況

(単位：市町村、%)

| | 政令指定都市 | | 人口10万人以上 | | 人口5万人以上 10万人未満 | | 人口5万人未満 | | 合計 | |
|----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 | 実施 | 未実施 |
| 平成28年度 (割合) | 10 (100) | 0 (0) | 43 (87.8) | 6 (12.2) | 25 (83.3) | 5 (16.7) | 46 (83.6) | 9 (16.4) | 124 (86.1) | 20 (13.9) |
| 平成27年度 (割合) | 9 (90.0) | 1 (10.0) | 42 (85.7) | 7 (14.3) | 25 (83.3) | 5 (16.7) | 46 (83.6) | 9 (16.4) | 122 (84.7) | 22 (15.3) |
| 平成26年度 (割合) | 8 (80.0) | 2 (20.0) | 41 (83.7) | 8 (16.3) | 25 (83.3) | 5 (16.7) | 43 (78.2) | 12 (21.8) | 117 (81.3) | 27 (18.8) |
| 平成25年度 (割合) | 6 (60.0) | 4 (40.0) | 27 (55.1) | 22 (44.9) | 20 (66.7) | 10 (33.3) | 38 (69.1) | 17 (30.9) | 91 (63.2) | 53 (36.8) |



(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、人口区分ごとの合計に占める割合を表す。また、四捨五入のため、割合の合計は必ずしも100とならない場合がある。

3 平成28年度については、同年7月末現在の状況である。

イ 調査対象市町村における回収量の状況

調査対象144市町村における使用済小型家電の回収量をみると、回収量を把握している市町村全体(注3)で、平成25年度5,005t(75市町村)、26年度7,120t(104市町村)、27年度7,977t(112市町村)となっており、小型家電リサイクル実施市町村の増加に伴い回収量も増加している。この回収量を実施市町村の人口一人当たりに換算すると、一人当たり回収量は、平成25年度0.27kg、26年度0.29kg、27年度0.31kgとなっている(図表2-②参照)。

(注3) 小型家電リサイクル未実施市町村(図表2-①参照)のほか、処理委託事業者から小型家電の回収実績の報告を受けていない、台数ベースの回収量は把握しているが重量ベースの回収量は把握していないなどの理由から使用済小型家電の回収量を把握していない市町村(平成25年度：16市町村、26年度：13市町村、27年度：10市町村)を除外した市町村である。

図表2-② 調査対象市町村における使用済小型家電の回収量

(単位：市町村、kg)

| | 対象市町村 | 左記市町村の回収量全体 | |
|--------|-------|-------------|------|
| | | 一人当たり回収量 | |
| 平成27年度 | 112 | 7,977,367 | 0.31 |
| 平成26年度 | 104 | 7,120,330 | 0.29 |
| 平成25年度 | 75 | 5,004,934 | 0.27 |

(注)1 当省の調査結果による。

- 「対象市町村」は、各年度において小型家電リサイクルを実施する市町村のうち、使用済小型家電の回収量を把握していない市町村の実績については計上していない。
- 一人当たり回収量は、各年度の回収量について、その翌年度4月1日時点の人口で除したものである。

また、基本方針に掲げる目標値である一人当たり回収量1kgを超えた市町村は、平成25年度17市町村(22.7%)、26年度26市町村(25.0%)、27年度29市町村(25.9%)となっている。一方で、目標値の一割である一人当たり回収量0.1kgに満たない市町村が、平成25年度28市町村(37.3%)、26年度38市町村(36.5%)、27年度32市町村(28.6%)となっているなど、市町村により一人当たり回収量には大きな差がある状況となっている(図表2-③参照)。

図表2-③ 調査対象市町村における使用済小型家電の一人当たり回収量

(単位：市町村、%)

| | 一人当たり回収量 1kg以上 | 一人当たり回収量 0.1kg以上1kg未満 | 一人当たり回収量 0.1kg未満 | 合計 |
|----------------|-------------------|--------------------------|---------------------|--------------|
| 平成27年度 (割合) | 29 (25.9) | 51 (45.5) | 32 (28.6) | 112 (100) |
| 平成26年度 (割合) | 26 (25.0) | 40 (38.5) | 38 (36.5) | 104 (100) |
| 平成25年度 (割合) | 17 (22.7) | 30 (40.0) | 28 (37.3) | 75 (100) |

(注)1 当省の調査結果による。

- () は、各年度の合計に占める割合を表す。
- 各年度において小型家電リサイクルを実施する市町村のうち、使用済小型家電の回収量を把握していない市町村の実績については計上していない。

ウ 調査対象市町村における回収方法

調査対象144市町村のうち、平成27年度に小型家電リサイクルを実施している122市町村について、①ボックス回収、②ステーション回収、③ピックアップ回収及び④清掃工場等への持込みの実施状況を調査したところ、①ボックス回収が72市町村(59.0%)、②ステーション回収が11市町村(9.0%)、③ピックアップ回収が81市町村(66.4%)、④清掃工場等への持込みが79市町村(64.8%)となっている(図表2-④参照)(注4)。

(注4) 市町村実態調査における各市町村の回答内容にかかわらず、回収ガイドラインに示される回収方法に照らして当省で分類した。

図表2-④ 調査対象市町村における回収方法別実施状況（平成27年度）

（単位：市町村、％）

| 回収方法別実施状況 | | | | 合計 |
|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| ボックス回収 | ステーション回収 | ピックアップ回収 | 清掃工場等への持込み | |
| 72 (59.0) | 11 (9.0) | 81 (66.4) | 79 (64.8) | 122 (100) |

- (注)1 当省の調査結果による。
 2 () は、「合計」に占める割合を表す。
 3 複数の回収方法を実施している場合、それぞれの区分に計上しているため、合計と一致しない。

上記の122市町村のうち、単独の回収方法を実施している市町村は23市町村（18.9％）であり、その内訳は、i) ボックス回収のみ実施が10市町村（8.2％）、ii) ステーション回収のみ実施が1市町村（0.8％）、iii) ピックアップ回収のみ実施が7市町村（5.7％）、iv) 清掃工場等への持込みのみ実施が4市町村（3.3％）などとなっている（項目資料2-③参照）。

一方で、残りの99市町村（81.1％）は複数の回収方法を実施しており、上記の①から④までの回収方法の組合せとしては、i) ボックス回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施（ステーション回収は未実施）が30市町村（24.6％）、ii) ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施（ボックス回収及びステーション回収は未実施）が28市町村（23.0％）と多く、市町村ごとに回収方法は多様となっている（項目資料2-④参照）。

エ 調査対象市町村における回収対象品目

調査対象144市町村のうち、平成27年度に小型家電リサイクルを実施している122市町村について、主な回収対象品目をみると、i) 制度対象28品目全てを対象とするものが44市町村（36.1％）、ii) 制度対象28品目のうち27品目を対象(注5)とするものが22市町村（18.0％）、iii) 特定対象16品目のみを対象とするものが8市町村（6.6％）、iv) 特定対象16品目の一部を対象とするものが16市町村（13.1％）など、市町村により回収対象品目に違いがある（図表2-⑤参照）。

- (注5) メーカーによる自主回収が実施されているパソコンや破砕等が困難なマッサージチェアなど1品目のみ回収対象品目から除外している市町村がみられる。

図表2-⑤ 調査対象市町村における回収対象品目の設定状況（平成27年度）

（単位：市町村、％）

| | 全体 | 回収対象品目 | | | | |
|--------------|--------------|--------------|-----------------|------------|-----------------|--------------|
| | | 制度対象28品目全て | 制度対象28品目のうち27品目 | 特定対象16品目のみ | 特定対象16品目のうち一部のみ | その他 |
| 市町村数 (割合) | 122 (100) | 44 (36.1) | 22 (18.0) | 8 (6.6) | 16 (13.1) | 32 (26.2) |

- (注)1 当省の調査結果による。
 2 () は、「全体」に占める割合を表す。
 3 「その他」には、特定対象16品目の一部及びそれ以外の制度対象28品目の一部を回収している市町村などを含む。

(2) 調査対象市町村における回収量増加に向けた取組

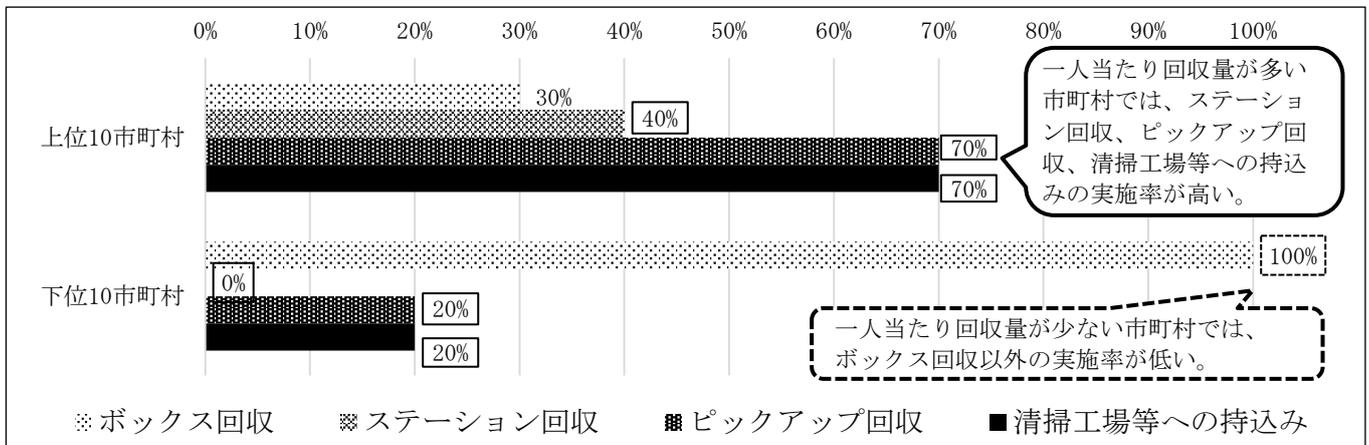
ア 回収量の増加に効果的な取組の分析

(一人当たり回収量上位及び下位の市町村における回収方法別の状況)

前述(1)-イのとおり、一人当たり回収量は、市町村により大きな差が生じている。回収量の増加に効果的な取組を分析するため、調査対象144市町村のうち、平成27年度における一人当たり回収量が上位の10市町村及び下位の10市町村における回収方法を比較すると、上位10市町村では、ボックス回収が3市町村(30.0%)、ステーション回収が4市町村(40.0%)、ピックアップ回収が7市町村(70.0%)及び清掃工場等への持込みが7市町村(70.0%)となっている一方で、下位10市町村では、ボックス回収が10市町村(100%)、ステーション回収がなし、ピックアップ回収が2市町村(20.0%)及び清掃工場等への持込みが2市町村(20.0%)となっており、上位10市町村では、下位10市町村に比べ、ステーション回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みの実施率が高くなっている(図表2-⑥参照)。

図表2-⑥ 調査対象市町村における一人当たり回収量の上位・下位10市町村の回収方法 (平成27年度)
(単位: kg、%)

| 区分 | 一人当たり回収量平均 | ボックス回収 | ステーション回収 | ピックアップ回収 | 清掃工場等への持込み |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 上位10市町村 | 2.83 | 3 (30.0) | 4 (40.0) | 7 (70.0) | 7 (70.0) |
| 下位10市町村 | 0.008 | 10 (100) | 0 (0) | 2 (20.0) | 2 (20.0) |



(注)1 当省の調査結果による。

2 「一人当たり回収量平均」は、それぞれの区分に属する10市町村の回収量の合計を人口の合計で除したものである。

3 () は、それぞれの区分ごとの10市町村に占める割合を表す。

(単独の回収方法を実施している市町村における回収量)

上記のとおり、一人当たり回収量の上位及び下位の市町村における回収方法には一定の傾向がみられたことを踏まえ、端的に回収方法別の効果を分析するため、単独の回収方法を実施する市町村における一人当たり回収量を比較した。

平成27年度において単独の回収方法を実施している23市町村のうち、使用済小型家電の回収量が把握できた21市町村における一人当たり回収量(注6)をみると、i) ボックス回収のみを実施する10市町村では0.13kg、ii) ステーション回収のみを実施する1市町村(注7)では1.80kg、iii) ピックアップ

回収のみを実施する6市町村では0.29kg、iv) 清掃工場等への持込みのみを実施する4市町村では0.23kgとなっている（図表2-⑦参照）。

このことから、ボックス回収に比べ、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みでは約2倍の回収効果が生じており、ステーション回収では、1市町村のデータではあるものの約14倍の回収量であった。

(注6) 回収方法別に市町村のそれぞれの回収量の合計を人口の合計で除した数値である。

(注7) 平成27年度にステーション回収を実施（複数の回収方法を実施する市町村を含む。）し、かつ、回収量を把握している10市町村の一人当たり回収量の平均は、1.27kgとなっている。

図表2-⑦ 単独の回収方法を実施している21市町村における一人当たり回収量

（単位：市町村、kg、人）

| 単独の回収方法を実施し、かつ、その回収量が把握可能な市町村数 | | | | | | |
|--------------------------------|----|--------------|----|-------------|------------|-------------------|
| | | 回収方法 | | 総回収量 (a) | 総人口 (b) | 一人当たり 回収量(a/b) |
| 市 町 村 数 | 21 | ボックス回収のみ | 10 | 96,292 | 748,223 | 0.13 |
| | | ステーション回収のみ | 1 | 58,472 | 32,410 | 1.80 |
| | | ピックアップ回収のみ | 6 | 146,777 | 504,136 | 0.29 |
| | | 清掃工場等への持込みのみ | 4 | 92,896 | 396,305 | 0.23 |

(注)1 当省の調査結果による。

2 単独の回収方法を実施している23市町村のうち、使用済小型家電の回収量を把握していない2市町村の実績は計上していない。

（一人当たり回収量上位及び下位の市町村における回収対象品目）

また、一人当たり回収量の上位10市町村における回収対象品目をみると、制度対象28品目全て（5市町村）又は制度対象28品目のうち27品目（5市町村）を回収対象としている。一方で、一人当たり回収量の下位10市町村における回収対象品目をみると、特定対象16品目のみ（3市町村）、特定対象16品目の一部のみ（6市町村）等を回収対象としており、一人当たり回収量の上位10市町村では、下位10市町村に比べ、回収対象品目を限定せずに広く回収している傾向にある。

（回収対象品目の分類別の回収量）

上記のとおり、一人当たり回収量の上位及び下位の市町村における回収対象品目に一定の傾向がみられたことを踏まえ、平成27年度の回収量を把握している112市町村のうち、回収対象品目を制度対象28品目全てとしている44市町村と特定対象品目16品目のみとしている8市町村の一人当たり回収量(注8)を比較したところ、制度対象28品目全てを回収対象とする44市町村の一人当たり回収量は0.48kg、特定対象16品目のみを回収対象とする8市町村の一人当たり回収量は0.04kgと、約12倍の違いがみられた（図表2-⑧参照）。

(注8) 市町村が回収対象とする品目別の回収量の合計を人口の合計で除した数値である。

図表2-⑧ 回収対象品目の分類別の一人当たり回収量

(単位：市町村、kg、人)

| 回収対象品目の分類 | 市町村数 | 総回収量 (a) | 総人口 (b) | 一人当たり回収量 (a/b) |
|------------|------|-------------|------------|-------------------|
| 制度対象28品目全て | 44 | 4,488,713 | 9,432,891 | 0.48 |
| 特定対象16品目のみ | 8 | 289,023 | 7,813,930 | 0.04 |

(注) 当省の調査結果による。

以上のとおり、一人当たり回収量の上位市町村においては、ステーション回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みの実施率が高く、回収対象品目が広がっている傾向がみられた。一方で、一人当たり回収量の下位市町村では、ボックス回収の実施率が高く、回収対象品目も限定されている。

ボックス回収では、構造上、ボックス投入口より小さい使用済小型家電しか回収できず、回収できる品目が制限されるが、ステーション回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みでは、回収できる品目にそのような制限が少なく、比較的大きい使用済小型家電も回収が可能となっていることが、回収量増加に結びついていると考えられる。

イ 回収量が多い回収方法を実施困難とする理由とそれらの理由となる状況を克服している例

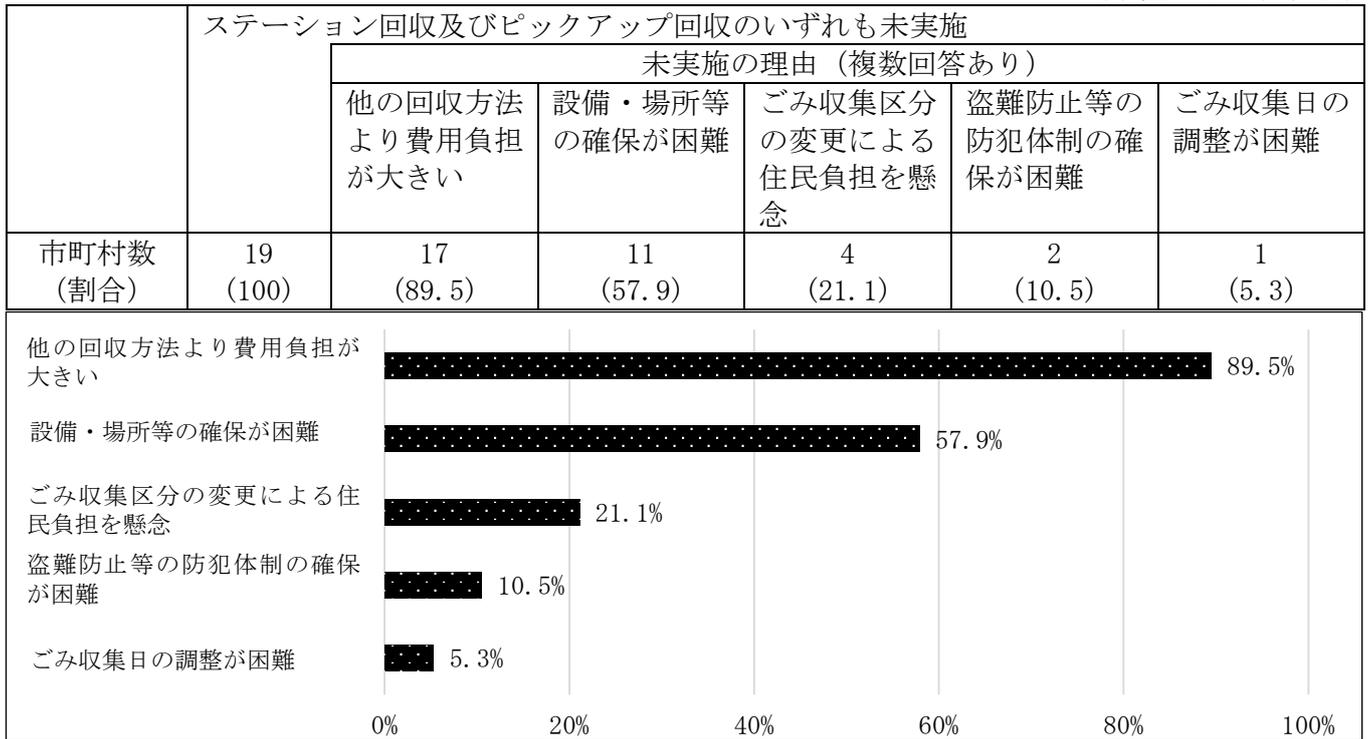
前述アのとおり、回収方法によっては、一定の回収量の増加が期待できるところであるが、市町村のごみ処理体制や設備によっては、必ずしもそのような回収方法が実施できないことが想定される。そこで、平成27年度末時点で、ステーション回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施していない市町村における実施が困難な理由について調査した。一方で、それらの理由となる状況を克服して、ステーション回収、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施している市町村の取組状況についても、調査を行った。

(ステーション回収及びピックアップ回収が実施困難な理由とその理由を克服している例)

調査対象144市町村のうち、平成27年度の一人当たり回収量が0.1kg未満の32市町村についてみると、ステーション回収は32市町村全てで実施されておらず、加えて、19市町村では、ピックアップ回収も実施していない。当該19市町村におけるこれらの回収方法を実施していない理由（複数回答あり）について調査したところ、i) ごみ処理委託費や人件費の増加が見込まれるなど、他の回収方法より費用負担が大きい（17市町村）、ii) 収集、運搬、選別及び保管のための設備・場所等が確保できない（11市町村）、iii) ステーション回収を実施するとなると、ごみ収集区分の調整・増加が必要となり、住民への負担を招くため（4市町村）などの理由がみられた（図表2-⑨参照）。

図表2-⑨ 一人当たり回収量0.1kg未満市町村のうち、ステーション回収及びピックアップ回収のいずれも実施していない市町村の未実施の理由（平成27年度）

(単位：市町村、%)



(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「ステーション回収及びピックアップ回収のいずれも未実施」に占める割合を表す。

3 複数回答のため、未実施の理由の総数は合計と一致しない。

他方、以下のように、既存の体制・設備を活用するなどして新たな費用や多くの費用をかけずに、あるいは施設・設備の更新時の機会を捉えて、ステーション回収やピックアップ回収を実施又は検討している市町村がみられた。

- ① 従前から搬入されたごみの中から資源物、危険物、処理不適物等の選別・除去を実施していたが、その作業の中で併せて使用済小型家電をピックアップすることとし、ピックアップ回収をしている市町村（22市町村）（項目資料2-⑤参照）
- ② 従前から回収している「金属ごみ」などの収集区分を整理・統合して「小型家電」の回収区分を設けることで、全体のごみ回収の頻度を増やすことなくステーション回収をしている市町村（4市町村）（項目資料2-⑥参照）
- ③ シルバー人材等を活用して、多くの費用をかけることなくピックアップ回収をしている市町村（4市町村）（項目資料2-⑦参照）
- ④ 既存の施設や設備の更新に合わせて、ごみ分別区分の見直し、選別体制の見直し、作業場所の確保等を行うことで、ステーション回収やピックアップ回収を実施した又は実施を検討している市町村（4市町村）（項目資料2-⑧参照）

(清掃工場等への持込みが実施困難な理由とその理由を克服している例)

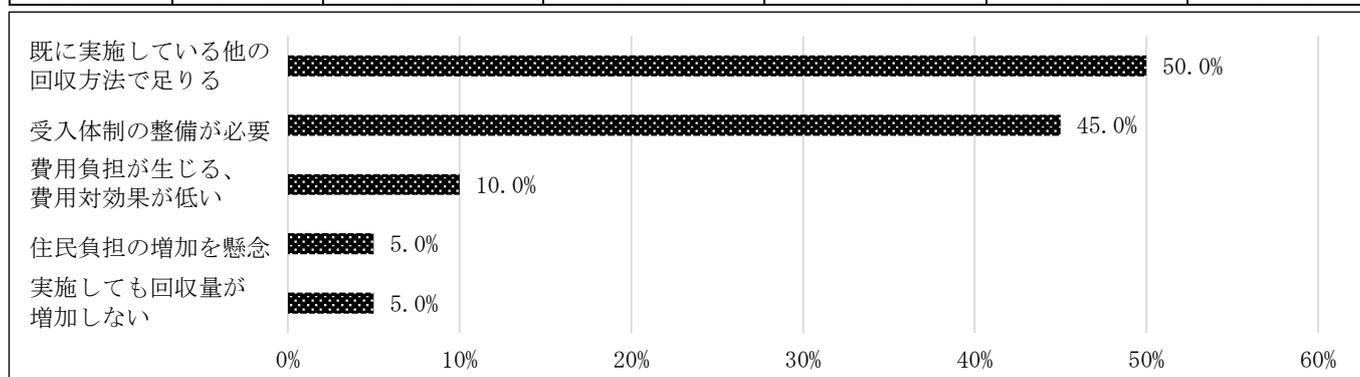
調査対象144市町村のうち、平成27年度の一人当たり回収量が0.1kg未満の32市町村についてみると、清掃工場等への持込みを実施していない市町村は20市町村であった。この20市町村における清掃

工場等への持込みを実施していない理由（複数回答あり）について調査したところ、i）ボックス回収やピックアップ回収など、既に実施している他の回収方法で足りるため（10市町村）、ii）対応する職員の体制や一部事務組合との調整など、受入体制の整備が必要となるため（9市町村）、iii）粗大ごみにより回収される使用済小型家電は金属含有量の低い品目が多いなど、費用対効果が低いため（2市町村）などの理由がみられた（図表2-⑩参照）。

図表2-⑩ 一人当たり回収量0.1kg未満の市町村のうち、清掃工場等への持込みを実施していない市町村の未実施の理由（平成27年度）

（単位：市町村、％）

| | 清掃工場等への持込みを未実施 | | | | | |
|--------------|--------------------|--------------|-------------------|-------------|----------------|------------|
| | 未実施の理由（複数回答あり） | | | | | |
| | 既に実施している他の回収方法で足りる | 受入体制の整備が必要 | 費用負担が生じる、費用対効果が低い | 住民負担の増加を懸念 | 実施しても回収量が増加しない | |
| 市町村数 (割合) | 20 (100) | 10 (50.0) | 9 (45.0) | 2 (10.0) | 1 (5.0) | 1 (5.0) |



(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「清掃工場等への持込みを未実施」に占める割合を表す。

3 複数回答のため、未実施の理由の合計は、未実施の市町村数と一致しない。

他方、平成27年度に清掃工場等への持込みを実施している79市町村のうち44市町村では、従前から実施していた粗大ごみ、資源ごみ等の清掃工場等への直接持込みの受入体制を活用・拡大することにより、使用済小型家電についても回収を始めている（項目資料2-⑨参照）。

また、清掃工場等への持込みを実施していない上記の20市町村のうち19市町村（95.0％）では、粗大ごみ、引っ越しや大掃除で発生する一時多量ごみなどについては、既に、住民による清掃工場等への直接持込みを認めていることから、これらの受入体制を活用することにより、使用済小型家電の清掃工場等への持込みが可能になると考えられる。

ウ その他の新たな負担をかけずに回収量の増加につなげている市町村

上記のほか、調査対象144市町村のうち、平成27年度における使用済小型家電の回収量を把握している112市町村の小型家電リサイクルの取組状況をみると、次のとおり、新たな負担をかけずに回収量の増加に取り組んでいる市町村がみられた。

- ① 宅配回収の実施により、回収費用の負担や分別区分の変更を生じさせることなく回収量を増加させている市町村（6市町村）（注9）（項目資料2-⑩参照）

(注9) 宅配回収は、回収ガイドラインに示された回収方法ではないものの、市町村と認定事業者とが覚書を交わし、市町村が住民に対して小型家電リサイクル法の制度の定着と使用済小型家電の回収を促進するための広報を行い、住民は宅配便により使用済小型家電を認定事業者に送付し、認定事業者は住民から回収した使用済小型家電の回収状況を市町村に報告するものである。

- ② 従前は、使用済小型家電を含む不燃ごみについては有料のごみシールなどを貼付して回収していたが、使用済小型家電については有料のごみシールの貼付を不要としてステーション回収することとしたり、ごみ収集区分を変更し、資源物として無料回収し、その中からピックアップ回収することとしたりして、住民の費用負担の軽減を図ることで、回収量の増加につなげている市町村(3市町村)(項目資料2-⑪参照)

(3) 人口規模別の小型家電リサイクルの取組状況

調査対象144市町村のうち、平成27年度の使用済小型家電の回収量を把握している112市町村について、人口規模別の一人当たり回収量の状況をみると、次のとおり、政令指定都市では、他の人口区分と比べて低調となっている(図表2-⑪参照)。

- ① 9政令指定都市の一人当たりの平均回収量(注10)は0.08kgで、市別の一人当たり回収量は、1kg以上はなく、1kg未満0.1kg以上が2市(22.2%)、0.1kg未満が7市(77.8%)

(注10) 一人当たりの平均回収量は、当該人口規模別の区分に属する調査対象市町村のそれぞれの回収量の合計を人口の合計で除したものである。

- ② 人口10万人以上の39市町村の一人当たりの平均回収量は0.46kgで、市町村別の一人当たり回収量は、1kg以上が8市町村(20.5%)、1kg未満0.1kg以上が16市町村(41.0%)、0.1kg未満が15市町村(38.5%)

- ③ 人口5万人以上10万人未満の24市町村の一人当たりの平均回収量は0.90kgで、市町村別の一人当たり回収量は、1kg以上が7市町村(29.2%)、1kg未満0.1kg以上が13市町村(54.2%)、0.1kg未満が4市町村(16.7%)

- ④ 人口5万人未満の40市町村の一人当たりの平均回収量は0.92kgで、市町村別の一人当たり回収量は、1kg以上が14市町村(35.0%)、1kg未満0.1kg以上が20市町村(50.0%)、0.1kg未満が6市町村(15.0%)

図表 2-⑪ 調査対象市町村における人口規模別一人当たり平均回収量(平成27年度)

| | 政令指定都市 | 人口10万人以上 | 人口5万人以上 10万人未満 | 人口5万人未満 |
|----------------|------------|------------|-------------------|---------|
| 市町村数 | 9 | 39 | 24 | 40 |
| 総回収量(kg) | 1,038,643 | 4,586,511 | 1,465,585 | 886,628 |
| 総人口(人) | 13,329,238 | 10,071,374 | 1,631,916 | 962,831 |
| 一人当たり平均回収量(kg) | 0.08 | 0.46 | 0.90 | 0.92 |

(注)1 当省の調査結果による。

2 「一人当たり平均回収量」は、各人口規模別の総回収量を総人口で除したものである。

3 平成27年度の回収量を把握していない10市町村(人口10万人以上:3市町村、人口5万人以上10万人未満:1市町村、人口5万人未満:6市町村)の実績は計上していない。

平成27年10月1日現在における我が国の総人口に占める政令指定都市の人口の割合は21.6%であり、

政令指定都市における小型家電リサイクルの取組の推進は基本方針に掲げる回収量目標の達成に不可欠である（図表2-⑫参照）。

図表2-⑫ 全国市町村における人口規模別の人口占有率（平成27年10月1日現在）

（単位：市町村、人、％）

| 区分 | 政令指定都市 | 人口 10 万人以上 | 人口 5 万人以上 10 万人未満 | 人口 5 万人未満 | 合計 |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 市町村数 （割合） | 20 (1.1) | 262 (15.0) | 262 (15.0) | 1,197 (68.8) | 1,741 (100) |
| 総人口 （割合） | 27,497,224 (21.6) | 61,183,774 (48.1) | 18,343,902 (14.4) | 20,069,875 (15.8) | 127,094,745 (100) |

(注)1 総務省統計局「平成27年国勢調査結果」を基に当省が作成した。

2 特別区を含む。

3 () は、各区分の「合計」に占める割合を表す。また、四捨五入のため、割合の合計は必ずしも100とにならない。

そこで、政令指定都市の一人当たり回収量が低調となっている原因を分析するため、平成27年度末時点で小型家電リサイクルを実施している9政令指定都市における回収方法をみると、i) ボックス回収が9市（100%）、ii) ステーション回収がなし、iii) ピックアップ回収が4市（44.4%）、iv) 清掃工場等への持込みが5市（55.6%）となっている。

また、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施している4市の一人当たり回収量は0.16kgである一方、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みを実施していない4市の一人当たり回収量は0.02kgと低調となっている。

回収量増加に効果的と思われるステーション回収やピックアップ回収を実施していない政令指定都市に、その主な理由（複数回答あり）を調査したところ、ステーション回収については、回収体制の整備に人件費等の費用負担が生じるため（7市）、ごみ区分の増加による住民負担が生じるため（4市）としている。

また、ピックアップ回収を実施していない政令指定都市は5市あり、収集、運搬、選別及び保管のための設備・場所等が確保できないため（5市）、回収体制の整備に人件費等の費用負担が生じるため（3市）などの理由がみられた。一方で、ピックアップ回収を実施している4市では、i) 従前から実施してきた破碎処理前のガスボンベ等危険物の除去作業に併せて回収可能な範囲でピックアップしている（1市）、ii) 施設の更新時に作業体制、作業場所等について見直し、ピックアップ回収を開始した（1市）、iii) 粗大ごみの回収を事前申込制としており、住民からの申込内容から、あらかじめ使用済小型家電が含まれることが判明した場合、収集車両を通常のパッカー車ではなく平ボディ車に変更して回収(注11)している（1市）などの取組により、既存の体制・設備の活用や施設等の更新時の作業場所等の見直しの機会を捉えて、実施している例もみられた（項目資料2-⑫参照）。

(注11) パッカー車は、ごみを圧縮して収集するため、使用済小型家電と粗大ごみとが複雑に混ざってしまいピックアップ回収ができなくなる。一方で、平ボディ車は荷台が平坦となっており、ごみを圧縮して収集しないため、使用済小型家電と粗大ごみとを分別して運搬することが可能となる。

さらに、清掃工場等への持込みを実施していない政令指定都市は4市あり、実施していない理由について、他の回収方法で対応可能なため（4市）、市民の利便性が向上しないため（2市）などとしている。

一方で、清掃工場等への持込みを実施している5市では、i) 従前から実施していた粗大ごみ、資源ごみ等の清掃工場等への直接持込みの受入体制を活用・拡大して実施(4市)、ii) 不燃ごみの組成調査結果や非鉄金属類の売却実績に基づき、清掃工場等に持ち込まれた使用済小型家電のうち、比較的有用性の高い使用済小型家電のピックアップ回収を開始(1市)している例がみられた。

(4) 調査対象市町村における採算性の確保に向けた取組

ア 取引全体損益の状況等

調査対象144市町村のうち、平成27年度末時点で、回収した使用済小型家電の売却額のほか、引渡しに要する運搬費等も含めた取引全体の損益(注12)を把握(注13)している市町村は85市町村あり、うち、取引全体での利益が生じている市町村が67市町村(78.8%)、取引全体での損益がゼロとなる市町村が5市町村(5.9%)、取引全体での損失が生じている市町村が13市町村(15.3%)であった(図表2-⑬参照)。

(注12) この報告書において、取引全体の損益とは、市町村が回収した使用済小型家電の売却額(売却単価に引渡量を乗じた金額)のほか、再資源化事業者の搬入処理施設までの運搬費及び処理委託費の負担額も含めた売却契約の全体として生じる利益又は損失のことをいう。

(注13) 使用済小型家電の売却単価が、一般廃棄物処理委託等に要する経費(人件費、物件費等を含む。)や回収ボックスからの回収委託経費などと合わせて設定されており、その区分が不可能なものについては、対象から除外した。

図表2-⑬ 使用済小型家電の取引全体損益の発生状況(平成27年度)

(単位：市町村、%)

| | 平成27年度の取引全体損益を把握している市町村 | | | |
|--------------|-------------------------|--------------|------------|--------------|
| | | 取引全体で利益 | 取引全体損益がゼロ | 取引全体で損失 |
| 市町村数 (割合) | 85 (100) | 67 (78.8) | 5 (5.9) | 13 (15.3) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「平成27年度の取引全体損益を把握している市町村」に占める割合を表す。

なお、平成27年度末時点では取引全体での損失が生じていない72市町村の中にも、再資源化事業者から提示された28年度の売却契約の見積りによる取引全体損益がマイナスとなった市町村が9市町村(12.5%)みられた。このうち、4市町村(5.6%)はやむを得ず当該契約を締結し、1市町村(1.4%)は契約を保留し(資源価格の回復等を待つこととし、それまでは回収した使用済小型家電は市町村で保管)、4市町村(5.6%)は契約見直し等の結果、最終的には取引全体損益をプラスに転換できたという状況であった。

イ 小型家電リサイクル実施市町村の採算性の確保に向けた取組状況

小型家電リサイクルの持続的な実施のためには、採算性の確保が重要と考えられる中、次のとおり、各種の工夫を行って、採算性を向上させている市町村がみられた。

① 近隣市町村の再資源化事業者との契約状況を把握するなどして、前回の契約(契約期間が1年未満の場合は、同一年度内の契約を含む。)と異なる再資源化事業者にも見積りを依頼するなどして、使用済小型家電の売却先を変更している市町村が、平成25年度5市町村、26年度16市町村、27年度22市町村みられた(図表2-⑭参照)。

これらの市町村のうち、前回の契約に比べ、より高額の売却単価による契約を締結できた市町村は、平成25年度2市町村（40.0%）、26年度11市町村（68.8%）、27年度16市町村（72.7%）となっている。

図表2-⑭ 回収した使用済小型家電の売却先を変更している市町村

(単位：市町村、%)

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | | | |
|--------------|------------|-------------|----------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 売却先変更結果 | | | 売却先変更結果 | | | 売却先変更結果 | | | | | |
| | 単価 上昇 | 単価 同じ | 単価 下降 | 単価 上昇 | 単価 同じ | 単価 下降 | 単価 上昇 | 単価 同じ | 単価 下降 | | | |
| 市町村数 (割合) | 5 (100) | 2 (40.0) | 0 (0) | 3 (60.0) | 16 (100) | 11 (68.8) | 2 (12.5) | 3 (18.8) | 22 (100) | 16 (72.7) | 3 (13.6) | 3 (13.6) |

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 回収した使用済小型家電の売却単価が、その直前の契約における売却単価と比較した結果に応じ、「単価上昇」「単価同じ」「単価下降」にそれぞれ分類した。
- 3 同一年度内に複数の売却先の変更があり、売却単価がそれぞれ上昇及び下降をした場合は、当該年度内の最後の売却単価を用いた。
- 4 ()は、各年度の合計に占める割合を表す。また、四捨五入のため、割合の合計は必ずしも100とならない場合がある。

また、平成27年度は認定事業者に売却していたが、28年度の見積りにおいて新たに運搬費の負担を求められたことをきっかけとして、近隣市町村が認定事業者以外の再資源化事業者と契約し、取引全体で利益が生じていることを確認し、認定事業者以外の再資源化事業者に売却先を変更した市町村がみられた（1市町村）（項目資料2-⑬参照）。

- ② 平成27年度の取引全体の損益が把握可能な85市町村のうち、38市町村では、品目別に見積合わせ・契約を行って品目別に売却単価を設定することで、金属含有量が高い品目（以下「高品位品」という。）について、その他の使用済小型家電より高額で売却して、採算性の向上を図っている状況がみられた。この38市町村において、高品位品として売却している品目としては、例えば、携帯電話端末（35市町村（92.1%））、パソコン（22市町村（57.9%））、デジタルカメラ類（18市町村（47.4%））、ゲーム機類（17市町村（44.7%））、プラグ・コード類（15市町村（39.5%））などがみられた（図表2-⑮参照）。

図表2-⑮ 品目別の売却単価設定状況（平成27年度）

(単位：市町村、%)

| | 平成27年度末時点の小型家電リサイクル実施市町村 | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 一律の単価設定としている市町村 | 品目別の単価設定としている市町村 | | | | | | |
| | | 携帯電話 端末 | パソコン | デジタル カメラ類 | ゲーム機類 | プラグ・ コード類 | | |
| 市町村数 (割合) | 122 — | 80 — | 38 (100) | 35 (92.1) | 22 (57.9) | 18 (47.4) | 17 (44.7) | 15 (39.5) |

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 ()は、「品目別の単価設定としている市町村」に占める割合を表す。
- 3 4市町村については、使用済小型家電の回収量が少量であるなどして、平成27年度には売却実績がなかった。
- 4 複数回答のため、品目別の単価設定としている市町村数と個別単価設定の市町村数の合計は一致しない。

また、この38市町村のうち7市町村は、平成26年度又は27年度において、一律の売却単価から品目別の売却単価に変更しており、そのうち6市町村では、変更前の売却単価は1kg当たり0円から10円までの範囲であったところ、その他の品目について変更前の単価を維持しつつ、例えば、携帯電話端末では最高で1kg当たり600円、パソコン、デジタルカメラ及びゲーム機では最高で1kg当たり87円と売却単価を変更することで、採算性の向上が図られている（項目資料2-⑭参照）。

一方で、残る47市町村では、品位別に分別するのもにも人件費がかかるなどとして、回収した使用済小型家電を一律の単価で売却しているが、この中には、既に、絡まり防止などを目的としてジャー炊飯器や電子レンジからプラグ・コード類を切り離す前処理を実施している市町村が9市町村（19.1%）、個人情報保護対策としてパソコンや携帯電話を別途保管している市町村が8市町村（17.0%）みられ、このような市町村においては、既に分別や前処理が行われている品目について別の売却単価を設定することで、新たな費用をかけずに採算性の向上を図る余地があると考えられる（項目資料2-⑮参照）。

- ③ 再資源化事業者の処理能力の関係で、そのままでは売却できないマッサージチェアや電気こたつ類について、市町村において、既存の体制・設備を活用して、新たな費用をかけずにモータ、鉄、外側の革部分等に解体する前処理を実施し、モータは使用済小型家電として認定事業者へ、鉄は有価物として別の業者にそれぞれ売却することで採算性の向上を図っている市町村が2市町村みられた（項目資料2-⑯参照）。

(5) 環境省の市町村に対する情報提供等の状況

前述1-(1)-ウ-(ア)のとおり、環境省は、市町村向け説明会や意見交換会の場を捉えて、他市町村における取組事例等について情報提供を実施しているが、当該情報提供は、上記のようなステーション回収、ピックアップ回収等の実施が困難とする理由別に整理されておらず、また、採算性の確保に向けた取組事例を情報提供するものとなっていない。

また、調査対象144市町村のうち、平成28年7月末現在で小型家電リサイクルを実施する124市町村に対し、環境省の情報提供等に関する意見・要望を調査したところ、他市町村における売却先や売却単価等の実績に関する情報を希望する市町村が44市町村（35.5%）、同規模の市町村の小型家電リサイクルの取組状況に関する情報を希望する市町村が22市町村（17.7%）、近隣市町村の小型家電リサイクルの取組状況に関する情報を希望する市町村が17市町村（13.7%）みられるなど、現在の環境省の情報提供が、必ずしも、市町村が求める回収量増加や採算性の確保に向けたきめ細かなものとなっていない状況がみられた（図表2-⑯参照）。

図表2-⑯ 環境省の情報提供に関する意見・要望

| 市町村が希望する情報提供の内容 | 左記の情報提供を希望する市町村（割合） |
|---------------------------|---------------------|
| 同規模市町村の小型家電リサイクルの取組状況 | 22市町村（17.7%） |
| 近隣市町村の小型家電リサイクルの取組状況 | 17市町村（13.7%） |
| 他市町村の使用済小型家電の売却先や売却単価等の実績 | 44市町村（35.5%） |
| 再資源化事業者の搬入処理施設の所在地 | 15市町村（12.1%） |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、平成28年7月末現在で小型家電リサイクルを実施する124市町村に占める割合を表す。

3 複数回答のため、平成28年7月末現在で小型家電リサイクルを実施する124市町村と左記の情報提供を希望する市町村数の合計は一致しない。

【所見】

したがって、環境省は、小型家電リサイクルが促進型の制度であることを踏まえつつ、一層の促進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村に対して、使用済小型家電の回収量増加に効果的な次のような情報を、政令指定都市等、市町村の人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理して、提供すること。
 - i) 既存の体制・設備の中で新たな費用や多くの費用をかけずにしているステーション回収やピックアップ回収などによる回収量増加に向けた取組に関する情報
 - ii) 体制・設備に関係なく又はそれらの更新に合わせて実施できる回収量増加に向けた取組に関する情報
- ② 市町村に対して、採算性の確保に資する次のような情報を提供すること。
 - i) 市町村が契約内容の見直しを検討するための参考として、近隣市町村などの再資源化事業者との契約の状況を知ることができるよう、都道府県別に取りまとめるなどした使用済小型家電の売却先、売却単価、収集運搬の条件等の実績に関する情報
 - ii) 品目別に売却単価を設定することにより採算性を向上させている市町村の取組に関する情報
 - iii) 既存の体制・設備を活用して新たな費用をかけることなく前処理を実施して高品位な部品を取り出すなどにより、採算性を向上させている市町村の取組に関する情報

3 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の促進

小型家電リサイクルは、促進型の制度とされており、市町村に小型家電リサイクルを実施する義務は課されていないものの、基本方針における回収量目標の達成のためには、小型家電リサイクルを既に実施している市町村における一層の回収量増加に向けた取組のほか、未実施市町村における実施に向けた取組を促進することも重要であると考えられる。

(1) 小型家電リサイクル未実施市町村における理由とその対応

前述2-(1)-アのとおり、調査対象144市町村のうち、平成28年7月末時点で小型家電リサイクルを実施していない市町村は20市町村（13.9%）であり、これら20市町村における小型家電リサイクルを実施していない理由を調査した結果は、次のとおりである（複数回答あり。図表3-①参照）。

- ① 再資源化事業者への引渡しに要する運搬費等も考慮すると、売却益が見込める回収量を確保できないため（10市町村）
- ② 廃棄物処理委託事業者に、小型家電リサイクルを実施した場合の委託費を問い合わせたところ、その大幅な増加が見込まれたため（4市町村）
- ③ 近隣に認定事業者がないため（4市町村）
- ④ 使用済小型家電と金属くずをまとめて回収しており、金、銀、パラジウム等の高度な再資源化までには至っていないものの、鉄やアルミニウム等は再資源化できているため（2市町村）

図表3-① 小型家電リサイクル未実施市町村における未実施の理由

（単位：市町村、％）

| | 平成28年7月末時点で小型家電リサイクル未実施市町村 | | | | |
|--------------|----------------------------|------------------------|---------------------|---------------|---------------------|
| | | 未実施理由（複数回答） | | | |
| | | 採算が得られるほどの回収量を確保できないため | 廃棄物処理委託費の増加が見込まれたため | 近隣に認定事業者がないため | 金属くず等として再資源化できているため |
| 市町村数 （割合） | 20 (100) | 10 (50.0) | 4 (20.0) | 4 (20.0) | 2 (10.0) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「平成28年7月末時点で小型家電リサイクル未実施市町村」に占める割合を表す。

（市町村における取組の工夫）

小型家電リサイクルを未実施とする理由については、上記のとおりであるが、次のとおり、同様の背景事情がありながら小型家電リサイクルを実施している事例もみられることから、現在、小型家電リサイクルを未実施の市町村であっても、取組を工夫することによって小型家電リサイクルを実施できる余地があると考えられる。

上記①について、売却契約の内容によっては、運搬費も含めた売却単価となっている場合や、再資源化事業者から運搬回数に応じた運搬費の負担を別途求められる場合もあり、小型家電リサイクルによる取引全体として採算性を確保するためには、効率的な運搬も考慮した契約内容を検討する必要がある。

当省が調査した平成28年7月末時点で、回収した使用済小型家電を再資源化事業者に売却している

121市町村の中には、使用済小型家電の引渡しの際に必要となる運搬費の低減を図るため、運搬車の積載量の上限などを基に引渡量を決定し、保管場所に保管している使用済小型家電の量が当該引渡량に近づいた段階で売却している市町村が64市町村（52.9%）みられた（図表3-②参照）。

図表3-② 調査対象市町村における回収した使用済小型家電の引渡しの頻度

（単位：市町村、%）

| | 平成28年7月末時点で小型家電リサイクル実施市町村 | | | | |
|--------------|---------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------|
| | | 売却あり | | | 売却なし |
| | | 一定程度回収量が確保できた段階で売却 | 定期的に売却 | | |
| 市町村数 (割合) | 124 — | 121 (100) | 64 (52.9) | 57 (47.1) | 3 — |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「売却あり」に占める割合を表す。

また、上記①に該当する市町村のうち、近隣の市町村において、回収量が少量であっても売却益を確保できている例が確認できたことから、平成29年度から、新たに小型家電リサイクルを実施することとしている市町村が1市町村みられた（項目資料3-①参照）。

上記②について、当省が調査した平成28年7月末時点で小型家電リサイクルを実施する124市町村の中には、小型家電リサイクルを実施するに当たり、既存の廃棄物処理委託事業の中で可能な範囲で取組を検討し、新たな費用負担を生じさせずに小型家電リサイクルを実施している市町村が、次のとおりみられた。

- i) 認定事業者が直接回収する形でボックス回収を行い、市町村は住民への普及啓発を主に担当することで回収の促進を図っている市町村（2市町村）（項目資料3-②参照）
- ii) 施設の新設に合わせて実施を予定しているピックアップ回収の開始までの間、市町村の財政負担等が必要ない宅配回収を実施することとして、小型家電リサイクルの取組を開始した市町村（1市町村）（項目資料3-③参照）
- iii) 再資源化事業者と共同で、体制面・コスト面で負担の小さいイベント回収を試験的に行い、一定程度回収の見通しが立ったことを受け、既存の体制・設備を活用し、更なる負担のない形で、平成28年度からボックス回収、ピックアップ回収等により小型家電リサイクルを本格実施することとした市町村（1市町村）（項目資料3-④参照）

上記③の4市町村のうち2市町村では、隣接する市町村が、回収した使用済小型家電を認定事業者に売却していることから、隣接する市町村の売却先や売却単価等の実績に関する情報があれば、実施に向けた検討が可能と考えられる（項目資料3-⑤参照）。

上記④について、認定事業者への使用済小型家電の引渡しについては、契約ガイドラインの項目3.1で、使用済小型家電と金属くずとが一体となった回収を市町村が行う場合において、当該金属くずが廃棄物に該当せず、認定事業者においても使用済小型家電と金属くずを一体として引き受ける体制が整っているのであれば、市町村と認定事業者の契約において金属くずを含めた形での契約を結ぶことも

考えられるとされている。一方で、前述1-(1)-ウ-(イ)のとおり、小型家電リサイクル法第5条第1項により、市町村が使用済小型家電を引き渡すことができるのは認定事業者に限られず、使用済小型家電の再資源化を適正に実施できる者であればよいとされているが、認定事業者以外の再資源化事業者に対し、金属くずを含めた形での売却が小型家電リサイクルとして認められることが、契約ガイドラインにおいて明確には示されていない。

上記④の1市町村では、近隣にレアメタルも含めた高度な再資源化が可能な認定事業者以外の再資源化事業者がいるとしており、このような認定事業者以外の再資源化事業者に対して、使用済小型家電と金属くずを一体として売却することも小型家電リサイクルとして認められることを、契約ガイドラインにおいて明確にすることが求められる(注1) (項目資料3-⑥参照)。

(注1) 平成28年7月末時点で小型家電リサイクルを実施している市町村の中にも、回収した使用済小型家電と金属くずを一体として認定事業者以外の再資源化事業者へ売却し、当該事業者において、鉄及びアルミニウムのほか、レアメタルについて再資源化がなされているものがみられる (項目資料3-⑦参照)。

(環境省の市町村に対する情報提供等の状況)

前述1-(1)-ウ-(ア)のとおり、環境省は、市町村向け説明会や意見交換会の場を捉えて、他市町村における推奨事例等について情報提供を実施しているが、小型家電リサイクルの実施が困難とする理由別に整理された情報提供とはなっていない。

また、平成28年7月末現在で小型家電リサイクル未実施の20市町村に対し、環境省の情報提供に関する意見・要望を調査したところ、他市町村における売却先や売却単価等の実績に関する情報や同規模の市町村の小型家電リサイクルの取組状況に関する情報を希望する市町村がそれぞれ7市町村 (35.0%)、近隣市町村の小型家電リサイクルの取組状況に関する情報を希望する市町村が5市町村 (25.0%) みられるなど、現在の環境省の情報提供が、必ずしも、市町村が求める小型家電リサイクルの実施に向けたきめ細かなものとなっていない状況がみられた (図表3-③参照)。

図表3-③ 環境省の情報提供に関する意見・要望

| 市町村が希望する情報提供の内容 | 左記情報提供を希望する市町村 (割合) |
|---------------------------|---------------------|
| 同規模市町村の小型家電リサイクルの取組状況 | 7市町村 (35.0%) |
| 近隣市町村の小型家電リサイクルの取組状況 | 5市町村 (25.0%) |
| 他市町村の使用済小型家電の売却先や売却単価等の実績 | 7市町村 (35.0%) |
| 再資源化事業者の搬入処理施設の所在地 | 5市町村 (25.0%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、平成28年7月末現在で、小型家電リサイクル未実施の20市町村に占める割合を表す。

3 複数回答のため、平成28年7月末現在で小型家電リサイクル未実施の20市町村と左記の情報提供を希望する市町村数の合計は一致しない。

(2) 人口密度が低い都道府県における小型家電リサイクルの実施に向けた取組

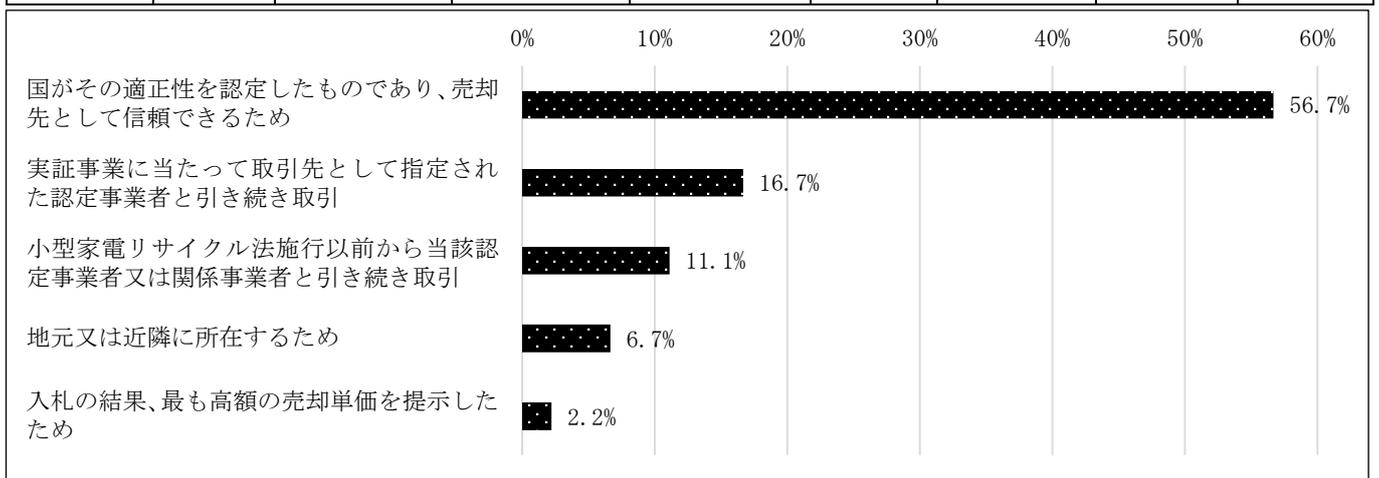
前述(1)-③の近隣に認定事業者がいないことを小型家電リサイクルの未実施の理由として挙げた4市町村のうち2市町村については、隣接する市町村においても回収した使用済小型家電を認定事業者へ売却していない。当該2市町村はいずれも人口密度が100人/㎢程度の都道府県にあり、当該都道府県を収集区域とする認定事業者はあるものの、実態として、回収した使用済小型家電の引渡場所が遠方に所在していることなどから運搬費が高額となり、取引全体では損失が生じるおそれがある。これらのことから、当該2市町村では小型家電リサイクルが実施できないとの認識になっているものと考えられる。

また、平成27年度において小型家電リサイクルを実施している122市町村のうち、回収した使用済小型家電を認定事業者へ売却している90市町村では、認定事業者への売却理由を、i) 国が処理の適正性について確認した認定事業者であれば適切な再資源化が担保されていると考えている(51市町村)、ii) 環境省が行った実証事業において売却先として指定された認定事業者で、特段の問題がなかったため引き続き取引を継続している(15市町村)、iii) 小型家電リサイクル法の施行以前から一般廃棄物処理委託等で関係のあった認定事業者と引き続き取引を継続している(10市町村)などとしている(図表3-④参照)。i) に関しては、契約ガイドラインの別添において、認定事業者以外の再資源化事業者へ使用済小型家電を引き渡す際には、当該事業者が認定事業者と同様に適正な再資源化を実施することができる者であることを確認することとされているが、これを確認できるだけの専門的知見がないため、国がその適正性について確認した認定事業者に限って売却先候補としている市町村もみられた(項目資料3-⑧参照)。

図表3-④ 調査対象市町村における認定事業者への主な売却理由(平成27年度)

(単位:市町村、%)

| | 認定事業者へ売却 | | | | | | 認定事業者以外の再資源化事業者へ売却 | 売却契約なし |
|----------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------|-----------------------|--------|--------------------|--------|
| | 認定事業者への主な売却理由(複数回答) | | | | | | | |
| | 国がその適正性を認定したものであり、売却先として信頼できるため | 実証事業に当たって取引先として指定された認定事業者と引き続き取引 | 小型家電リサイクル法施行以前から当該認定事業者又は関係事業者と引き続き取引 | 地元又は近隣に所在するため | 入札の結果、最も高額売却単価を提示したため | | | |
| 市町村数(割合) | 90(100) | 51(56.7) | 15(16.7) | 10(11.1) | 6(6.7) | 2(2.2) | 31— | 1— |



(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「認定事業者へ売却」の市町村数に占める割合を表す。また、売却理由のうち主なものを掲載していること及び複数回答であることから、割合の合計は必ずしも100とならない。

3 一部の品目についてのみ認定事業者へ売却している市町村も「認定事業者へ売却」に計上している。

全国の認定事業者数は、制度発足当初である平成25年6月の14事業者から、28年7月には47事業者に増

加している（項目資料3-⑨参照）ものの、平成28年度の市町村実態調査結果を基に、都道府県ごとにそれぞれの都道府県を収集区域に含む認定事業者の数（注2）と都道府県内市町村の小型家電リサイクル実施率の関係をみると、i）認定事業者数が6以下の3都道府県では51.2%、ii）認定事業者数が7以上9以下の18都道府県では65.3%、iii）認定事業者数が10以上14以下の20都道府県では72.8%、iv）認定事業者数が15以上の4都道府県では83.9%と、都道府県ごとに売却先となり得る認定事業者数にばらつきがあり、また、認定事業者数が多い都道府県では管内市町村の小型家電リサイクル実施率も高い傾向がみられる（図表3-⑤参照）。

（注2） 区域の基準として、小型家電リサイクル法施行規則第5条第1号又は第2号により特別に措置される北海道及び沖縄県を除いた。

上記の45都道府県ごとに収集区域としている認定事業者の数と都道府県の人口密度の関係をみると、i）認定事業者数が6以下の3都道府県では176.8人/km²、ii）認定事業者数が7以上9以下の18都道府県では226.3人/km²、iii）認定事業者数が10以上14事業者以下の20都道府県では654.1人/km²、iv）認定事業者数が15以上の4都道府県では521.3人/km²と、認定事業者数が多い都道府県はおおむね人口密度が高い傾向がみられる。

図表3-⑤ 認定事業者数別の小型家電リサイクル実施状況及び人口密度（平成28年4月時点）

| 認定事業者数 | 都道府県数 | 小型家電リサイクル実施状況 | | | 人口密度 | | |
|----------|-------|---------------|--------------|---------------------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| | | 実施市町村数 (A) | 全市町村数 (B) | 実施率 (%) (A/B) | 人口 (千人) (C) | 面積 (km ²) (D) | 人口密度 (人/km ²) (C/D) |
| 6事業者以下 | 3 | 66 | 129 | 51.2 | 5,372 | 30,389 | 176.8 |
| 7～9事業者 | 18 | 342 | 524 | 65.3 | 28,068 | 124,021 | 226.3 |
| 10～14事業者 | 20 | 519 | 713 | 72.8 | 73,879 | 112,942 | 654.1 |
| 15事業者以上 | 4 | 125 | 149 | 83.9 | 12,960 | 24,864 | 521.3 |
| 合計 | 45 | 1,052 | 1,515 | 69.4 | 120,279 | 292,216 | 411.6 |

（注）1 市町村実態調査結果及び総務省統計局「平成27年国勢調査結果」を基に、当省が作成した。

2 北海道及び沖縄県を除いている。

3 人口及び面積を四捨五入しているため、人口密度の数値が人口を面積で除した数値と必ずしも一致しない場合がある。

前述のとおり、市町村においては認定事業者への売却意向が強い一方で、都道府県ごとに認定事業者数にばらつきがみられ、また、当該都道府県を収集区域とする認定事業者数が少なく、人口密度が低い都道府県においては、必ずしも、市町村が回収した使用済小型家電の認定事業者の引受場所が近隣に所在していないことなどから、運搬費が高額となることが小型家電リサイクルの取組のあい路となっているおそれがある。

そのため、人口密度が低い都道府県における認定事業者の運搬費の低減のための取組、例えば、より効率的な運搬方法の普及や引受場所の増加などが求められる。

そのほか、人口密度が低い都道府県において新たな認定事業者を増加させることも一つの方策として考えられる。

現在、認定事業者となるためには、小型家電リサイクル法第10条第3項各号及び小型家電リサイクル法施行規則第4条から第6条までに定める基準を全て満たす必要があり、基準の一つとして、再資源化事

業者が使用済小型家電の収集を行おうとする区域の基準があり、当該区域は、i) 3以上の隣接する都府県の全域から構成されていること（北海道又は沖縄県をその区域に含む場合を除く。）（注3）、ii) 人口密度が一平方km当たり千人未満であることという要件がある。

（注3） 環境省及び経済産業省は、収集区域の基準の設定に当たって、あらかじめ一定の条件下で試算を行った結果、「中間処理段階については広域になるにつれ収入－費用は増大するが、物流費用も増大するため、全体の収支としては4～5都道府県の場合に最大化する」などとして、広域化による採算性向上の効果が一定程度見込める水準を隣接する3都道府県以上としている（項目資料3-⑩参照）。

一方で、認定事業者以外の再資源化事業者の中には、事業規模が小さいため、近隣の市町村であれば回収は可能であるが、3都道府県以上からの回収を義務付けられることとなれば、運搬費等がかさみ、事業として成立しないとしている事業者が2事業者みられた（項目資料3-⑪参照）。

さらに、前述(1)～③の理由を挙げた4市町村のうち1市町村では、当該市町村に所在する事業者が認定事業者となれば、当該事業者に売却しようとして検討していたが、当該事業者が3都道府県以上での回収ができる体制があるとは認められないことなどを理由として認定されなかったため、小型家電リサイクルの実施を断念したとしており、収集区域に係る要件の緩和を望む意見がみられた（項目資料3-⑫参照）。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、使用済小型家電の回収量の一層の増加を図る観点から、小型家電リサイクル未実施市町村における実施に向けた検討を促すため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省は、小型家電リサイクル未実施市町村に対して、次のような情報を、人口規模や実施困難とする理由別に整理して、提供すること。
 - i) 使用済小型家電の回収量が一定程度確保できた段階で売却するなど、一回当たりの回収量が少量であっても売却益が生じている取組に関する情報
 - ii) 既存の体制・設備を活用し、新たな費用負担が生じない方法による取組に関する情報
 - iii) 市町村が使用済小型家電の売却契約を結ぶ再資源化事業者の情報
- ② 環境省及び経済産業省は、使用済小型家電と金属くずを一体として認定事業者以外の再資源化事業者へ売却する場合であっても、当該事業者において高度な再資源化が可能であれば小型家電リサイクルとして認められることを契約ガイドラインにおいて明確にすること。
- ③ 環境省及び経済産業省は、特に、人口密度が低い都道府県において、市町村が採算性を確保しつつ小型家電リサイクルを実施できるよう、より効率的な運搬方法の普及や認定事業者の引受場所の増加、また、必要に応じ、使用済小型家電の収集を行おうとする区域の要件の見直しなど、回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減のための取組を実施すること。

4 使用済小型家電の適正な処理の確保

(1) 認定事業者に対する立入検査・指導の適切な実施

(再資源化事業計画の認定)

小型家電リサイクル法第10条各項において、再資源化事業者は、再資源化事業の内容や使用済小型家電の収集、運搬及び処分の委託先等について定めた再資源化事業計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣に認定を申請することができるとされ、両大臣は当該申請に係る再資源化事業の内容が基本方針に照らし適切なものであるなど、一定の要件に適合するものであるときは、その計画の認定を行うこととされている。

また、小型家電リサイクル法第11条第1項から第3項までの規定において、認定事業者が再資源化事業計画に記載した事項のうち再資源化事業の内容等を変更しようとするときは、軽微な変更の場合(注1)を除き両大臣の認定を受けなければならないとされている(項目資料4-(1)-①参照)。また、小型家電リサイクル法施行規則第12条において、再資源化事業計画のその他の記載事項(認定事業者の代表者や役員の氏名等)の変更の場合は、変更の日から30日以内に、両大臣に届け出なければならないとされている(共通資料3、項目資料4-(1)-①参照)。

(注1) 小型家電リサイクル法施行規則第10条及び第11条において、軽微な変更とは、収集、運搬及び処分の委託先の氏名・名称の変更等とされており、変更する10日前までに、両大臣に届け出なければならないとされている。

なお、小型家電リサイクル法第11条第4項において、認定事業者が再資源化事業計画に従って事業を実施していないなどの場合、環境大臣及び経済産業大臣はその認定を取り消すことができるとされている。

上記の再資源化事業計画の認定等に関する手続の円滑化を図るため、環境省及び経済産業省は、認定申請の手引きを作成し、周知している。

(運搬車の表示等)

小型家電リサイクル法施行規則第8条各項において、認定事業者等は、運搬車を用いて使用済小型家電の収集又は運搬を行う際には、収集又は運搬を行う者の氏名又は名称等を運搬車に表示するとともに、運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先等を記載した書面を備え付けることとされている。

また、認定申請の手引きにおいて、例えば、表示については、表示方法は任意であることや「小型家電認定事業者マーク」を使用することができること、書面の備付けについては、必要な書面を携帯するか、書面をPDFにして携帯電話に保存すること等により、求められた場合には表示できるようにしておく必要があることなどとされている(認定申請の手引きの8参照)。

(立入検査等)

小型家電リサイクル法第15条及び第17条において、環境大臣及び経済産業大臣は、認定事業者等に対して、i) 再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言、ii) 事務所、工場等の立入検査を実施することができるなどとされている。

また、小型家電リサイクル法施行規則第16条において、環境大臣及び経済産業大臣の立入検査の権限は、それぞれ地方環境事務所長及び経済産業局長に委任されている。

地方環境事務所及び経済産業局は、平成27年度は全国で19事業者に対して立入検査を実施し

ており、28年度は26事業者に対して実施予定（当省の調査時点）である。

ア 立入検査結果に基づく指摘事項及び指導状況

今回、7地方環境事務所及び8経済産業局が平成27年4月から28年7月までに立入検査を実施した認定事業者等24事業者について、立入検査結果に基づく主な指摘事項を調査したところ、再資源化事業計画の内容と実態が異なるなど、次の事項について指摘している状況がみられた（項目資料4-(1)-②参照）。

- ① 再資源化事業の委託先や資源の売却先が再資源化事業計画と異なる（5事業者（20.8%））
- ② 個人情報保護対策が不適切又は再資源化事業計画と異なる（5事業者（20.8%））
- ③ 回収、管理及び処分方法が再資源化事業計画と異なる（5事業者（20.8%））
- ④ 認定事業者等の役員が再資源化事業計画と異なる（5事業者（20.8%））
- ⑤ 運搬車に必要な表示や書面の備付けが行われていない（4事業者（16.7%））
- ⑥ 保管施設等の表示等が不適切（4事業者（16.7%））
- ⑦ 管理伝票の記載が不適切（2事業者（8.3%））

これらの指摘事項について、地方環境事務所及び経済産業局の指導状況を調査したところ、上記①に関して、再資源化事業計画の変更申請が必要な内容であるが、5事業者のうち、2事業者に対しては変更届出を行うよう指摘されており、変更申請と変更届出の区分について正しく指導されていない状況がみられた。

イ 再資源化事業計画の遵守状況等

(7) 再資源化事業計画の遵守状況

今回、平成28年7月現在で認定を受けている47事業者のうち、20事業者における再資源化事業計画の遵守状況について調査したところ、3事業者（15.0%）において、次のとおり、再資源化事業計画が遵守されていない状況がみられた。

- ① 再資源化事業計画に記載されていない事業者に、回収した使用済小型家電から得られたケーブル等を売却しているにもかかわらず、再資源化事業計画の変更申請を行っていない（注2）（1事業者（5.0%））。

また、当該事業者に対しては、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていた（注3）が、売却先の変更申請が行われていないことについて指摘されていなかった（項目資料4-(1)-③参照）。

（注2） 不適切な処理を行う事業者に売却されることを防ぐため、小型家電リサイクル法施行規則第4条第1号において、使用済小型家電の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであることが認定基準の一つとされ、再資源化事業計画に資源の売却先を記載することとされている。

（注3） 当該事業者は、平成28年8月1日以降に立入検査を受検したため、前述ア-①には含まれていない。

- ② 代表取締役以外の役員の変更届出が行われていない（2事業者（10.0%））。

また、これら2事業者のうち1事業者に対しては、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていたが、代表取締役以外の役員の変更届出が行われていないこと

について指摘されていなかった（項目資料4-(1)-④参照）。

- ③ 再資源化事業の一部を委託する認定事業者において実施することとされている委託先の監督のための措置が、認定以降、行われていない（1事業者（5.0%））。

また、当該事業者については、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていたが、委託先に対する監督が行われていないことについて指摘されていなかった（項目資料4-(1)-⑤参照）。

(4) 運搬車における使用済小型家電の収集運搬に関する表示等の状況

今回、調査対象20認定事業者のうち、認定事業者の本社や搬入処理施設で確認できた15事業者の運搬車について、使用済小型家電の収集運搬に関する表示等の状況を調査したところ、当該事業者において表示や書面の備付けが必要との認識が不十分であったことから、次のような状況がみられた。

- ① 運搬車に必要な収集又は運搬を行う者の氏名又は名称が表示されていない（2事業者（13.3%））。
- ② 運搬車に運搬先の事業場の名称等が確認できる書面が備え付けられていない（1事業者（6.7%））。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、使用済小型家電の適正な再資源化を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 認定事業者に対して、再資源化事業計画の変更内容に応じた変更手続について、適切に指導すること。
- ② 認定事業者に対して、資源の売却先、役員等に変更があった場合の変更手続の実施状況、委託先の監督状況などについて、立入検査の実施を徹底し、適切に指導すること。
- ③ 認定事業者に対して、運搬車における使用済小型家電の収集運搬に関する表示等について、適切に指導すること。

(2) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者の適正処理の確認の徹底

前述1-(1)-ウ-(イ)のとおり、小型家電リサイクル法第5条第1項により、市町村が使用済小型家電を引き渡すことができるのは、認定事業者に限られず、使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者であればよいとされている。

基本方針においては、市町村は、認定事業者以外の者に引き渡す場合、使用済小型家電が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認することなどが求められている（基本方針の三の2参照）。

契約ガイドラインでは、「使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者」とは、認定事業者と同様に適正な再資源化を実施できる者とされており、市町村は、認定事業者以外の再資源化事業者者に引き渡す場合、当該事業者の小型家電リサイクル法の基準（事業の内容、施設の能力及び欠格要件）への適合性について確認すること等が求められている（収集区域の基準を満たすことは求められていない。）。また、契約ガイドラインでは、認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認項目が示されており、事業内容の適正性に関する確認事項として、次の点などが挙げられている（項目資料4-(2)-①、契約ガイドラインの別添の別紙参照）。

- ① 市町村が回収した使用済小型家電の処理について、再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあってはその委託先が明確であり、使用済小型家電の中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されていること。
- ② 密閉型蓄電池等の処理先が適正であること。
- ③ フロン類の回収及び破壊を行う者が適正であること。
- ④ 市町村から回収した使用済小型家電に含まれる個人情報記録されているものについて、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされていること。
- ⑤ 再使用(注1)を行う場合に対し、事業者が通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れが無い等について確認すること。

(注1) 小型家電リサイクル法施行規則第2条第9号において、「再使用」とは、「使用済小型電子機器等の全部又は一部を、小型電子機器等の全部又は一部として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡すること」とされている。

- ⑥ 市町村が、使用済小型家電の再資源化事業の実施状況（再資源化された金属量等）について、事業者から事業終了報告を受ける等により把握できること。

今回、調査対象144市町村のうち、平成27年度に回収した使用済小型家電を認定事業者以外の再資源化事業者者に引き渡している市町村が33市町村みられた。

これら33市町村のうち、13市町村においては、小型家電リサイクルを実施しているとの認識がなかったことから、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性を確認等していなかった（項目資料4-(2)-②参照）。

一方で、上記33市町村のうち、小型家電リサイクルを実施していると認識している20市町村について、平成27年度に契約していた認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等の状況について調査したところ、次のような状況がみられた（項目資料4-(2)-③参照）。

- i) 13市町村では、再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合における委託先や、中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されているか確認していない。
- ii) 密閉型蓄電池を引き渡している18市町村のうち13市町村では、処理先が適正であるか確認していない。
- iii) 除湿機などのフロン類を使用している使用済小型家電を引き渡している12市町村のうち8市町村では、フロン類の破壊の回収及び破壊を行う者が適正であるか確認していない。
- iv) パソコンや携帯電話端末等の個人情報漏えい防止対策が必要な使用済小型家電を引き渡している19市町村のうち12市町村では、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされているか確認していない。
- v) 引渡先の再資源化事業者が再使用を行っている13市町村のうち12市町村では、事業者が通電検査の実施による動作確認や大きな破損や傷、汚れが無いかな等の確認を行っているか確認していない。
- vi) 16市町村では、事業終了報告により、再資源化された金属量等の再資源化事業の実施状況を把握していない。

上記のように事業内容の適正性の確認等を実施していないことについて、上記20市町村は、主に次の理由（複数回答あり）を挙げている。

- ① 契約ガイドラインに記載されている適正性の確認の必要性や確認内容について認識不足のため（10市町村）
- ② 認定事業者の再資源化事業計画において、収集運搬業者や中間処理業者などの関連会社と位置付けられている事業者（注2）であることから、適正に処理されていると考えたため（1市町村）
（注2） 当該市町村との契約に基づく使用済小型家電の引取りについては、認定事業者と関連なく別の業務として行われているものであった。
- ③ 引渡先の認定事業者以外の再資源化事業者から認定事業者へ使用済小型家電が引き渡されていることから、適正に処理されていると考えたため（3市町村）（注3）
（注3） 当該市町村は、当該認定事業者に対して再資源化事業計画にのっとり処理されているか確認していない。
- ④ 引渡先の再資源化事業者を認定事業者と誤解したため（1市町村）
- ⑤ 適切に再資源化を行うことを契約で求めており、改めて確認が不要と考えたため（2市町村）

また、再資源化事業の実施状況を事業終了報告などにより把握していない16市町村（上記vi参照）のうち2市町村は、把握していない理由として、事業者が市町村ごとに再資源化された金属量を算出することが困難としていることを挙げている。

これに関し、契約ガイドラインでは、認定事業者は1年間の合計の処理実績を国に報告することとされているため、市町村はそれを基に引渡数量等を用いて換算することで再資源化された有用金属の量を算定することができるとされている。

一方で、認定事業者以外の再資源化事業者についても、1年間の合計の処理実績及び1年間に市町村から引渡しを受けた使用済小型家電の数量等を基に再資源化された有用金属の量を算定する

ことで、市町村は、認定事業者以外の再資源化事業者から数量等について事業終了報告を受けることが可能である。しかしながら、契約ガイドラインの認定事業者以外の再資源化事業者に関する部分ではこのことについて示されていない（契約ガイドラインの別添参照）。

さらに、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡している33市町村のうち、4市町村において、認定事業者以外の再資源化事業者の事業の内容に対する適正処理の確認等の方法について、契約ガイドラインの内容では不明確なため、契約書の内容、現地調査における確認方法などについて、標準的な方法や実例等を示すなど、市町村が取り組むべき点を明確にしてほしいとの意見・要望がみられた（項目資料4-(2)-④参照）。

上記のような状況や意見を踏まえると、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者に使用済小型家電を引き渡す場合に、当該事業者の事業内容の適正性の確認等を確実に実施するよう、市町村に対し、引渡先事業者の事業内容の適正性の確認等の必要性を改めて示すとともに、その確認等を促進するための情報を提供することが必要である。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者に使用済小型家電を引き渡す場合の引渡し後の適切な処理を確保する観点から、契約ガイドラインの見直しなどにより、市町村に対し、次の点などについて改めて周知し、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等を適切に実施するよう促す必要がある。

- ① 市町村において事業内容の適正性の確認等を行う必要があること。
- ② 契約相手や引渡方法などに応じて適切に適正性の確認等を実施できるようにするため、契約及び確認に関する標準的な方法や内容、市町村における実例等
- ③ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができること。

(3) 個人情報保護対策の適切な実施

基本方針では、携帯電話端末やパソコン等について、市町村に対し、排出段階における消費者に対する個人情報の削除に関する周知や、回収等の段階における個人情報保護対策の実施等を求めている（基本方針三の6及び六の1参照）。

また、使用済小型家電の他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高い携帯電話端末、パソコン等については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多いため、国が市町村に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても消費者が安心して排出できるようにすることが重要とされている。

さらに、回収ガイドラインでは、携帯電話端末、パソコン等の排出、回収、保管等における個人情報保護対策を講ずる必要性について言及するとともに、市町村が採るべき個人情報保護対策の具体例として、i) 消費者に対して個人情報のデータを消去した上で排出することの周知、ii) 回収ボックスの施錠など回収時における対策、iii) 施錠可能な場所での保管など保管時における対策について記載している（回収ガイドライン4参照）。

また、環境省は、前述 1-(1)-ウ-(ア)のとおり、平成 25 年度及び 26 年度に市町村向け説明会を開催しており、同説明会において、基本方針や回収ガイドラインに示されている個人情報保護対策の内容等を周知している。

今回、調査対象 144 市町村のうち、平成 28 年 7 月末時点において小型家電リサイクルを実施し、パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた 121 市町村について、これらの排出時における個人情報の削除に関する周知状況及び保管場所や回収ボックスにおける個人情報保護対策の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 排出時における個人情報の削除に関する周知の実施状況

パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた121市町村のうち、86市町村（71.1%）において、排出時における個人情報の削除に関する周知を実施しており、その周知方法（複数回答あり）は、i) 市町村のホームページに掲載（73市町村）、ii) 回収場所に注意書きを掲示（66市町村）等となっていた（図表4-(3)-①、項目資料4-(3)-①-i からivまで参照）。

図表4-(3)-① 回収場所に注意書きを掲示している例

| 概 要 | |
|---|---|
|  | 宮城県松島町では、回収ボックスの携帯電話専用の投入口付近に、個人情報を削除する旨の注意書きを掲示しており、排出時、排出者の目に入りやすいよう工夫されている。また、投入口のすぐ下に破砕機が使用できる旨も併せて掲示されている。 |

(注) 当省の調査結果による。

一方で、周知を実施していなかった35市町村（28.9%）では、その理由（複数回答あり）について、i）個人情報の漏えいが発生していない等の理由から周知の必要性を認識していなかった（12市町村）、ii）小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった（10市町村）、iii）回収ボックスや保管場所における個人情報保護対策のみで十分と認識していた（6市町村）等としている（項目資料4-(3)-②参照）。

イ 保管場所等における個人情報保護対策の実施状況

パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた121市町村のうち、114市町村（94.2%）では回収物を保管しており（注）、このうち102市町村において、i）施錠可能な室内で保管（76市町村）、ii）回収後速やかに物理的に破壊（11市町村）等の個人情報保護対策が実施されていた（図表4-(3)-②、項目資料4-(3)-③-i及びii参照）。

（注）残り7市町村については、再資源化事業者が回収ボックスから直接回収している等の理由から、市町村において回収物を保管していない。

図表4-(3)-② 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例

| 概 要 | |
|--|---|
|  | <p>北海道旭川市では、回収した携帯電話について、施錠可能な室内にある施錠可能な箱で保管している。</p> |

（注） 当省の調査結果による。

一方で、保管場所における個人情報保護対策を実施していない12市町村では、その理由（複数回答あり）について、i）小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった（6市町村）、ii）パソコンや携帯電話端末等の個人情報保護対策が必要な使用済小型家電を回収している認識がなかった（2市町村）等としている（項目資料4-(3)-④参照）。

なお、今回、回収時における個人情報保護対策について、上記の121市町村の半数以上の71市町村（58.7%）で実施されているボックス回収における個人情報保護対策の実施状況を調査したところ、71市町村全てにおいて、i）回収物を取り出すための扉の施錠（66市町村）、ii）投入口からの抜取りを防止するためのスライダなどの設置（44市町村）等、何らかの対策が実施されていた（項目資料4-(3)-⑤-i及びii参照）。

【所見】

したがって、環境省は、個人情報保護対策を適切に実施するとともに、使用済小型家電を排出する消費者の不安を解消し、小型家電リサイクルの促進を図る観点から、市町村に対して、
i) 排出時における個人情報の削除に関する消費者に対する周知、ii) 保管場所等における個人情報保護対策など、基本方針及び回収ガイドラインに示している個人情報保護対策の実施を徹底するよう促す必要がある。

5 その他

(1) 都道府県による市町村への支援等の促進

小型家電リサイクル法第5条では、市町村はその責務として、使用済小型家電の分別収集のために必要な措置を講ずるとともに、収集した使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないとされており、都道府県はその責務として、市町村がその責務を十分に果たせるよう必要な技術的援助を与えるとともに、小型家電リサイクルを促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。

また、基本方針において、都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼び掛けたり、回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待されている（基本方針の三の2参照）。

今回、調査対象22都道府県における管内市町村に対する小型家電リサイクルに関する情報提供等の実施状況を調査したところ、平成28年7月末現在、管内の全市町村が小型家電リサイクルを実施している2都道府県を除いた20都道府県全てにおいて、環境省から提供された情報の周知にとどまらず、市町村の小型家電リサイクル担当者を対象とした会議を開催するなどして、既に小型家電リサイクルを実施している市町村の取組事例などの独自の情報提供を実施しており、積極的に管内市町村に情報提供を実施している状況がみられた。

また、前述1-(2)のとおり、全国の市町村の小型家電リサイクルの実施率は、平成25年4月の19.6%から28年4月には70.3%と50.7ポイント上昇しており、調査対象22都道府県のうち、上昇ポイントが全国平均以上となっている都道府県の中には、次のとおり、管内市町村に対して、小型家電リサイクルを実施するに当たっての人口規模ごとのモデルケースを提示するなど、支援方法を工夫している例がみられた（項目資料5-(1)参照）。

- ① 認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡す場合、当該事業者が再資源化を適正に実施し得る者か否か市町村による確認が必要であるところ、都道府県が契約ガイドライン等を用いて事前に確認し認証を行うことにより、市町村による確認のための作業負担を軽減するなどして支援している例（1都道府県）
- ② 管内市町村の小型家電リサイクルの実施に係る課題や対応策などを検討するための会議を開催し、モデル事業の実績や管内市町村の人口規模ごとのモデルケースを提示するなどして支援している例（2都道府県）
- ③ 小型家電リサイクルを実施することとなった市町村について、都道府県でも周知用チラシを作成して当該市町村の住民に周知するなどして支援している例（2都道府県）

一方で、調査対象22都道府県のうち、4都道府県においては、他の都道府県における情報提供や支援等の取組を参考にしたいとして国からの情報提供を求めている。

小型家電リサイクルの取組促進に関する市町村への支援について、環境省は、前述 1-(1)-ウ-(7)のとおり、平成25年度及び26年度に市町村向け説明会を、27年度及び28年度に市町村意見交換会を開催し、市町村向けに小型家電リサイクルの取組について情報提供を行っているが、都道府県独自の情報提供や支援等の取組について、都道府県向けの情報提供は行っていない。

【所見】

したがって、環境省は、市町村における小型家電リサイクルの実施を促進する観点から、都道府県の管内市町村への支援の取組状況等を都道府県に対して情報提供する必要がある。

(2) 市町村における小型家電リサイクル実施状況の適切な把握

前述 1-(1)-ウ-(ア)のとおり、環境省は、毎年度、市町村の小型家電リサイクルの取組状況や課題等を把握するため、市町村実態調査を実施しており、市町村における小型家電リサイクルの実施の有無、実施している回収方法別の回収量などを調査している（項目資料 5-(2)-①参照）。

環境省は、市町村実態調査により得られた小型家電リサイクルの実施状況（参加市町村数、回収方法等）の集計結果について、今後の小型家電リサイクル制度について検討するための審議会資料などに活用しており、市町村実態調査による的確な実態把握が重要となっている。

また、環境省は、市町村実態調査の実施に当たり、注意事項を調査票に示すとともに、回収方法に関する設問については、回収ガイドラインを参照することなどとしている。

なお、環境省は、市町村実態調査の集計結果について、審議会資料などにおいて公表しているが、当該調査における個別の市町村の回答内容については、当該市町村の承諾なしに公表しないこととしている（共通資料 8 参照）。

ア 市町村実態調査の回答と市町村における取組内容の実態との相違等

調査対象 144 市町村における平成 28 年度市町村実態調査の回答の内容と小型家電リサイクルの取組内容の実態に相違がないか調査したところ、58 市町村（40.3%）において、次のとおり、小型家電リサイクルの実施状況、回収量及び回収方法について相違がみられた。

(ア) 小型家電リサイクルの実施状況に関する相違等

調査対象 144 市町村のうち、9 市町村（6.3%）において、消費者から排出された使用済小型家電を分別収集し、認定事業者又は認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡しているにもかかわらず、市町村実態調査では、小型家電リサイクルについて未実施と回答していた。

当該 9 市町村は、未実施と回答した理由（複数回答あり）について、i) 回収した使用済小型家電を認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡しているが認定事業者に引き渡さなければ小型家電リサイクルを実施しているとはいえないと誤解していたため（6 市町村（66.7%））、ii) 認定事業者以外の再資源化事業者に使用済小型家電を引き渡しているが適正に処理されているか確認していないため（2 市町村（22.2%））、iii) どのような取組が小型家電リサイクルと位置付けられるのか調査票に示されていないため（2 市町村（22.2%））等としていた（項目資料 5-(2)-②参照）。

(イ) 回収量に関する相違

平成 27 年度に小型家電リサイクルを実施している 122 市町村のうち 22 市町村（18.0%）では、実際の回収量と市町村実態調査の回答における回収量に相違がみられた（項目資料 5-(2)-③参照）。

当該 22 市町村のうち、実際の回収量が把握できた 18 市町村(注 1)をみると、3 市町村では実際の回収量より市町村実態調査の回答における回収量が多くなっており、15 市町村では実際の回収量より市町村実態調査の回答における回収量が少なくなっている。回収量が把握できた 18 市町村の実際の回収量の合計は 957.1t、市町村実態調査の回答における回収量の合計は 820.2t となっており、136.9t の相違が生じている（実際の回収量と市町村実態調査の回答の回収量との相違の絶対値を合算すると、延べ 205.8t となる。）。

(注1) 使用済小型家電だけの回収量を計測していない等の理由から、市町村実態調査においては、使用済小型家電を含む金属ごみ全体の回収量等を回答している市町村が4市町村みられ、これらの市町村については回収量の相違の量の計算から除いている。

また、当該122市町村のうち、10市町村(8.2%)では、当該市町村全体の回収量では相違がみられなかったものの、回収方法ごとの回収量について、実際と市町村実態調査の回答に相違がみられた(項目資料5-(2)-④参照)。

実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違がみられた上記の32市町村に対し、当該相違が発生した理由(複数回答あり)を調査したところ、単純な記載誤りによるもの(16市町村)や、一部事務組合を通じて使用済小型家電を回収している場合、同組合での実施分も含めて回答することとされているにもかかわらず、同組合の回収量を含めずに回答していたもの(3市町村)のほか、次のとおり、調査票の様式の不備等に起因して相違が発生しているものがみられた(項目資料5-(2)-⑤、⑥参照)。

(調査票の様式の不備等に起因して生じている相違)

① 調査票では、当該市町村の全体回収量を記載する欄はなく、回収方法別の回収量を記入することとされているが、当該市町村の全体としての使用済小型家電の回収量しか分からないなどとして、一つの回収方法の回収量の入力欄に当該市町村全体の回収量等を記入していた(12市町村(注2))。

(注2) 市町村全体の回収量に相違がみられた4市町村(項目資料5-(2)-⑤参照)及び回収方法ごとの回収量に相違がみられた8市町村(項目資料5-(2)-⑥参照)が該当する。

② 調査票では、平成28年4月1日現在において実施している回収方法を記入後、当該回収方法別に27年度の回収量等を記入することとされているが、28年度に実施している回収方法についてのみ回収量が入力できる設定になっていることから、27年度まで実施していた回収方法を28年度は実施していない場合、当該回収方法による27年度の回収量をどのように記入すればよいかは説明されていない。

このため、平成27年度まで実施していたが、28年度は実施しなかった回収方法(ピックアップ回収)について、当該回収方法による回収量を別の回収方法(ボックス回収)による回収量に加えて記入していた。その結果、当該市町村のボックス回収による一人当たり回収量は、実際の回収量を基に計算すると約0.02kgとなるが、市町村実態調査の回答を基に計算すると約1.60kgとなり、約80倍の差が生じていた(1市町村)(項目資料5-(2)-⑥参照)。

③ 当該市町村では、分別は引渡先の再資源化事業者が行うこととしているため金属ごみの総量しか分からない状況であったが、調査票では、使用済小型家電の回収量を記入することとされており、どのように使用済小型家電の回収量を算定すればよいか説明されていないため、金属ごみの総量を使用済小型家電の回収量として記入していた(1市町村)(項目資料5-(2)-⑤参照)。

(ウ) 回収方法に関する相違

平成 27 年度に使用済小型家電を回収している 122 市町村のうち、33 市町村 (27.0%) では、実際の回収方法と市町村実態調査の回答における回収方法に相違がみられた。

これらの 33 市町村に対し、当該相違が発生した理由を調査したところ、一部事務組合を通じて使用済小型家電を回収している場合、同組合での実施分も含めて回答することとされているにもかかわらず、同組合で実施している回収方法について未実施などと回答していたもの (4 市町村) 等のほか、次のとおり、回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であることや調査票に回答する際の注意事項に記載がないことから相違が発生しているものがみられた (項目資料 5-(2)-⑦参照)。

(回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であることに起因して生じている相違)

回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であり、実際の回収方法が回収ガイドラインのどの回収方法に該当するか分かりづらいことから相違が生じている例として、次のようなものがあった。

① 回収ガイドラインでは、「清掃工場等への持込み」は、消費者が使用済小型家電を清掃工場や資源化センター等へ持参する方法とされている (回収ガイドライン 3.1.6 参照)。

しかしながら、清掃工場及び資源化センター以外の施設のどこまでが「等」に含まれるのか明確でないため、市町村役場や不燃ごみの保管場や埋立場などで使用済小型家電を対面回収している市町村において、回答なし (1 市町村)、ステーション回収 (1 市町村)、その他の回収方法 (1 市町村) と回答が三つに分かれていた。

② 回収ガイドラインでは、「ピックアップ回収」は、ステーションに排出された不燃ごみや粗大ごみ等から市町村が使用済小型家電を選別する方法とされている (回収ガイドライン 3.1.3 参照)。

しかしながら、上記と同様の取組を「ステーション回収」と回答している市町村がみられた (4 市町村)。一方で、「清掃工場等への持込み」又は「戸別訪問回収」により回収した不燃ごみや粗大ごみから使用済小型家電を選別しているにもかかわらず、当該取組を「ピックアップ回収」と回答している市町村がみられた (8 市町村)。

(調査票に回答する際の注意事項に記載がないことに起因して生じている相違)

調査票の注意事項に記載がないことから相違が生じている例として、次のようなものがみられた。

調査票では、ピックアップ回収の実施状況として、ピックアップの回収頻度 (調査票では、週・月・年のいずれかを選択し、その期間における選別作業の回数を記入するようになっている。) を回答することとされている。しかしながら、どのような取組の実施頻度を記入すればよいか注意事項に記載されていなかったことから、認定事業者に引き渡す頻度 (1 市町村) やステーションで回収する頻度 (2 市町村) など、市町村によって回答内容が異なっている状況がみられた。

イ 市町村実態調査の個別の市町村の回答内容の情報提供について

調査対象 22 都道府県及び 144 市町村のうち、7 都道府県 (31.8%) 及び 9 市町村 (6.3%) にお

いて、小型家電リサイクルに関する施策の検討の参考とするため、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について情報提供してほしいとの意見がみられた。

また、51市町村（35.4%）が、事業者との契約内容の見直し等に活用するなどの理由から、使用済小型家電の売却単価等に関する情報を提供してほしいとしている（当該情報は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容に含まれる。）。

環境省は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について、当該市町村の承諾なしに公開しないこととしているが、情報提供を希望している市町村や都道府県がみられるため、売却単価等に関する情報も含め、都道府県や市町村への情報提供について検討する必要がある。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、市町村における小型家電リサイクルの取組状況等を適切に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省及び経済産業省は、回収ガイドラインにおける説明内容について、市町村の実際の取組がどの回収方法に該当するのか分かりやすく記載すること。
- ② 環境省は、市町村実態調査について、小型家電リサイクルの実施の有無、実施している場合の回収量、回収方法などについて適切に把握できるよう、調査票や回答に際しての注意事項を見直し、正確に回答するよう促すこと。
- ③ 環境省は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について、提供方法や提供内容等を検討し、市町村や都道府県に提供すること。

[資 料]

資料目次

I 共通資料

| | | |
|--------|--|----|
| 共通資料 1 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号) (抄) | 47 |
| 共通資料 2 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成 25 年政令第 45 号)(抄) | 52 |
| 共通資料 3 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則(平成 25 年経済 産業省・環境省令第 3 号)(抄) | 53 |
| 共通資料 4 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針(平成 25 年経済産業 省・環境省告示第 1 号)(抄) | 56 |
| 共通資料 5 | 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン(Ver. 1.1)」(平成 26 年 2 月 環境省・経済産業省)(抄) | 59 |
| 共通資料 6 | 「市町村一認定事業者の契約に係るガイドライン(Ver. 1.1)」(平成 26 年 4 月環 境省・経済産業省)(抄) | 63 |
| 共通資料 7 | 「使用済小型化電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業 計画の認定申請の手引き(Ver1.3)」(平成 29 年 4 月環境省・経済産業省)(抄) | 70 |
| 共通資料 8 | 市区町村における使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組状況に関する実 態調査の実施について(依頼)(平成 28 年 4 月 21 日付け環廃企発第 1604211 号市 区町村・リサイクル行政主管(局)部長宛て環境省大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部企画課リサイクル推進室長通知) | 73 |

II 項目資料

1 小型家電リサイクルの現状

| | | |
|----------|---|----|
| 項目資料 1-① | 小型家電リサイクル法制定の背景 | 75 |
| 項目資料 1-② | 回収ガイドラインの概要 | 75 |
| 項目資料 1-③ | 契約ガイドラインの概要 | 76 |
| 項目資料 1-④ | 制度対象品目・特定対象品目について | 76 |
| 項目資料 1-⑤ | 認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例について | 77 |
| 項目資料 1-⑥ | 認定事業者等に係る廃棄物処理の許可に関する規定 | 77 |
| 項目資料 1-⑦ | 回収量目標の考え方 | 78 |
| 項目資料 1-⑧ | 基本方針において規定されている使用済小型家電の回収量目標の変更につ いて | 78 |
| 項目資料 1-⑨ | 小型電子機器等リサイクルシステムの構築実証事業の概要 | 79 |
| 項目資料 1-⑩ | 平成 28 年度市町村実態調査の調査項目等 | 80 |
| 項目資料 1-⑪ | 市町村向け説明会の説明資料の項目 | 80 |
| 項目資料 1-⑫ | 市町村の小型家電リサイクルの取組に関する意見交換会の議題及び配布資 料 | 81 |
| 項目資料 1-⑬ | 全国の認定事業者の再資源化実績 | 82 |
| 項目資料 1-⑭ | 鉄スクラップ価格の月次推移 | 83 |
| 項目資料 1-⑮ | アルミニウム地金価格の月次推移 | 83 |
| 項目資料 1-⑯ | 銅価格の月次推移 | 84 |
| 項目資料 1-⑰ | 銀価格の月次推移 | 84 |
| 項目資料 1-⑱ | 金価格の月次推移 | 85 |

2 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進

| | | |
|----------|--|----|
| 項目資料 2-① | 回収量目標を達成することができなかった要因 | 86 |
| 項目資料 2-② | 調査対象都道府県及び市町村の一覧 | 87 |
| 項目資料 2-③ | 調査対象市町村における回収方法別実施状況(平成 27 年度)(回収方法単 独) | 88 |

| | | |
|----------|---|----|
| 項目資料 2-④ | 調査対象市町村における回収方法別実施状況（平成 27 年度）（回収方法複数） | 88 |
| 項目資料 2-⑤ | 資源物、危険物等の選別・除去に併せてピックアップ回収を実施している主な例 | 89 |
| 項目資料 2-⑥ | 従来から実施する回収区分を調整してステーション回収を実施している主な例 | 89 |
| 項目資料 2-⑦ | シルバー人材等を活用してピックアップ回収を実施している例 | 90 |
| 項目資料 2-⑧ | 施設・設備の更新時に、ステーション回収やピックアップ回収を実施又は実施を検討している主な例 | 90 |
| 項目資料 2-⑨ | 既存の粗大ごみ等の直接持込みの体制を活用して清掃工場等への持込みを実施している主な例 | 91 |
| 項目資料 2-⑩ | 宅配回収の実施による取組の主な例 | 92 |
| 項目資料 2-⑪ | 有料ごみ処理シールの免除等による取組の例 | 92 |
| 項目資料 2-⑫ | 政令指定都市におけるピックアップ回収の主な実施例 | 93 |
| 項目資料 2-⑬ | 近隣の市町村の売却状況を確認し、売却先を変更した例 | 93 |
| 項目資料 2-⑭ | 一律の単価設定から品目別の単価設定に変更することで採算性の向上を図った主な例 | 94 |
| 項目資料 2-⑮ | 一律の売却単価を設定しているが、既に分別や前処理を実施している主な市町村の例 | 94 |
| 項目資料 2-⑯ | そのままでは売却困難な使用済小型家電を解体して売却している例 | 95 |

3 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の推進

| | | |
|----------|---|-----|
| 項目資料 3-① | 近隣の市町村における取組を参考として、小型家電リサイクルを実施することとした例 | 96 |
| 項目資料 3-② | 認定事業者による直接回収をサポートすることで回収量増加に取り組んでいる例 | 96 |
| 項目資料 3-③ | 小型家電リサイクルの本格実施に先駆けて、宅配回収に取り組んでいる例 | 97 |
| 項目資料 3-④ | 体制面・コスト面で負担の少ないイベント回収を試験実施し、その結果を踏まえ、小型家電リサイクルを本格実施することとした例 | 97 |
| 項目資料 3-⑤ | 隣接市町村において認定事業者への売却実績があり、当該取組事例を踏まえることで、小型家電リサイクルの実施に向けた検討が可能と考えられる例 | 97 |
| 項目資料 3-⑥ | 当省の調査を契機に、近隣市町村の売却状況を把握し、小型家電リサイクルの実施に向けた検討を開始した例 | 98 |
| 項目資料 3-⑦ | 回収した使用済小型家電を金属くずとまとめて再資源化事業者に引き渡して、高度な再資源化を実施している例 | 98 |
| 項目資料 3-⑧ | 市町村において、認定事業者以外の再資源化事業者が適正に再資源化できるか否かを確認する専門的知見を有していないことを理由とするもの | 99 |
| 項目資料 3-⑨ | 認定事業者の収集区域一覧（平成 28 年 7 月末現在） | 100 |
| 項目資料 3-⑩ | 区域の基準の検討に当たっての根拠資料（抄） | 102 |
| 項目資料 3-⑪ | 認定要件に関する認定事業者以外の再資源化事業者の意見 | 104 |
| 項目資料 3-⑫ | 認定要件に関する市町村の意見 | 104 |

4 使用済小型家電の適正な処理の確保

(1) 認定事業者に対する立入検査・指導の適切な実施

| | | |
|--------------|-----------------------------|-----|
| 項目資料 4-(1)-① | 再資源化事業計画の変更に係る手続 | 105 |
| 項目資料 4-(1)-② | 立入検査における主な指摘事項 | 106 |
| 項目資料 4-(1)-③ | 資源の売却先の実態が再資源化事業計画と異なる例 | 110 |
| 項目資料 4-(1)-④ | 認定事業者等の役員の実態が再資源化事業計画と異なる例 | 110 |
| 項目資料 4-(1)-⑤ | 再資源化事業の委託先に対する監督の措置を講じていない例 | 111 |

(2) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者の適正処理の確認の徹底

| | | |
|--------------|---|-----|
| 項目資料 4-(2)-① | 市町村説明会における認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しに関する説明資料（平成 26 年度） | 112 |
| 項目資料 4-(2)-② | 小型家電リサイクルを実施していないと認識していたため、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性について未確認の市町村（平成 27 年度） | 113 |
| 項目資料 4-(2)-③ | 小型家電リサイクルを実施していると認識している 20 市町村における認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等の状況について（平成 27 年度） | 114 |
| 項目資料 4-(2)-④ | 再資源化事業の内容の適正性の確認等に当たっての国に対する意見・要望 | 115 |

(3) 個人情報保護対策の適切な実施

| | | |
|------------------|------------------------------------|-----|
| 項目資料 4-(3)-①-i | 排出時における個人情報の削除に関する周知の実施状況 | 116 |
| 項目資料 4-(3)-①-ii | 市町村のホームページに掲載されている例 | 116 |
| 項目資料 4-(3)-①-iii | 市町村が発行している小型家電リサイクルに関するチラシに掲載している例 | 118 |
| 項目資料 4-(3)-①-iv | 市町村が作成したごみの出し方ガイドラインなどの冊子に掲載している例 | 119 |
| 項目資料 4-(3)-② | 排出時における個人情報の削除に関する周知を実施していない理由 | 120 |
| 項目資料 4-(3)-③-i | 回収物の保管場所における個人情報保護対策の実施状況 | 120 |
| 項目資料 4-(3)-③-ii | 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例 | 121 |
| 項目資料 4-(3)-④ | 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置を実施していない理由 | 121 |
| 項目資料 4-(3)-⑤-i | 回収ボックスにおける個人情報保護対策の実施状況 | 122 |
| 項目資料 4-(3)-⑤-ii | 回収ボックスにおける個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例 | 122 |

5 その他

(1) 都道府県による市町村への支援等の促進

| | | |
|------------|--|-----|
| 項目資料 5-(1) | 全国平均以上に管内の市町村の小型家電リサイクル実施率が向上している都道府県における独自の支援について | 123 |
|------------|--|-----|

(2) 市町村における小型家電リサイクル実施状況の適切な把握

| | | |
|--------------|---|-----|
| 項目資料 5-(2)-① | 平成 28 年度市町村実態調査の調査票に示されている使用済小型家電リサイクルへの取組状況及び回収状況に関する設問の内容（抄） | 126 |
| 項目資料 5-(2)-② | 小型家電リサイクルを実施しているといえる状況であるにもかかわらず、未実施と回答した理由 | 130 |
| 項目資料 5-(2)-③ | 実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違がみられた市町村における相違量 | 131 |
| 項目資料 5-(2)-④ | 市町村全体の回収量には相違がみられなかったものの、回収方法ごとの回収量について、実際と市町村実態調査の回答に相違がみられた市町村における相違量 | 132 |
| 項目資料 5-(2)-⑤ | 実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違が発生した理由 | 133 |
| 項目資料 5-(2)-⑥ | 回収方法ごとの回収量の回答に相違が発生した理由 | 134 |
| 項目資料 5-(2)-⑦ | 回収方法に関する相違内容及び相違が発生した理由 | 135 |

共通資料1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。)となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
 - 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。
- 3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

(基本方針)

第3条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向
 - 二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標
 - 三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項
 - 四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項
 - 六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれに変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

い。

(地方公共団体の責務)

第5条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(消費者の責務)

第6条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第8条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

(製造業者の責務)

第9条 小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第一号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
 - 五 再資源化事業の内容
 - 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
 - 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
 - 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
 - 十 その他主務省令で定める事項
- 3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第四号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
 - 三 申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 四 申請者及び前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者
 - ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 次条第四項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
 - ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの
 - ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者

（再資源化事業計画の変更等）

第11条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第二項第四号から第八

号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。
 - 一 認定事業者（前条第三項の認定に係る再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に記載された同条第二項第六号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。）が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき。
 - 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。
 - 三 認定事業者等の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
 - 四 （略）
- 5 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務）

第12条 認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内的の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第13条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第一項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

- 2 認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。
- 4 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第

七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第六項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

（指導及び助言）

第15条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定計画に係る再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第16条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第17条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任）

第20条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

共通資料2 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）（抄）

（小型電子機器等）

第1条 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める電気機械器具は、次の掲げるもの（一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの附属品を含む。）とする。

- 一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）
- 四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 六 パーソナルコンピュータ
- 七 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 八 プリンターその他の印刷装置
- 九 ディスプレイその他の表示装置
- 十 電子書籍端末
- 十一 電動ミシン
- 十二 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 十三 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 十四 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 十五 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十六 フィルムカメラ
- 十七 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
- 十八 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
- 十九 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- 二十 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 二十一 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 二十二 電気マッサージ器
- 二十三 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 二十四 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十五 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十六 電子時計及び電気時計
- 二十七 電子楽器及び電気楽器
- 二十八 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

共通資料3 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成25年経済産業省・環境省令第3号）（抄）

（再資源化事業計画に添付すべき書類）

第2条 法第十条第一項の規定により再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～八 （略）

九 当該申請に係る再資源化事業として使用済小型電子機器等の再使用（使用済小型電子機器等の全部又は一部を、小型電子機器等の全部又は一部として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡することをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

十 （略）

（再資源化事業計画の記載事項）

第3条 法第十条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該申請に係る再資源化事業において認定後一年間に処理される見込みの使用済小型電子機器等の数量
- 二 当該申請に係る再資源化事業において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- 三 法第十条第二項第六号に規定する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

（再資源化事業の内容の基準）

第4条 法第十条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 使用済小型電子機器等の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。
- 二 使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用のものを除く。）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉形蓄電池等」という。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉形蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉形蓄電池等を引き渡すこと。
- 三 使用済小型電子機器等からフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら又は他人に委託して適正に行うこと。
- 四 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収し、当該回収により得られた物（以下「回収物」という。）に含まれる次に掲げる資源の再資源化、熱回収（回収物の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら行うか、又は当該再資源化等を業として行うことができる者に当該回収物を引き渡すこと。

イ 鉄

- ロ アルミニウム
- ハ 銅
- ニ 金
- ホ 銀
- ヘ 白金
- ト パラジウム
- チ セレン
- リ テルル
- ヌ 鉛
- ル ビスマス
- ヲ アンチモン
- ワ 亜鉛
- カ カドミウム
- ヨ 水銀
- タ プラスチック

五 個人情報記録されている使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

六 再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

七 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあっては、当該使用済小型電子機器等が適正に動作することを確認すること等を行うことにより、再使用を適正に行うこと。

八 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

(区域の基準)

第5条 法第十条第三項第二号の主務省令で定める基準は、同条第二項第四号に掲げる区域が、次に掲げるいずれかの区域（第三号に掲げる区域にあっては、当該区域の人口密度が一平方キロメートルあたり千人未満であるものに限る。）の全域から構成されていることとする。

- 一 北海道、北海道及び青森県又は北海道、青森県及び秋田県若しくは岩手県
- 二 沖縄県、沖縄県及び鹿児島県又は沖縄県、鹿児島県及び熊本県若しくは宮崎県
- 三 三以上の隣接する都府県（沖縄県を除く。）

(法第十条第三項第三号の主務省令で定める基準)

第6条 法第十条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者及び法第十条第二項第六号に規定する者の能力に係る基準
 - イ 再資源化事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ロ 再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 二 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準
 - イ 使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合にあっては、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設に係る基準

イ 第四条第四号イからタまでに掲げる資源の再資源化等その他使用済小型電子機器等の処分に適する施設であること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。

ニ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 携帯電話端末及びPHS端末並びにパーソナルコンピュータに記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じた施設であること。

(表示等)

第8条 認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。

一 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

二 認定番号

三 当該収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

2 認定事業者等は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）を備え付けるものとする。

一 当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第十条第二項第六号に規定する者である旨

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

(変更に係る認定の申請)

第9条 法第十一条第一項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一～五 (略)

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第10条 法第十一条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第十条第二項第六号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

イ 氏名又は名称の変更

- ロ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- 二 法第十条第二項第七号に掲げる施設の変更
- 三 法第十条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（軽微な変更の届出）

第11条 法第十一条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一～五 （略）

（氏名等の変更の届出）

第12条 法第十一条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一～五 （略）

（権限の委任）

第16条 法第十六条及び第十七条第一項の規定による環境大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第十六条及び第十七条第一項の規定による経済産業大臣の権限は、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

共通資料4 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成25年経済産業省・環境省告示第1号）（抄）

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な立上げと運用に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協

力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成二十七年まで、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とすると、回収率が約二十パーセントとなる。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

2 地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者を引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。

さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

6 国の取組

国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多く含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1 個人情報の保護に関する事項

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要がある。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパーソナルコンピュータや携帯電話端末・PHS端末については、十分な配慮が必要となる。そこで、パーソナルコンピュータや携帯電話端末・PHS端末については、消費者及び事業者が排出する段階で、自ら個人情報の削除に努めるとともに、回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる必要がある。

具体的には、まず、市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は鍵付きのものを使用する、ステーション回収を行う場合は監視員が立ち会うなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先を含めた管理の実施等）の整備など、十分な個人情報保護対策を実施した上で回収を行うものとする。また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、収集、運搬及び再資源化に際して、適切な個人情報保護対策を講ずることが必要である。

なお、パーソナルコンピュータについては資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に基づく自主回収が、携帯電話端末・PHS端末については携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、これらの取組も併せて消費者に周知することで、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の回収を一層促進することも可能である。

(注) 「二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」について、「平成二十七年
度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。」
とされているが、当該基本方針は平成29年経済産業省・環境省告示第6号において改正され、「平成三
十年までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。」
とされた。

共通資料5 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン(Ver. 1.1)」(平成26年2月環境省・経済産 業省)(抄)

- 1 本ガイドラインについて
 - 1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
 - 1.2 本法における市町村及び小売業者の役割
 - 1.3 使用済小型電子機器等の回収による便益
 - 1.4 本ガイドラインの位置付け
- 2 制度対象品目・特定対象品目について
 - 2.1 制度対象品目
 - 2.2 特定対象品目
 - 2.3 使用を終了していない小型電子機器等の扱いについて
- 3 市町村内での効率的な回収方式について
 - 3.1 市町村による回収方式の種類
 - 3.1.1 ボックス回収
(略)
 - 3.1.2 ステーション回収
(略)
 - 3.1.3 ピックアップ回収
ピックアップ回収とは、市町村が従来の分別区分にそってステーション(ごみ排出場所)ごと
に一般廃棄物を回収し、回収した一般廃棄物から、「不燃ごみ」や「粗大ごみ」として排出さ
れた使用済小型電子機器等を選別する方式です。
(略)
 - 3.1.4 集団回収・市民参加型回収
(略)
 - 3.1.5 イベント回収
(略)
 - 3.1.6 清掃工場等への持込み
清掃工場等への持込みとは、消費者が使用済小型電子機器等を清掃工場や資源化センター等
へ持参する方式です。
(略)
 - 3.1.7 戸別訪問回収
(略)
 - 3.1.8 回収方式の特徴

(略)

3.2 小売業者による回収方式の種類

3.2.1 店頭回収

3.2.2 帰り便回収

3.3 適正な回収を促すための広報

4 市町村内での回収における個人情報保護対策について

市町村や小売業者が使用済小型電子機器等を回収する際、個人情報が記録されている機器等が回収対象に含まれている可能性もあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要があります。個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる使用済小型電子機器等を回収する場合、本章に記載されている事例等を参考に、適切な対策を実施するよう心がけて下さい。

なお、使用済小型電子機器等に含まれる情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）上の「保有個人情報」にはあたりませんが、同法上の「個人情報」に該当するものが含まれる可能性があります。行政機関個人情報保護法では、保護される対象である「個人情報」の定義が個人情報の保護に関する法律のそれと同様となっており、取扱いについて適切な取扱いが義務付けられています。

全国の市町村が制定している個人情報保護条例は、行政機関個人情報保護法と同様あるいは類似の規定を定めていることから、市町村は、使用済小型電子機器等に含まれる個人情報について、各市町村の条例の定めに従って、適切な対策を取ることが求められていると考えられます。

使用済小型電子機器等を回収するにあたり、市町村がとるべき対策としては、消費者に対して個人情報のデータを消去した上で排出することを周知徹底し、個人情報を含まない状態にした使用済小型電子機器等を回収することが最も良いと言えるでしょう。しかしながら、個人情報が含まれた状態で排出される使用済小型電子機器等も回収することが考えられるため、回収時及び保管時にも十分な対策をとることが必要です。

4.1 個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる使用済小型電子機器等

個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる使用済小型電子機器等の例として、以下に示すような品目が挙げられます。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高く、データの復元ソフト等が存在するためにデータの完全な消去が容易ではない携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ（タブレット型情報通信端末を含む。下記分類①）について、次ページ以降の個人情報対策を行うことができる市町村に限り、これらを回収するものとします。

また、これ以外の個人情報を含む使用済小型電子機器等（下記分類②）を回収する場合にも、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出するよう、普及啓発・周知を行うとともに、相応の個人情報保護対策を図ることが必要です。

<個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等の例>

分類①

- ・ 携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ※

- ・ ※ これらには、タブレット型情報通信端末を含みます

分類②

- ・ USB メモリ
- ・ ビデオカメラ
- ・ HDD レコーダ
- ・ デジタルオーディオプレーヤー
- ・ IC レコーダー
- ・ デジタルカメラ
- ・ ゲーム機
- ・ カーナビ
- 等

4.2 個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ

使用済小型電子機器等の回収段階において想定される個人情報漏洩リスクに対して、対象機器の排出者及び回収、処理に携わる全ての者は個人情報保護対策を講じる必要があります。排出から処理までの工程のうち、本ガイドラインの対象としている回収段階において市町村及び小売業者が個人情報保護対策を講じるべき範囲は図4-1 に示す通りであり、また、その範囲内で懸念される個人情報漏洩リスクや、各者に求められる個人情報保護対策は、表4-1 に示す通りです。

図4-1 (略)

表4-1 市町村及び小売業者が使用済小型電子機器等の回収段階において個人情報保護対策を講じるべき範囲における個人情報の漏洩リスクと保護対策

| 者及び回収方式 | | 個人情報漏洩 リスク | 個人情報保護対策 | |
|--------------|----------|---------------|---|----------------------------|
| | | | 排出・回収時 | 保管時 |
| 排出者 | | — | ・ 個人情報等のデータを消去してから排出することを排出者に呼びかける | — |
| 市町村・ 小売業者 | ボックス回収 | ・ 盗難 | ・ 盗難防止対策 例) ボックスの施錠 ・ データ消去を呼びかける掲示 | ・ 盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管 |
| | ステーション回収 | ・ 盗難 | ・ 盗難防止対策 例) コンテナの施錠又はステーションへの人の立ち会い | ・ 盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管 |
| | ピックアップ回収 | ・ 盗難 | ・ 盗難防止対策 例) ピックアップの対象となる回収区分の組成によって使用済小型電子機器等が大半を占 | ・ 盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管 |

| | | | | |
|--|---------------------------|-----|-------------------------------------|---------------------------|
| | | | める場合には、コンテナの施錠又はステーションへの人の立ち会い | |
| | 対面回収 (店頭回収、 帰り便回収等) | ・盗難 | ・対面回収時の対策 例) データ消去確認、データ消去、物理破壊※ | ・盗難防止対策 例) 施錠できる場所での保管 |

※ データ消去や物理破壊は機器の種類や者（市町村・小売業者）の能力に応じて行うこととする。

個人情報を含む使用済小型電子機器等の排出に際しては、消費者自身であらかじめ機器内外の個人情報を削除してから排出することが望ましいため、国、都道府県、市町村は消費者に対して普及啓発を行い、周知徹底を図ることが基本となります。また、使用済小型電子機器等の回収を行う市町村及び小売業者は、個人情報消去にあたって高度な操作を要する機器や、消去作業を行うことが困難である消費者（高齢者等）について十分に考慮が必要です。例えば、データの消去方法や消去可能な場所に関する情報を提供すること等が必要となります。

このような普及啓発等を行った場合でも、なお、個人情報を含有したまま使用済小型電子機器等が排出される場合もあることから、回収・処理に携わる市町村や事業者はこれを適切に取り扱わなければなりません。具体的には、盗難対策に加えて、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先の監督、等）の整備が必要となります。また、消費者自身による個人情報の消去に加えて、これらの個人情報保護対策を実施していることをアピールすることにより、消費者の排出に対する安心感が増し、より排出が促進されるものと考えられます。

これらの対策を施した上で、市町村は、携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータを回収するものとし、使用済小型電子機器等の回収・処理に携わる市町村や事業者は、地域の状況や対象機器、回収方式等に応じて適切な対策を実施して下さい。なお、個人情報を含む機器に係る他の回収ルート（自主的な携帯電話端末・PHS 端末回収ネットワーク（モバイル・リサイクル・ネットワーク）、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータリサイクル等）に関する情報も併せて消費者に提供することで、より多くの使用済小型電子機器等の回収・再資源化が促進されるものと考えられます。

小売業者は、対面で消費者から使用済小型電子機器等を回収する場合には、市町村と同様に、回収時のデータ消去確認、データ消去、物理破壊等や、施錠できる場所での保管等、適切な対策を実施して下さい。また、ボックス回収等、対面以外の回収によって使用済小型電子機器等を回収する場合にも、ボックスに施錠をする等の盗難対策を十分に施して下さい。

4.3 個人情報保護対策の事例

4.3.1 対面での回収

4.3.2 ボックス仕様の工夫

4.3.3 ステーションへの指導員の立ち会い

4.4 既存リサイクルルートにおける個人情報保護対策

(参考1) 法律施行令に示す品目の分類と「商品分類表（製造業）」の関係

(参考2) 使用済小型電子機器等の回収による便益

(参考3) 市町村による取組事例

(参考4) モデル事業実施地域における使用済小型家電の回収結果

(注) 下線は当省が付した。

共通資料6 「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン(Ver. 1.1)」(平成26年4月環境省・経済産業省)(抄)

1 本ガイドラインについて

1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要

1.2 本法における市町村及び認定事業者の役割

1.3 本ガイドラインの位置付け

2 認定事業者との契約の準備

2.1 認定事業者との契約の形態

2.2 認定事業者の選定方法

2.3 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務

3 市町村と認定事業者の契約に記載する事項

3.1 収集対象の品目

(略)

上記を踏まえ、契約書では、収集対象の品目について、以下のように記載することができるでしょう。

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象となる品目として政令で指定された全ての品目
- ・ 法律の対象となる品目のうち、特定対象品目
- ・ 法律の対象となる品目のうち、市町村が分別収集を実施する指定品目

なお、使用済小型電子機器等と金属くずが一体となった回収を市町村が行う場合において、当該金属くずが廃棄物に該当せず、認定事業者においても使用済小型電子機器等と金属くずを一体として引き受ける体制が整っているのであれば、市町村と認定事業者の契約において金属くずを含めた形での契約を結ぶことも考えられます。

一方で、金属くずが廃棄物である場合や、金属くず以外の不燃廃棄物については、市町村の処理責任は解除されないことから、別途廃棄物処理法の規定に基づき処理を委託する必要があり、本法に基づく引渡し契約と一体で契約を行うことはできませんので、ご注意ください。

3.2 引渡しの場所

3.3 引渡しの方法

3.4 引渡しに係る費用

3.5 引渡しの頻度

3.6 引渡しの価格

3.7 契約の期間

3.8 市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件の整理

3.9 引渡し後の取り扱い方法

3.10 市町村が再資源化の状況を確認する規定

3.1から3.9では、市町村と認定事業者の契約書において記載すべき、引渡しに係る基本的な条件を整理しましたが、市町村と認定事業者の契約では、市町村が再資源化の状況を確認する規定を設けることが考えられます。

本制度に参加する市町村は、市民の協力を得て、使用済小型電子機器等の再資源化に協力しており、市民への説明や廃棄物処理法の遵守の観点等から、再資源化の状況を把握すべきと考えられます。

そのため、認定事業者が自ら再資源化を実施する場合には市町村と認定事業者の契約において、市町村が現場視察等により再資源化の状況を確認できるような規定を設けることが考えられます。また、認定事業者が委託により再資源化を実施する場合には、認定事業者と実際の処理業者との間の委託契約、認定事業者と市町村との契約等において、同様の規定を設けることになると考えられます。

また、処理実績を把握するための規定も契約書の中に含めることが考えられます。

認定事業者ごとに、1年間のトータルの処理実績を国へ報告することとなるため、そのような数値については認定事業者が把握しており、契約に基づき市町村にも報告することが考えられます。市町村はそのデータを基に、当該市町村からの引渡し量等を用いて換算することで、当該市町村による使用済小型電子機器等の分別収集により再資源化された有用金属の量を算定することができます。

一方、市町村が、更に詳細な実績把握のため、認定事業者に対して当該市町村の引渡し分に限った分析結果の提示を求める場合には、分析に必要な費用の負担について契約条件の中で検討する必要があります。

上記を踏まえ、契約書では、「契約年度における総処理実績について、契約にて指定する日までに市町村に報告すること」などと記載することができるでしょう。

4 その他

4.1 認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置

別添 認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて

本ガイドラインは、市町村が認定事業者の使用済小型電子機器等を引き渡す際に、市町村と認定事業者が締結する契約について説明するものですが、本法第五条により、認定事業者以外に、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者にも引き渡すことができます。その他の使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者とは、認定事業者と同様に適正な再資源化を実施することができる者です。ここでは、認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて、当該事業者の適正性を判断するための確認項目を記載しています。

使用済小型電子機器等の引渡し先として認定事業者を選択するか、認定事業者以外の再資源化事業者を選択するかは、市町村の判断によるものです。しかしながら、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合には、一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法施行令第三条第一項第二号ニ）で「再生

するために分別し収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること」と定められていることや、市民への説明責任を果たす必要があること等から、当該再資源化事業者が、引渡し先として適切であるのかを確認する必要があります。

確認をする際には、下表を参考に、法令が定める基準等に適合しているか否かを判断する方法が考えられます。本ガイドラインの「3.1.9 市町村が再資源化の状況を確認する規定」を参考に、契約書に確認規定を盛り込むことが考えられます。

表 認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認項目

| 確認項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 事業の内容 (法第十条第三項第一号) | <p><確認内容> <u>施行規則第四条で定める再資源化事業の内容の基準に適合しているかを確認する。</u></p> <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。実際に現場に立ち入り調査を行うことが望ましい。<u>詳細は別紙参照。</u></p> |
| 者／施設的能力 (法第十条第三項第三号) | <p><確認内容> 施行規則第六条で定める者の能力、施設の能力に適合しているかを確認する。</p> <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。実際に現場に立ち入り調査を行うことが望ましい。</p> |
| 欠格要件 (法第十条第三項第四号) | <p><確認内容> 法第十条第三項第四号に規定する欠格要件に該当する者でないかを確認する。</p> <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。</p> |
| 廃棄物処理法の遵守 | <p><確認内容> 廃棄物である使用済小型電子機器等を処理委託する場合は、廃棄物処理法の各規定に適合していることを確認する。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理施設の施設設置許可を持っているかを確認する（若しくは、許可不要施設であるか否かを確認する）。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条の委託基準にも適合しているか確認する。 <p><確認方法> 必要な書類の提出を求め、確認する。</p> |

なお、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合、市町村と当該再資源化事業者の間では、資源物としての売却契約、あるいは、廃棄物としての処理委託契約のいずれかの契約を締結することになります。また、廃棄物として処理委託をする場合は、廃棄物処理法施行令第四条第九号イが規定する一般廃棄物の処分を受け入れる市町村への通知等も必要になります。

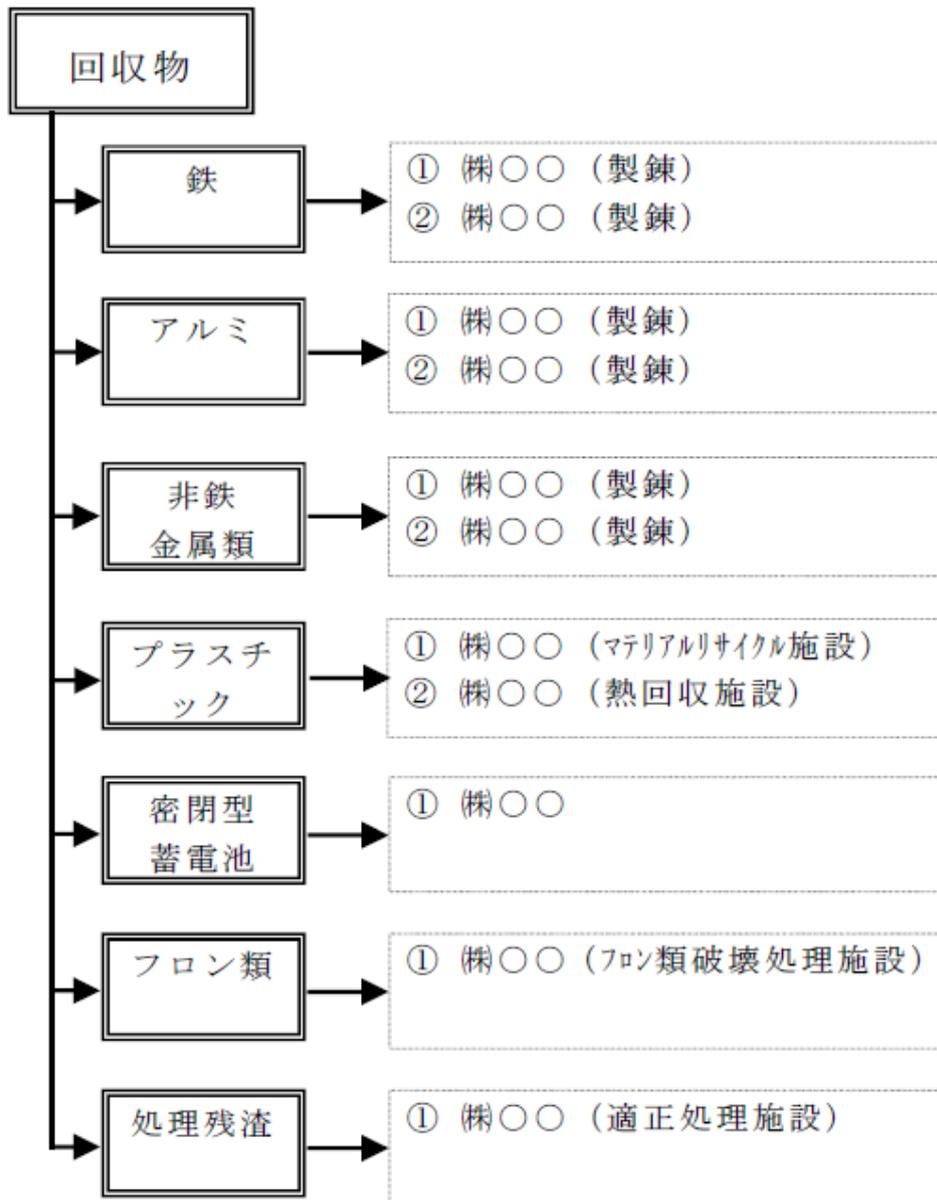
認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認について

市町村が認定事業者以外の適切な再資源化事業者を使用済小型電子機器等を引き渡す際には、再資源化事業者が小型家電リサイクル法施行規則第4条に定める要件を同等に満たしていることを確認して下さい。確認には、施行規則第4条の要件を同等に満たしていることを示す書類等を事業者に提出させること等が考えられます（例えば、契約書に別添の参考様式1～3を添付させることが考えられます）。

なお、以下に記す事項を判断するに当たり、一般廃棄物と判断された使用済小型電子機器等を市町村がその他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に処理委託する場合は、廃棄物処理法施行令第4条の委託基準を遵守する必要がある、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者が再委託を行うことができない点について留意してください。

- 小型家電リサイクル法施行規則第4条第1号、第4号、第6号については、市町村が回収した使用済小型電子機器等の処理について、再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあってはその委託先が明確であり、使用済小型電子機器等の中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されていること（なお、分別された中間処理後物のうち、鉄、アルミ、非鉄金属類においては製錬事業者等で適正に再資源化され、プラスチックにおいては適正にマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルまたは熱回収がなされ、その他においては適正に熱回収または最終処分がされる必要があります）。
- 同条第2号については、密閉型蓄電池等の処理先が適正であること。
- 同条第3号については、フロン類の破壊の回収及び破壊を行う者が適正であること。
- 同条第4号については、市町村から回収した使用済小型電子機器等に含まれる個人情報が記録されている機器等について、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされていること。
- 同条第7号については、再使用を行う場合に対し、事業者が通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れが無いか等について確認すること。（なお、古物営業法等その他の法令の規制対象となる場合は、当該法令を遵守することが必要です）。
- 同条第8号については、再資源化事業の実施状況について、市町村への報告が可能となるよう、産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により、使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握出来るようにする等の対応が考えられる。市町村が使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施状況について、事業者から数量等について事業終了報告を受ける等により把握できること。

使用済小型家電の処分方法（例）



・収集運搬業者：(株)〇〇

・再資源化処理施設：(株)〇〇△△工場

※一般廃棄物と判断された使用済小型電子機器等については再委託ができませんので注意して下さい。

住 所：東京都〇〇区〇〇 〇番地〇号

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 〇〇 〇〇 印

個人情報の漏えい防止のために講ずる措置【記載例】

| ＜収集運搬段階における措置＞ | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 社員教育の方法 | ・回収から引渡までの作業をマニュアル化する。 |
| 2. 回収ボックスの盗難防止対策 | ・消費者が直接携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータを投入するボックスには、鍵をつける。 |
| ＜処分段階における措置＞ | |
| 1. 保管庫の場所 | ・〇〇工場△△倉庫1階の鍵付き保管庫内 |
| 2. 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータを分別する方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・分別されて回収された携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについては、工場へ搬入後、重量を測定し、上記鍵付き保管庫に保管。 ・分別されずに回収された携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについては、工場へ搬入後、速やかに手選別を行い、他の機器とは別コンテナに分け、重量を測定し、上記保管庫に保管。 |
| 3. 盗難を防止するための具体的な対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・警備会社に倉庫の警備業務を委託しており、24時間監視体制を構築する。更に自社にて上記保管場所の入口を監視するためのカメラを設置している。 ・上記保管場所については、入室者、入出時刻、退出時刻を記載する管理表にて、入退室の管理を実施している。また、退出時には必ず施錠を行う。 |
| 4. 個人情報が含まれると思われる部品の取扱い | ・個人情報が含まれると思われる部品については、破砕機に直接投入することで、物理的な破壊を行う。 |

使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法【記載例】

| | |
|--|---|
| 1. 再使用を行う使用済小型電子機器等の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピュータ ・ デジタルカメラ ・ ビデオカメラ ・ 携帯電話端末、PHS 端末 |
| 2. 当該使用済小型電子機器等が適正に動作することの確認等を行う方法 | <p>1. にて記載した使用済小型電子機器等の売却までに以下の事項を確認し、確認を行ったことを示す書類を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通電検査の実施による動作確認 ・ 大きな破損、傷、汚れがないことを目視にて確認 |
| 3. 携帯電話端末、PHS 端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、個人情報に係るデータを削除する方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器に記録された個人情報は専用のソフトウェアを用いて確実に消去を行う。 |
| 4. 古物営業法、薬事法、電波法その他の法令等の遵守の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話端末・PHS 端末の再使用にあたって修理を行った場合には、再使用する前に電波法に基づく技術基準に適合していることを確認する。 ・ パーソナルコンピュータの再使用にあたって、中古のパーソナルコンピュータでの継続使用を許諾していないソフトウェアが添付またはインストールされている場合には、再使用する前に削除する。 |

※ 使用済小型電子機器等の再使用を行わない場合は不要です。

(注) 下線は当省が付した。

共通資料7 「使用済小型化電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き (Ver1.3)」(平成29年4月環境省・経済産業省)(抄)

1. はじめに

- 1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
- 1.2 本手引きの位置付け

2. 再資源化事業計画の認定の申請

- 2.1 認定の申請の流れ
- 2.2 認定の基準

主務大臣は、申請された再資源化事業計画が、以下の(1)～(5)の全ての基準に適合すると認めるときに、その認定をすることになります。

(1) 再資源化事業の内容の基準

【参照条文】法第10条第3項第1号

再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【参照条文】施行規則第4条

法第10条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 使用済み小型電子機器等の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。

【補足説明】

- 1における「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破砕、選別等の処理を行う者、処理後の残渣の引渡し先、得られた資源の売却先等、一連のフローに係る者とその実施内容が明確であることです。

2.3 認定の申請

(3) 申請書等の記載内容及び注意事項等

申請書等の記載内容を以下に示します。以下に示す注意事項に留意の上、申請書等の各欄に記載してください。

【申請書(再資源化事業計画)】

⑤ 再資源化事業

再資源化事業の内容については、別紙1「一連の行程図」、別紙2「直接回収の方法」、別紙3「使用済小型電子機器等の管理方法」、別紙4「使用済小型電子機器等の処分方法」、別紙5「個人情報漏えいの防止のために講ずる措置」、別紙6「使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法」を作成します。なお、消費者からの直接回収を行わない申請者にあつては、別紙2の作成は不要です。また、使用済小型電子機器等の再使用を行わない場合は、別紙6の作成は不要です。

- ・別紙4「使用済小型電子機器等の処分方法」

別紙4では、使用済小型電子機器等に含まれる各素材について、どのように分離し、誰に売却

を行うのかを記載してください。

作成に当たっては、小型充電式蓄電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「電池等」という。）、フロン類並びに残渣の処理委託先についても記載し、当該処理委託先について、処理方法の概要がわかるパンフレット等を添付してください。フロン類が使用されている代表的な品目としては、除湿器があります。

なお、電池等や残渣の処理を委託するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2の委託基準に従い委託契約を結んで処理を委託する必要性があり、認定事業者の事業活動に伴い生ずる廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付し、又は同法第12条の5の規定に基づき電子マニフェストを利用する必要があります。

また、作成に当たっては、得られた資源の売却先についても記載します。売却先が海外の場合には、当該売却先について、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を満たしているかの確認を行いますので、その確認に必要な資料の提出が必要となります。具体的な資料は、個別の案件によって異なりますので、事前にご相談ください。

再資源化事業計画において、複数の処分施設を使用する場合、処分施設毎に別紙4を作成・提出してください。

- 2.4 その他（認定証、事務代行、登免税）
- 3. 再資源化事業計画の変更の認定の申請
 - 3.1 変更の認定に係る該当事案
 - 3.2 変更の認定の申請
 - 3.3 その他（認定証、事務代行、登免税）
- 4. 再資源化事業計画の軽微な変更の届出等
 - 4.1 軽微な変更の届出に係る該当事案
 - 4.2 軽微な変更の届出
 - 4.3 氏名等の変更の届出
- 5. 再資源化事業計画の認定の取り消し
 - 5.1 認定の取り消し
 - 5.2 その他
- 6. 再資源化事業の廃止の届出
- 7. 報告書の提出
 - 7.1 報告書の内容
 - 7.2 その他
- 8. 認定後に適用を受ける規定
 - 8.1 表示

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとします。（施行規則第8条第1項）

なお、表示方法は任意ですが、運搬車の外から見やすいように表示してください。（本制度にお

ける表示義務については、文字の大きさに指定はありません。2)

- 1 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 2 認定番号
- 3 当該収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

なお、認定事業者は、次に掲げる小型家電認定事業者マークを使用することができます。当該マークを使用することで、施行規則第8条第1項第1号及び第2号を満たすことができます。詳細はマークの使用規定及び利用マニュアルをご確認ください。

- 2 認定事業者及び委託先については、施行規則第8条第1項の規定により、車両表示を行うこととされていますが、産業廃棄物である小型家電を運搬する場合には、別途、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理基準として、車両表示の義務がかかります。具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第7条の2の2の規定に基づき、車両表示を行う必要がありますが、同条第1号における「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示については、施行規則第8条第1号における「当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示があれば足りることとされています。その他文字の大きさ等については、同条の規定を遵守してください。小型家電認定事業者マークを活用して車両表示を行う場合には、「小型家電」については140ポイント以上、「大臣認定第〇〇〇〇号」については90ポイント以上となるように表示してください。

8.2 備え付け

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）を備え付けるものとします。（施行規則第8条第2項）

- 1 当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨
- 2 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

「当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨」とは、認定証の鑑及び自らが当該認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨を示すことができる認定証の別紙の該当部分のことを指します。これらの写しを書面で携帯するか、PDFにして携帯電話に保存すること等により、求められた場合には表示できるようにしておく必要があります。

8.3 引き取り義務

8.4 報告徴収、立入検査について

8.5 廃棄物処理法について

9. その他

9.1 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

9.2 財政投融资

9.3 その他

(注) 下線は当省が付した。

共通資料8 市区町村における使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組状況に関する実態調査の実施について（依頼）（平成28年4月21日付け環廃企発第1604211号市区町村・リサイクル行政主管（局）部長宛て環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長通知）

環廃企発第1604211号

平成28年4月21日

市区町村・リサイクル行政主管（局）部長 殿

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長
（公印省略）

市区町村における使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組状況に
関する実態調査の実施について（依頼）

日頃から廃棄物・リサイクル行政の推進に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の平成25年4月1日からの施行を受け、市区町村の使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組状況や課題等を把握するため、平成26年度から、各市区町村に対し下記のとおり実態調査を行っております。

貴市区町村におかれては、お忙しいところ恐縮ですが、調査票、調査回答票及び費用便益ツール（※活用及び回答は任意）に回答を記載いただき、下記提出先まで送付いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき実施しております。

記

1. 照会書類
 - ・01_市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況に関する実態調査票.pdf
 - ・02_市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況に関する実態調査回答票.xlsx
 - ・03_市区町村における使用済小型家電リサイクルの費用便益ツール（参考資料：活用については任意）.xlsx

※費用便益ツールは、市区町村における費用便益を行うために環境省が作成したものであり、活用するかどうか、また、活用した場合であってもその結果を環境省に回答するかは任意です。

2. 提出方法 電子メールにて下記提出先メールアドレスに回答票 (02_エクセルファイルのみ) を提出
願います。

3. 提出期限 平成 28 年 6 月 10 日 (金) 必着

(略)

6. その他

- ・ 報告いただいた情報は、個別の市区町村等の情報について承認なく公表することはありません
が、集計したデータを環境省のホームページにて公表いたします。

(略)

(注)1 環境省の資料による。

2 下線は当省が付した。

項目資料1-① 小型家電リサイクル法制定の背景

小型家電リサイクル法制定の背景

○我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、それらの総量は海外の大鉱山に匹敵するため、都市鉱山とも言われている。

○1年間で発生する使用済小型電子機器等は65.1万トンであり、そのうち有用金属は、27.9万トン(金額換算すると844億円)になると推計。廃棄物として、市町村が処理している使用済小型電子機器等からは、十分な資源回収がなされていない状況。

○使用済製品のうち、リサイクルが積極的に行われている、大型家電、自動車、パソコン、蓄電池、コピー機等の再資源化率は、7割～9割と高水準であるが、他方で、それら以外のものは、鉄、アルミニウムなど一部の金属を除き、埋立処分されていた。

我が国に蓄積されている金属資源の推計量は、鉄12億トン、銅3,800万トン、銀6万トン、金6,800トン、リチウム15万トン、タンタル4,400トン。その規模は、海外の大鉱山に匹敵。

鉄、アルミニウム、銅、鉛のように、量が多く、単一素材に区分しやすい金属は、比較的リサイクルが進んでいる。他方で、**複雑な回収技術・工程を要する他の金属の回収は進んでいない。**

都市鉱山からの金の採掘イメージ

鉄石 52.8g
 磁石 1枚 1.40g
 約30cm
 約1mm
 金 48mg (200円相当) が廃棄

出典：九州大学経済研究センターホームページ
 独立行政法人産業技術総合研究所ホームページ

世界の埋蔵量に対する我が国の都市鉱山の比率

出典(独)物質・材料研究機構

市町村における有用金属の回収状況

| 金属 | 回収割合 |
|-------|-------|
| 鉄 | 66.8% |
| 銅 | 21.7% |
| 銀 | 4.0% |
| 金 | 4.6% |
| アルミ | 52.9% |
| ステンレス | 16.5% |
| レアメタル | 2.6% |

※回収割合とは回収を行っている自治体数の割合(回答自治体数1,748自治体)
 出典：環境省

開発途上国に輸出された使用済製品の一部は、そのまま解体され、金属の回収が行われているおそれ。開発途上国では、有害物質の処理が適切に行われず、住民の鉛やカドミウム濃度が高くなっている事例が報告。

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-② 回収ガイドラインの概要

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

○「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」では、市町村や小売業者による使用済小型電子機器等の効率的な回収の実現に向けて、実施可能と考えられる回収方式を整理。

○使用済小型電子機器等の回収の際に講じられるべき個人情報保護対策も整理。

1. 本ガイドラインについて
 1. 1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要
 1. 2 本法における市町村及び小売業者の役割
 1. 3 **使用済小型電子機器等の回収による便益**
 1. 4 本ガイドラインの位置付け
2. 制度対象品目・特定対象品目について
 2. 1 制度対象品目
 2. 2 **特定対象品目**
 2. 3 使用を終了していない小型電子機器等の扱いについて
3. 市町村内での効率的な回収方式について
 3. 1 **市町村による回収方式の種類**
 - ①ボックス回収 ②ステーション回収 ③ピックアップ回収 ④集団回収・市民参加型回収
 - ⑤イベント回収 ⑥清掃工場等への持込み ⑦戸別訪問回収
 3. 2 小売業者による回収方式の種類
 - ①店頭回収 ②帰り便回収
4. 市町村内での回収における個人情報保護対策について
 4. 1 個人情報保護対策に配慮が必要と考えられる小型電子機器等
 4. 2 **個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ**
 4. 3 **個人情報保護対策の事例**
 - ①対面での回収 ②ボックス仕様の工夫 ③ステーションへの指導員の立ち会い
 4. 4 既存リサイクルルートにおける個人情報保護対策

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-③ 契約ガイドラインの概要

市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン

○「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン」は、市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、契約の準備、契約に記載すべき事項等を整理。

○両者において個々の事情に応じて各事項について定めた契約を締結し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することが求められる。

1. 本ガイドラインについて

1. 1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要

1. 2 本法における市町村及び認定事業者の役割

1. 3 本ガイドラインの位置付け

2. 認定事業者との契約の準備

2. 1 **認定事業者との契約の形態**

2. 2 **認定事業者の選定方法**

2. 3 **使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務**

3. **市町村と認定事業者の契約に記載する事項**

3. 1 収集対象の品目 3. 2 引渡しの場所

3. 3 引渡しの方法 3. 4 引渡しに係る費用

3. 5 引渡しの頻度 3. 6 引渡しの価格

3. 7 契約の期間

3. 8 市町村による認定事業者への引渡しに係る基本的な条件の整理

3. 9 引渡し後の取り扱い方法

3. 10 市町村が再資源化の状況を確認する規定

4. その他

4. 1 認定事業者による市町村の収集費用の補填等の措置

○今年4月「契約ガイドライン」を改訂。
認定事業者以外の再資源化事業者の適正性に関する確認項目について改めて示した。

○適切な再資源化事業者を選定できるよう、本ガイドラインに沿った入札方式の採用を徹底されたい。

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-④ 制度対象品目・特定対象品目について

制度対象品目・特定対象品目について

第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。）となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

○この法律の制度対象品目は、消費者が通常家庭で使用する電気器具であつて、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないので、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」において定められているものです。

○また、制度対象品目とは別に、特にリサイクルすべき品目として、国が特定対象品目を「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」において指定しています。

| 用語 | 法令等の根拠 | 内容 | 品目数 |
|--------|------------------------------|---|------|
| 制度対象品目 | ・法第2条第1項に規定 ・施行令第1条に記載 | ・認定事業者は、廃棄物処理法の特例を受け、制度対象品目について広域回収が可能 ・市町村は制度対象品目の中から、回収する品目を選定 | 28分類 |
| 特定対象品目 | ・「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載 | ・資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目 | 16分類 |

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-⑤ 認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例について

認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例について

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、使用済小型電子機器等の再資源化を適正かつ確実にを行うことができる旨の主務大臣の認定を受けた者又はその委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化を行う者に対して、廃棄物処理法の特例措置を講ずる。

第十三条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第一項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

※認定事業者及びその委託を受けた者（認定事業者等）は、認定計画に従って行う再資源化に必要な行為について一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業の許可が不要となる。

※認定事業者等は、廃棄物処理法の規定の適用について、廃棄物処理業者とみなされる。したがって、認定事業者等は、処理基準違反について、都道府県、市町村の措置命令の対象となる。また、認定事業者は、委託業者に不適正処理を要求等した場合、市町村長の措置命令を受ける。

※産廃に該当する場合のマニフェスト等廃棄物処理法上の各種規制は適用される。

参考：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行について（通知）

（注） 環境省の資料による。

項目資料1-⑥ 認定事業者等に係る廃棄物処理の許可に関する規定

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～5 （略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～16 （略）

（産業廃棄物処理業）

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければ

ならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

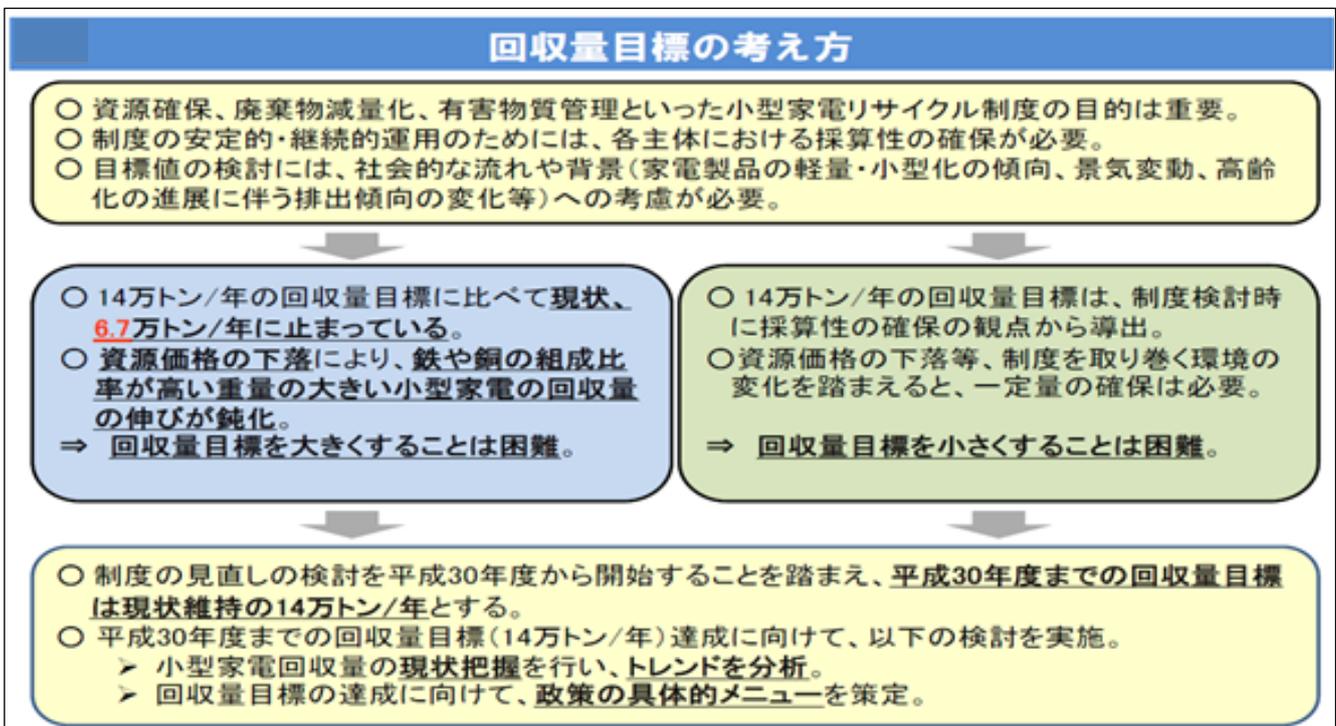
2～5 (略)

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～17 (略)

(注) 下線は当省が付した。

項目資料1-⑦ 回収量目標の考え方



(注) 審議会資料による。

項目資料1-⑧ 基本方針において規定されている使用済小型家電の回収量目標の変更について

1. 趣旨

我が国において、多くの使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）が一般廃棄物として市町村により処分され、金や銅などの有用金属の大部分が埋立て処分されていた状況に鑑み、その再資源化等を拡大することにより、資源・環境制約の克服に寄与することを目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「法」という。）が、平成24年8月に公布、平成25年4月に施行された。法第3条第1項に基づく使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関す

る基本方針（平成二十五年経済産業大臣・環境大臣告示第一号、以下「基本方針」）では、「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」として「平成二十七年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラム」が掲げられている。

この度、基本方針に定める目標の評価年度である平成27年度の回収量実績がとりまとまったが、1年当たり約7万トンとなっており、回収量目標には到達しなかったところ。平成28年12月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において「平成二十七年度まで」とされている目標年度を法施行から5年後に当たる「平成三十年代まで」に変更するとの方針が確認されたことを踏まえ、法第3条第1項の規定に基づき、基本方針を変更することとする。

2. 変更の概要

基本方針で定める「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」について、「平成二十七年度までに、一年当たり十四万トン」とあるところを「平成三十年代までに、一年当たり十四万トン」と変更する。

(注)1 環境省の資料による。

2 下線は当省が付した。

項目資料1-⑨ 小型電子機器等リサイクルシステムの構築実証事業の概要

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の概要について

実施目的

市区町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な支援を行う。

● 市町村提案型

- ・ 小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電の回収を事業期間終了後も継続する市町村が対象。
- ・ 複数の市区町村の属する都道府県が代表して申請すること又は複数市区町村の連名で申請することも可能。
- ・ 申請書の作成等は申請する市町村自身が行う。それゆえ、市町村主導で、希望を反映した事業を実施可能。

● 再資源化事業者提案型

- ・ 小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者又はその委託先として市町村と連携して使用済小型家電の再資源化事業を行おうとする者が対象（あらかじめ、連携を予定する市町村との『合意書』が必要）。
- ・ 申請書の作成、環境省との調整は再資源化事業者が行う。市町村にとっては事務的な負担を軽減可能。

● 実証期間中の支援対象

- ・ 小型電子機器等の回収体制を整備する上で必要な初期投資費用の全部又は一部（具体的には、小型電子機器等の回収ボックスの設置費用や広報、市民への広報（広告費、ごみカレンダーの印刷費）などの全部又は一部
- ・ 市町村が使用済小型家電を請負業者に引き渡すまでに係る作業費、市区町村内での回収に係る作業費や、施設整備のための費用は支援対象外。

(注) 環境省の資料による。

項目資料 1-⑩ 平成 28 年度市町村実態調査の調査項目等

| 調 査 項 目 | 主 な 設 問 |
|-------------------------|---|
| 1. 使用済小型家電リサイクルへの取組状況 | ・使用済小型家電リサイクルへの取組状況（実施中、実施しない等） ・実施しない理由 |
| 2. 使用済小型家電の回収状況 | ・参加市町村における回収方法ごとの開始年月、回収品目、回収量等 |
| 3. 使用済小型家電の引渡し の状況 | ・参加市町村の使用済小型家電の回収・引渡しにおける近隣の自治体との連携状況や検討状況 ・参加市町村における使用済小型家電の引渡しにおける契約内容等 |
| 4. 使用済小型家電リサイクルの 効果等 | ・参加市町村における使用済小型家電の回収に係る費用便益 ・参加市町村における使用済小型家電の回収への取組の変更状況 ・参加市町村における使用済小型家電の回収への取組における環境省からの説明や資料の有用性 |
| 5. 使用済小型家電リサイクルの 課題等 | ・参加市町村又は参加予定市町村における使用済小型家電の回収に取り組むこととなった背景 ・使用済小型家電リサイクル制度の安定的運用への意見等 |

(注) 市町村実態調査の資料を基に当省が作成した。

項目資料 1-⑪ 市町村向け説明会の説明資料の項目

| |
|--|
| <p>○ 小型家電リサイクルの市町村向け説明会（平成25年度）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）（抄）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法律の概要・内容 2 回収ガイドラインについて 3 契約ガイドラインについて 4 国の事業紹介 <p>○ 小型家電リサイクルの市町村向け説明会（平成26年度）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）（抄）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小型家電リサイクル法に関する消費者意識調査の概要について 2. 小型家電リサイクル法の概要について 3. 国の支援施策 小型家電リサイクルシステム構築実証事業等 4. 小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査 5. 自治体における小型家電リサイクルの取組例 |
|--|

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-⑫ 市町村の小型家電リサイクルの取組に関する意見交換会の議題及び配布資料

○ 平成27年度 市町村の小型家電リサイクルの取組に関する意見交換会 議事次第（抄）

（略）

議題

- (1) 小型家電リサイクルに関する取組について
- (2) 各自治体における小型家電リサイクルの取組について
- (3) 意見交換

配付資料

資料1 市町村の小型家電リサイクル取組に関する意見交換会発表者名簿

資料2 市町村の小型家電リサイクル取組に関する意見交換会

資料3 各自治体における小型家電リサイクルの取組について 説明資料

資料3-① 北海道 札幌市

資料3-② 福島県 伊達市

資料3-③ 茨城県 日立市

資料3-④ 神奈川県 相模原市

資料3-⑤ 富山県 立山町

資料3-⑥ 愛知県 名古屋市

資料3-⑦ 京都府 京都市

資料3-⑧ 大阪府 守口市

資料3-⑨ 岡山県 岡山市

資料3-⑩ 鹿児島県 鹿児島市

○ 平成28年度 市町村の小型家電リサイクルの取組に関する意見交換会 議事次第（抄）

（略）

議事次第

- (1) 小型家電リサイクルに関する取組について
- (2) 小型家電リサイクルの効果的な回収の取組について
- (3) 小型家電リサイクル市町村支援事業について
- (4) 東京オリンピック・パラリンピックのリサイクルメダルに関するこれまでの取組について
- (5) 意見交換

配布資料

資料1 市町村の小型家電リサイクルの取組に関する意見交換会発表者名簿

資料2 小型家電リサイクルに関する取組について

資料3 各自治体における小型家電リサイクルの効果的な回収の取組について 説明資料

資料3-① 東京都 板橋区

資料3-② 兵庫県 佐用町

資料3-③ 鳥取県 鳥取中部ふるさと広域連合

資料3-④ 香川県 丸亀市

資料4 各自治体における小型家電リサイクル市町村支援事業について 説明資料

- 資料4-① 北海道 奈井江町
- 資料4-② 青森県 弘前市
- 資料4-③ 栃木県 宇都宮市
- 資料4-④ 千葉県 南房総市
- 資料4-⑤ 富山県 立山町

資料5 東京オリンピック・パラリンピックのリサイクルメダルに関するこれまでの取組について 説明資料

- 資料5-① 青森県八戸市・秋田県大館市・岩手県一関市
- 資料5-② 愛知県 大府市
- 資料5-③ 岡山県 岡山市

(注) 環境省の資料による。

項目資料1-⑬ 全国の認定事業者の再資源化実績

認定事業者の再資源化実績

○ 平成27年度に認定事業者が処理した小型家電の数量57,260トンのうち、

- ・再資源化された金属の重量は29,994トン。
- ・再資源化されたプラスチックの重量は2,550トン、熱回収されたプラスチックの重量は13,612トン。
- ・回収した使用済小型家電の93%が再生利用・熱回収されており、残りの7.5%が中間処理残渣となっている。

認定事業者が引き取った小型家電の再資源化実績

| | 平成25年度 実績 (トン) | 平成26年度 実績 (トン) | 平成27年度 実績 (トン) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 回収した密閉型蓄電池、蛍光管、カセットレコーダー、トナーカートリッジの数量 | 20 | 87.9 | 82.8 |
| 回収したフロン類の重量 | 0.4 | 0.7 | 0.9 |
| 製錬業者に引き渡した金属等の重量 | 8,582 | 27,743 | 36,567 |
| うち再資源化された金属の重量 | 7,514 | 22,870 | 29,994 |
| 再資源化されたプラスチックの重量 | 504 | 1,863 | 2,550 |
| 熱回収されたプラスチックの重量 | 3,017 | 7,781 | 13,612 |
| 再使用を行った使用済小型電子機器の重量 | 0 | 0 | 149 |
| 中間処理残渣の重量 | 1,113 | 3,184 | 4,298 |
| 合計 | 13,236 | 40,659 | 57,260 |

※実績には、メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む

＜主な内訳＞

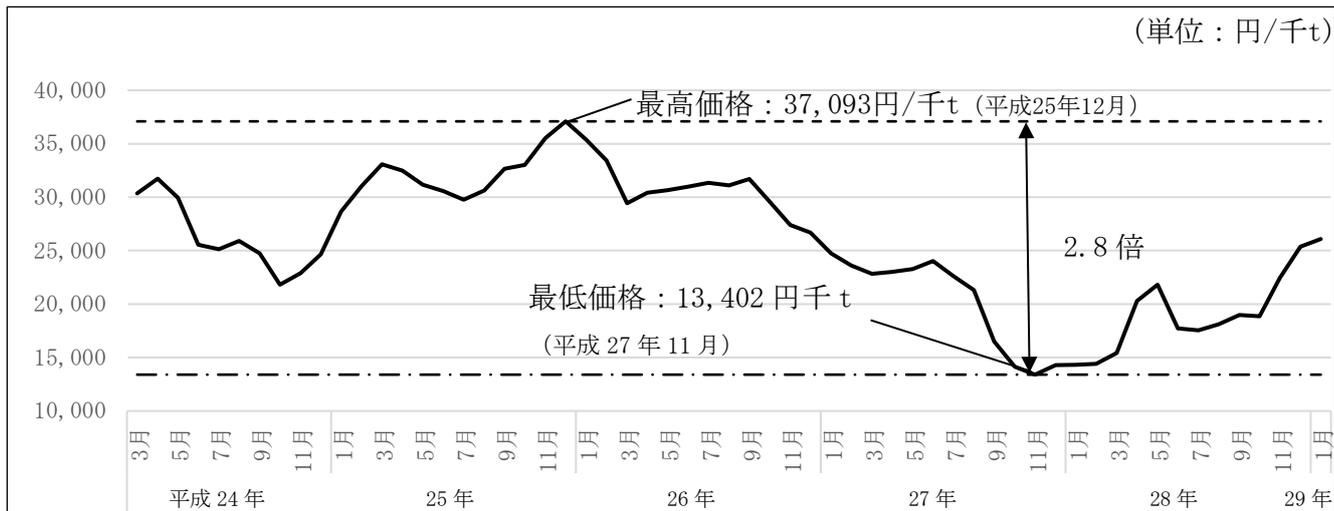
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | (金額換算) | |
|----------|---------|----------|----------|--------|-------|
| 鉄 | 6,599 t | 20,124 t | 26,326 t | 3.3億円 | 15.3% |
| アルミ | 505 t | 1,527 t | 2,023 t | 1.6億円 | 7.3% |
| 銅 | 381 t | 1,112 t | 1,469 t | 5.3億円 | 24.5% |
| ステンレス・真鍮 | 26 t | 99 t | 148 t | 0.1億円 | 0.6% |
| 銀 | 446kg | 1,566kg | 2,563kg | 1.5億円 | 7.1% |
| 金 | 46kg | 143kg | 214kg | 9.3億円 | 43.3% |
| パラジウム | 3kg | 14kg | 21kg | 0.4億円 | 1.8% |

(参考) 各年度の資源価格で換算
6.9億円 18.9億円 21.6億円
※昨年度資源価格では
26.5億円

※金額換算根拠
 ・鉄: 12.5円/kg(シュレッダーBメーカー持込価格(東京)(メタル・リサイクル・マンスリー2016年7月号))
 ・アルミ: 78円/kg(アルミ缶)(関東東地区市中実勢価格(メタル・リサイクル・マンスリー2016年7月号))
 ・銅: 360円/kg(下関東地区市中実勢価格(メタル・リサイクル・マンスリー2016年7月号))
 ・ステンレス: 47.5円/kg(505304新切(回業者間取引価格, レアメタルニュース2016年6月18日号))
 ・真鍮: 321円/kg(込み真鍮東京地区閉鎖持込価格(メタル・リサイクル・マンスリー2016年7月号))
 ・金: 4,358円/kg(龍山産(レアメタルニュース2016年6月24日号))
 ・銀: 59,790円/kg(龍山産(レアメタルニュース2016年6月24日号))
 ・パラジウム: 1,665円/kg(レアメタルニュース2016年6月24日号)

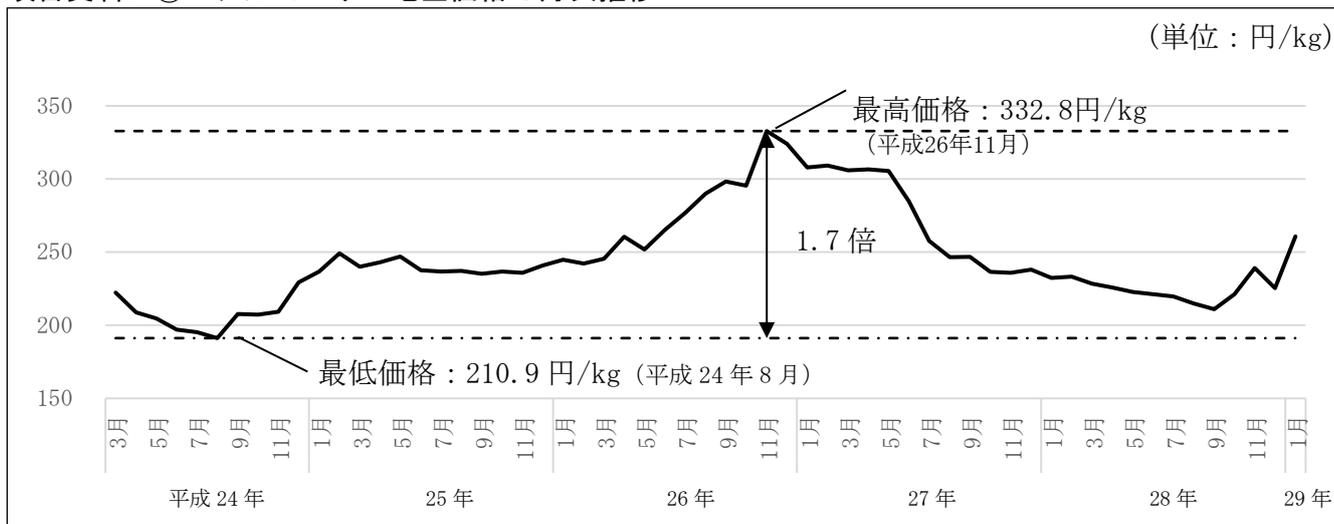
(注) 審議会資料による。

項目資料1-⑭ 鉄スクラップ価格の月次推移



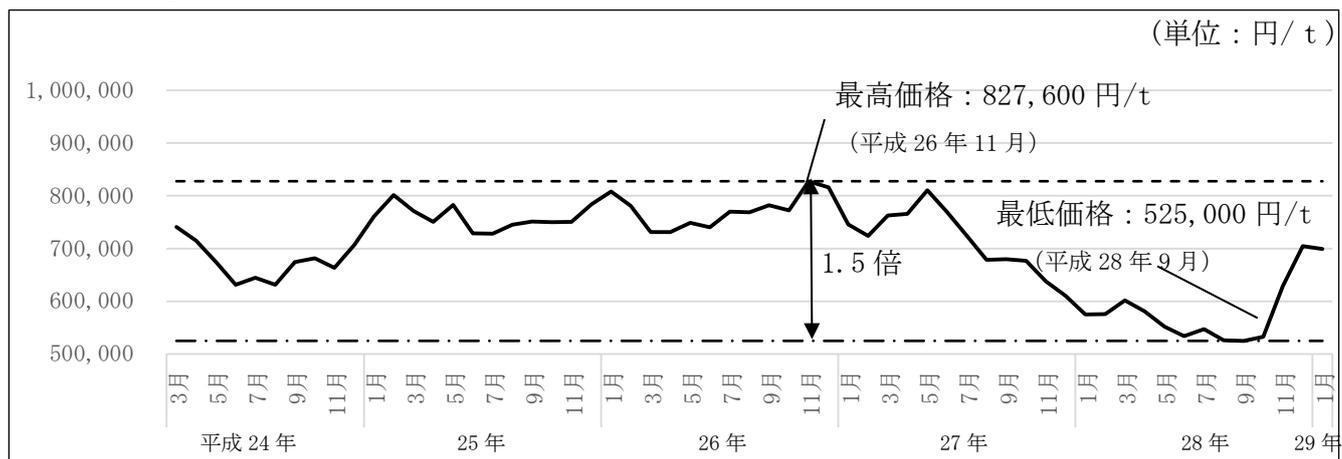
(注) 日本鉄源協会モニター（平成24年4月から28年6月までにおける鉄スクラップ（H2類）炉前価格の関東、中部、関西メーカーの中値平均）及び日刊市況通信社（平成28年7月から29年1月までにおける鉄スクラップ（H2類）炉前総合価格の同3地区の月間平均価格）の掲載資料を基に当省が作成した。

項目資料1-⑮ アルミニウム地金価格の月次推移



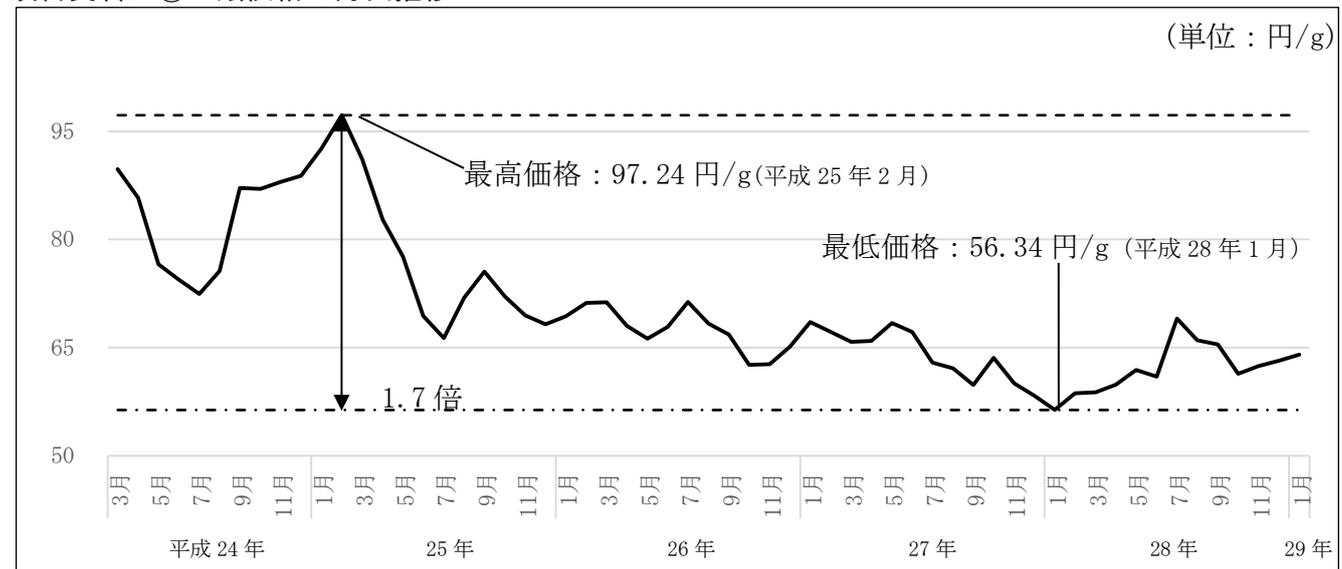
(注) 株式会社ACE21（平成24年3月から28年12月まで）及びアルミファーム（29年1月）（いずれも日本経済新聞社調べ）の掲載資料を基に当省が作成した。

項目資料1-⑯ 銅価格の月次推移



(注) JX 日鉱日石金属株式会社の銅建値の月間平均推移を基に当省が作成した。

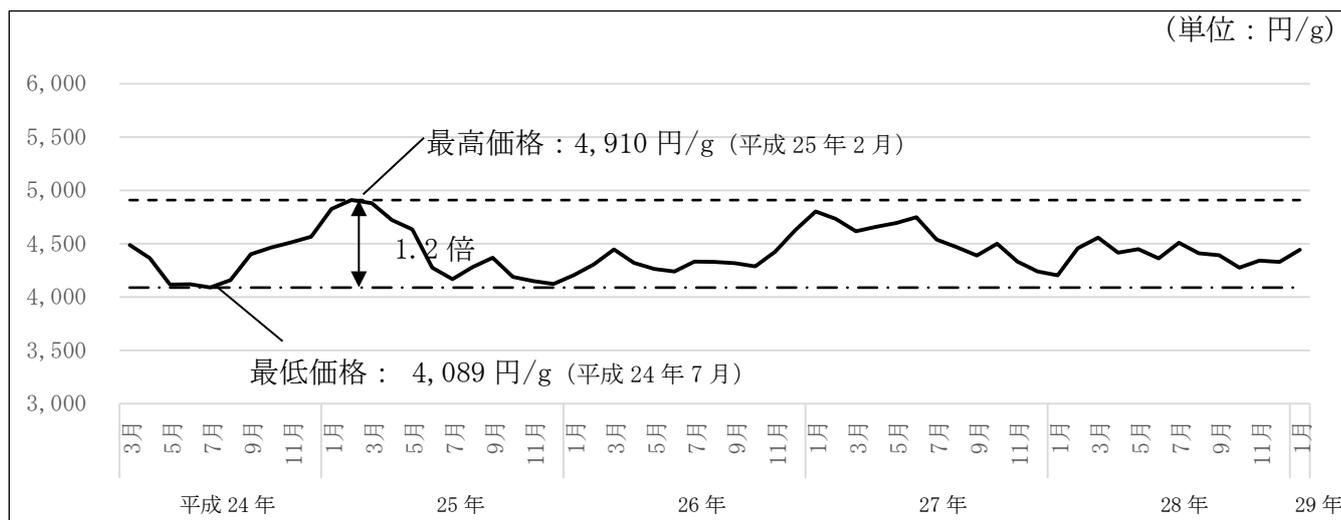
項目資料1-⑰ 銀価格の月次推移



(注) 田中貴金属工業株式会社の参考小売価格の月次平均を基に当省が作成した。

項目資料1-⑩ 金価格の月次推移

(単位：円/g)



(注) 田中貴金属工業株式会社の参考小売価格の月次平均を基に当省が作成した。

項目資料2-① 回収量目標を達成することができなかった要因

回収量目標を達成することができなかった要因①

- 平成25年に法に基づく基本方針に設定した平成27年度の回収量目標14万トン/年に対して、平成27年度の回収量は約6.7万トン/年であった。
- 回収量目標を達成することができなかった要因としては、①資源価格の下落、②市町村の取組状況の差、③制度の認知度の課題が考えられる。

①資源価格の下落

- 鉄、銅等の資源価格が回収量目標設定当時よりも下落した一方、金等の資源価格は上昇している。貴金属の含有量が多い携帯電話等の特定対象品目の回収量は拡大しているが、単位当たりの重量が少ないことから回収量の拡大には限定的な影響である。
- 小型家電のうち鉄、銅等で構成される比較的重量の大きい小型家電の市場価値は下がったと推察され、逆有償での取引を避けるために、重量の大きい小型家電の回収が進まなかったことが、回収量が伸びなかった要因として考えられる。

主な金属の資源価格の変化

| | 資源価格(円/kg) 平成23年3月 | 資源価格(円/kg) 平成28年6月 | 平成23年3月比 |
|--------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 鉄 | 30 | 12.5 | -58% |
| アルミニウム | 74 | 78 | +5% |
| 銅 | 761 | 360 | -53% |
| 鉛 | 253 | 239 | -6% |
| 垂鉛 | 234 | 265 | +13% |
| 金 | 3,671,000 | 4,359,000 | +19% |
| 銀 | 90,950 | 59,790 | -34% |
| パラジウム | 1,910,000 | 1,865,000 | -2% |

回収量目標を達成することができなかった要因②

②市町村の取組状況の差

- 1人あたりの年間回収量が1kg以上となっているのは294市町村。一方で、0.1kg未満は438市町村である等、各市町村の取組状況に差が付き、当初想定していた市町村回収量を達成することができなかったことが要因として考えられる。

| 1人あたりの年間回収量の分布 | | | 1人あたり1kg以上 | | | 1人あたり0.1kg未満 | | |
|----------------|-------|--------|------------|------|---------------|--------------|------|---------------|
| 区分 | 市町村数 | 人口(万人) | 地方 | 市町村数 | 地方別市町村数に占める割合 | 地方 | 市町村数 | 地方別市町村数に占める割合 |
| 1kg以上 | 294 | 1,675 | 北海道 | 46 | 25.7% | 北海道 | 25 | 14.0% |
| 0.5kg~1kg | 211 | 1,840 | 東北 | 4 | 1.8% | 東北 | 87 | 38.3% |
| 0.3kg~0.5kg | 86 | 595 | 関東 | 100 | 31.6% | 関東 | 117 | 37.0% |
| 0.1kg~0.3kg | 190 | 1,463 | 中部 | 63 | 19.9% | 中部 | 42 | 13.3% |
| 0.1kg未満 | 438 | 5,526 | 近畿 | 13 | 5.7% | 近畿 | 71 | 31.3% |
| 未実施/未回答 | 522 | 1,685 | 中国 | 20 | 18.7% | 中国 | 18 | 16.8% |
| 合計 | 1,741 | 12,784 | 四国 | 15 | 15.8% | 四国 | 11 | 11.6% |
| | | | 九州 | 33 | 12.0% | 九州 | 67 | 24.5% |
| | | | 小計 | 294 | 16.9% | 小計 | 438 | 25.2% |

③制度の認知度の課題

- 国、市町村等の関係者が普及啓発を実施したものの、一般消費者の小型家電リサイクル制度に関する認知度(平成27年度実施アンケート)が低迷したため。
 <例> 小型家電リサイクル制度の認知度(各年度の消費者へのアンケート調査結果)
 平成25年度:16.6% ⇒ 平成26年度:35.1% ⇒ 平成27年度:42.4%

※「知っている」と回答した消費者の割合、各年度の調査サンプル数:H25:28,430、H26:4,143、H27:39,905

(注) 審議会資料による。

項目資料2-② 調査対象都道府県及び市町村の一覧

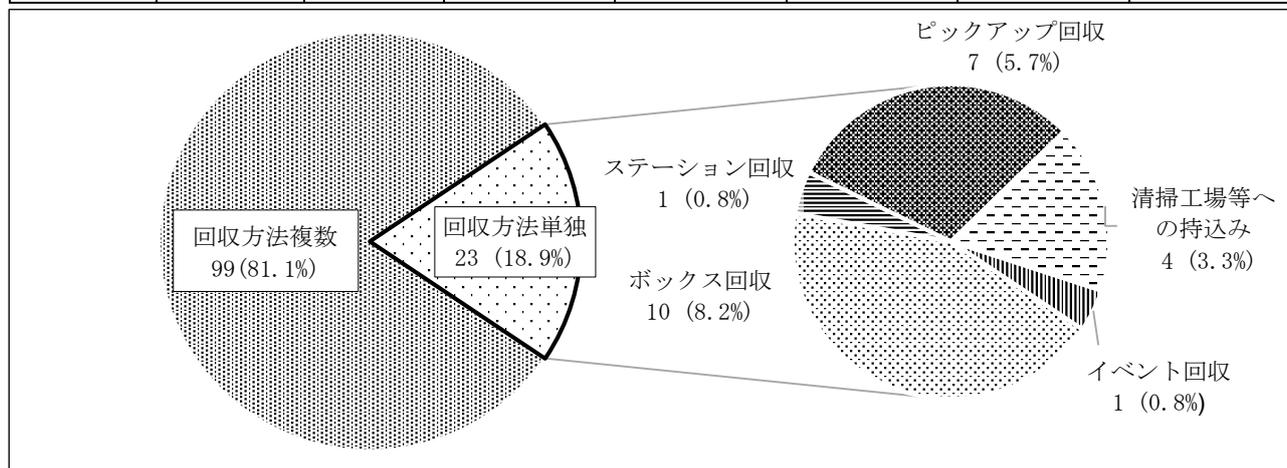
| 区 分 | 調査対象地方公共団体名 |
|-----------------|--|
| 都道府県(22) | 北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、大分県、鹿児島県 |
| 市町村(144) | |
| 政令指定都市(10) | 北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、大阪府堺市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市 |
| 10万人以上(49) | 北海道旭川市、北海道釧路市、宮城県石巻市、秋田県秋田市、山形県鶴岡市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県太田市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県鴻巣市、埼玉県越谷市、福井県福井市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県可児市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、三重県津市、三重県伊勢市、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県東近江市、大阪府吹田市、大阪府高槻市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府寝屋川市、島根県松江市、島根県出雲市、広島県呉市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県東広島市、広島県廿日市市、山口県下関市、山口県山口市、山口県防府市、香川県高松市、香川県丸亀市、高知県高知市、福岡県久留米市、大分県大分市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県霧島市 |
| 5万人以上10万人未満(30) | 北海道北広島市、宮城県名取市、宮城県栗原市、福島県伊達市、群馬県館林市、群馬県富岡市、埼玉県和光市、埼玉県蓮田市、埼玉県幸手市、福井県敦賀市、岐阜県高山市、岐阜県恵那市、愛知県尾張旭市、愛知県田原市、三重県名張市、三重県志摩市、滋賀県甲賀市、滋賀県湖南市、大阪府貝塚市、島根県浜田市、広島県三原市、山口県萩市、山口県下松市、山口県山陽小野田市、香川県観音寺市、香川県三豊市、福岡県行橋市、福岡県太宰府市、福岡県那珂川町、鹿児島県薩摩川内市 |
| 5万人未満(55) | 北海道美唄市、北海道江差町、北海道東神楽町、宮城県東松島市、宮城県松島町、宮城県女川町、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県潟上市、秋田県仙北市、秋田県八郎潟町、山形県上山市、福島県相馬市、福島県石川町、福島県三春町、群馬県甘楽町、群馬県明和町、埼玉県吉見町、埼玉県松伏町、福井県大野市、福井県あわら市、福井県高浜町、福井県おおい町、岐阜県瑞浪市、岐阜県八百津町、三重県鳥羽市、三重県大台町、滋賀県米原市、島根県益田市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県川本町、岡山県井原市、広島県庄原市、山口県長門市、香川県善通寺市、香川県土庄町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、高知県安芸市、高知県南国市、高知県宿毛市、高知県いの町、高知県佐川町、高知県四万十町、福岡県宇美町、福岡県大木町、大分県津久見市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、鹿児島県曾於市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県志布志市 |

(注) 「区分」欄の () は区分ごとの調査対象地方公共団体数である。

項目資料2-③ 調査対象市町村における回収方法別実施状況（平成27年度）（回収方法単独）

（単位：市町村、％）

| | 全体 | 回収方法単独計 | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|
| | | ボックス回収のみ | ステーション回収のみ | ピックアップ回収のみ | 清掃工場等への持込みのみ | イベント回収のみ | |
| 市町村数 (割合) | 122 (100) | 23 (18.9) | 10 (8.2) | 1 (0.8) | 7 (5.7) | 4 (3.3) | 1 (0.8) |



(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、「全体」に占める割合を表す。また、四捨五入のため、各回収方法の割合の合計は必ずしも「回収方法単独計」と一致しない。

項目資料2-④ 調査対象市町村における回収方法別実施状況（平成27年度）（回収方法複数）

（単位：市町村、％）

| | 全体 | 回収方法複数計 | | | | | 市町村数 | 構成比 | |
|--------------|--------------|--------------|--------|--------|-----|---|------|------|------|
| | | 組合せ | | | | | | | |
| | | ボックス | ステーション | ピックアップ | 持込み | | | | |
| 市町村数 (割合) | 122 (100) | 99 (81.1) | ① | ○ | ○ | × | × | 0 | 0 |
| | | | ② | ○ | × | ○ | × | 12 | 9.8 |
| | | | ③ | ○ | × | × | ○ | 6 | 4.9 |
| | | | ④ | × | ○ | ○ | × | 0 | 0 |
| | | | ⑤ | × | ○ | × | ○ | 6 | 4.9 |
| | | | ⑥ | × | × | ○ | ○ | 28 | 23.0 |
| | | | ⑦ | ○ | ○ | ○ | × | 0 | 0 |
| | | | ⑧ | ○ | ○ | × | ○ | 1 | 0.8 |
| | | | ⑨ | ○ | × | ○ | ○ | 30 | 24.6 |
| | | | ⑩ | × | ○ | ○ | ○ | 1 | 0.8 |
| | | | ⑪ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2 | 1.6 |
| 合計 | | | | | | | 86 | 70.5 | |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () 及び「構成比」は、「全体」に占める割合を表す。また、「構成比」は、小数点第2位を四捨五入しているため、「合計」と必ずしも一致しない。

3 イベント回収や宅配回収など上記四つ以外の回収方法の有無については考慮しておらず、また、上記四つのいずれかの回収方法とその他の回収方法の組合せ（ボックス回収とイベント回収（10市町村）など）となる13市町村分は計上していない。

項目資料2-⑤ 資源物、危険物等の選別・除去に併せてピックアップ回収を実施している主な例

| 市町村名 | 概要 |
|-------------|--|
| 宮城県栗原市 | 従来から、破碎前にアルミ製品のピックアップ作業を行っていたため、使用済小型家電製品についても従来のごみ処理フローを活用することで、ごみ処理施設を委託管理している事業所の既存人員のまま対応することが可能であり、従来の委託の範囲内で対応できるため、委託費用の追加発生もなく、ピックアップすることが可能であった。 |
| 広島県尾道市 | 従来から、収集した「不燃ごみ」を2区分（①破碎機にかける金属類等、②破碎機にかけないごみ（混入している可燃性ごみ等））に選別しており、小型家電リサイクルの実施に当たって、新たに「小型家電」を追加して3区分にした。区分の増加に当たっては、作業量の増加はないと考えており、実施に当たって試行することとした。 |
| 山口県萩市 | 従来から、ごみ処理委託業者が実施していた不燃ごみの手選別作業に、新たに小型家電のピックアップ作業を加えて実施することを検討した結果、新たな作業が生じるものの、ピックアップした小型家電を破碎等せず、そのまま再資源化事業者へ引き渡すことで、同委託業者が行う不燃ごみの破碎、破碎残さの焼却及び焼却灰等の埋立てに係る作業の対象から小型家電がなくなるため、管理運営に係る委託料の総額は変わらないことが見込まれたことから実施することとした。 |
| 鹿児島県いちき串木野市 | 従前から、収集運搬業者が、収集した不燃ごみから、不燃ごみとしての処理に適さない可燃ごみ、スプレー缶等のほか、電線・ACアダプタが附属している小型家電を抜き取っていたことから、これに使用済小型家電の抜取作業を追加しても、収集運搬業者に新たな手間をかけるものではないため、新たな人手や費用をかけずに行えるとして、ピックアップ回収を実施することとした。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑥ 従来から実施する回収区分を調整してステーション回収を実施している主な例

| 市町村名 | 概要 |
|-------------|--|
| 三重県鳥羽市 | 使用済小型家電の回収の効率性を高めるため、全ての資源ごみの分別・収集方法を見直したところ、収集場所に設置された「金属ごみ」の回収区分を、そのまま「小型家電」に転用することにより、回収方法の変更による追加費用なく実施できるとして、ピックアップ回収からステーション回収に変更した。 |
| 鹿児島県いちき串木野市 | 小型家電についても資源物と位置付け、未使用のコンテナを活用して他の缶・びん、ペットボトル等の資源物と併せて定期的に収集（資源物の収集日は、隔週の金曜日。月2～3回）することで、新たな人手や多額の費用をかけずにステーション回収を実施することとした。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑦ シルバー人材等を活用してピックアップ回収を実施している例

| 市町村名 | 概要 |
|-----------|--|
| 群馬県富岡市 | 従来から、選別作業はシルバー人材センターに委託しており、その委託内容の一環として使用済小型家電の選別を行ってもらうこととしたため、委託契約の内容は変わらず、委託費も増えていない。従来の選別作業では、不燃ごみから危険物を取り除くほか、再資源化できるものとそうでないものを分けており、ここに使用済小型家電の選別が新たに追加されても大幅な負担増加はなかった。 |
| 大阪府貝塚市 | 不燃ごみの回収について、平成27年度までは電話予約による戸別訪問回収のみを行っていたが、議会から定期回収も行ってほしいとの要望が出たため、28年度からシルバー人材センターによる月1回の定期回収を実施することとし、不燃ごみから使用済小型家電をピックアップした上で、品目別に分ける作業も実施している。 |
| 山口県山陽小野田市 | 従来から、「燃やせないごみ」の区分で使用済小型家電を収集していたので、その区分を変更せずに、使用済小型家電をピックアップ回収することとした。ピックアップ回収に当たっては、シルバー人材センターの職員が不燃ごみをスクラップと非鉄スクラップに分別する作業も実施している。 |
| 鹿児島県鹿屋市 | ピックアップ回収の検討に当たって試験回収を行い、その結果を踏まえ、実施が可能で一定の効果が得られると判断し、平成27年度からピックアップ回収を実施することとした。実施に当たっては、障害者の就業機会の確保も目的とし、委託先は障害者就労支援事業者としている。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑧ 施設・設備の更新時に、ステーション回収やピックアップ回収を実施又は実施を検討している主な例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 三重県鳥羽市 | 平成26年4月に、新たなおみ処理施設が運営を開始したのに合わせて、使用済小型家電の回収方法を、ピックアップ回収からステーション回収に変更し、従来の「金属ごみ」を、「小型家電」と「不燃ごみ」とに分離することで、小型家電を資源として積極的に位置付けることとした。 |
| 滋賀県大津市 | 平成34年度から新たなおみ処理施設を稼働させる予定で、同施設では、ピックアップ回収の実施を見込んでいる。 |
| 山口県防府市 | 平成26年度から、新たなおみ処理施設の供用を開始しており、使用済小型家電の回収量の増加によるリサイクル率の向上を図るため、ピックアップ回収及び清掃工場等への持込みによる回収を実施している。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑨ 既存の粗大ごみ等の直接持込みの体制を活用して清掃工場等への持込みを実施している主な例

| 市町村名 | 概要 |
|---------|--|
| 群馬県館林市 | 従来から、清掃センターでは、委託事業者が粗大ごみとして出された家具のリサイクルのための解体、リサイクルの対象とならないごみを破砕に回すなどの対応を行っており、粗大ごみに該当するような大きな使用済小型家電の選別作業等について、委託事業者から負担が大きいとの苦情等はない。また、フォークリフトを使用するため、人的負担は少なく、既存の廃棄物の収集処理体制を変えずに、新たな費用を負担することなく開始可能であると考えられた。 |
| 群馬県富岡市 | 住民が粗大ごみ又は不燃ごみとして市の清掃センターに直接搬入した使用済小型家電はその場で選別すればよいため、新たな費用をかけずに実施できる方法として採用した。また、粗大ごみ及び不燃ごみの引渡場所は、使用済小型家電のピックアップ回収を行っている選別場所であり、搬入された使用済小型家電も、ピックアップ回収により選別した使用済小型家電と同じカゴに投入しており、満杯になったら、フォークリフトで運ぶため、大きい使用済小型家電を回収対象としていることについても大きな負担はない。 |
| 埼玉県鴻巣市 | 従来は、一辺の長さが30cmを超える使用済小型家電は、粗大ごみとして有料で回収していたが、小型家電リサイクル法の施行を契機に、使用済小型家電の直接持込みの時期、回収料徴収の有無、受付等について検討を進め、一辺の長さが60cm以下、重量が30kg以下の使用済小型家電については、月1回、土曜日に持込み回収（無料）を実施することとした。また、平成27年12月までは、職員が土曜日に出勤して受付を実施していたが、28年1月からは、回収場所で、空き缶等のリサイクル業務を委託している事業者へ受付業務を委託している。ただし、業務委託の結果、27年度の委託費は7万円増加することとなった。 |
| 福岡県太宰府市 | 従来から、市環境美化センターへの粗大ごみの直接搬入（有料）が可能であり、小型家電リサイクル法の施行を契機として、使用済小型家電の直接搬入による回収も実施している。搬入可能時間は、市民の利便性を考慮し、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までのほか、毎月第3日曜日の午前9時から正午までの時間帯も受け付けている。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑩ 宅配回収の実施による取組の主な例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 宮城県仙台市 | <p>i) ボックス回収で排出できない30cmを超える使用済小型家電も対象となること、ii) 回収拠点に排出できない世帯への考慮等を踏まえ、市民の利便性向上のために実施することとした。連携に当たっては、市は、ホームページ等で周知を行う一方で、再資源化事業者に対しては、適正処理及び毎月の回収量の報告を求めている。</p> |
| 愛知県豊田市 | <p>認定事業者から、パソコン等の回収に係る連携の申入れを受けて、住民の利便性を高め、パソコンを含む使用済小型家電の回収の選択肢を広げる観点から実施することとした。ごみ分別マニュアルや市のホームページ等において、宅配回収の実施について周知を行っている。</p> <p>なお、宅配回収の連携開始から約2年が経過しているが、宅配回収の実施により、市の回収量が減少している傾向はみられない。</p> |
| 福岡県福岡市 | <p>使用済小型家電の回収量増加が見込めること、市民の使用済小型家電排出の選択肢の増加につながることから宅配回収を開始することとした。ホームページ、市内全戸に年1回配布する「家庭ごみルールブック」等の広報資料において、ボックス回収（回収ボックス設置場所等を紹介）と宅配回収について記載し、利用方法や利用料金を紹介している。</p> <p>また、宅配回収のメリットとして、①回収量増加、②市民の排出の選択肢増加のほか、③燃えないごみの排出量の減少によるごみ処理費用の削減などを挙げている。また、広報についても、市のホームページや市民向けの啓発資料の中に追記で対応したため新たな予算措置は不要であった。</p> <p>なお、パソコン本体やディスプレイについて、従来、これらを回収対象としていなかったが、パソコンの処分に困っている市民からの問合せにもメーカーによる回収と宅配回収について教示している。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑪ 有料ごみ処理シールの免除等による取組の例

| 市町村名 | 概要 |
|---------|--|
| 岐阜県高山市 | <p>ごみステーションの「不燃ごみ」の収集日(各地区月1回)に、不燃ごみとは別の袋(45ℓ以下の透明)に使用済小型家電のみを入れて出すこととした。通常、不燃ごみ袋には有料のごみ処理シールが必要であるが、使用済小型家電の袋には同シールの貼付を不要とすることで分別のインセンティブを持たせた。</p> |
| 三重県鳥羽市 | <p>使用済小型家電については、ごみステーションに置かれる指定のコンテナ(折りたたみかご)に入れて、分別回収することとした。使用済小型家電を分別せずに「不燃ごみ」で排出しようとするれば、10当たり1円の負担が発生するため、市民が小型家電を適正に分別する動機付けとなる。</p> |
| 福岡県久留米市 | <p>従来、ボックス回収で回収していた使用済小型家電を、平成28年4月から、ごみステーションで回収することとした。ステーション回収の実施に当たっては、これまで、「燃えないごみ」(有料)として回収を行ってきたところ、「小金属・小型家電」の区分に変更することで、資源物として無料回収を行うこととした。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑫ 政令指定都市におけるピックアップ回収の主な実施例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 北海道札幌市 | 清掃工場に搬入されたごみを破砕機にかける前にガスボンベ等の危険物が入っていないか確認する作業を行っている作業員（通常2～3人程度）が、ついでに作業として回収可能な範囲で使用済小型家電をピックアップすることとし、新たな経費負担を発生させない形でピックアップ回収を実施している。 |
| 福岡県福岡市 | 戸別訪問回収による粗大ごみからのピックアップ回収に当たっては、電話又はインターネットによる事前受付の際、排出されるごみに使用済小型家電が含まれると判明した場合、収集車両を通常のパッカー車ではなく平ボディ車に変更して回収することとしている。 また、平成26年度から、独自に行っている燃えないごみの組成調査結果や非鉄金属類の売却実績に基づき、比較的有価性が高いと判断した品目について、資源化センターにおいてピックアップ回収を行っている。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑬ 近隣の市町村の売却状況を確認し、売却先を変更した例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 群馬県富岡市 | 平成28年度の使用済小型家電の売却に係る見積りにおいて、これまで売却してきた認定事業者から、売却単価の引下げ及び収集運搬費の負担を求められた。これを受け、認定事業者以外の再資源化事業者も候補に入れて売却先を探していたところ、県内他市町村が契約する認定事業者以外の再資源化事業者においては、売却単価は変わらないものの運搬費用の負担が必要ないことが判明したため、同事業者を見積合わせの対象に加え、適正処理の確認等の結果も踏まえ、売却先を変更した。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑭ 一律の単価設定から品目別の単価設定に変更することで採算性の向上を図った主な例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 埼玉県所沢市 | 平成25年度において、回収した使用済小型家電を1kg当たり6円とする一律の単価で売却したが、26年度に、品目別の単価設定に見直した結果、1kg当たり6円の売却単価を維持しつつ、携帯電話については1kg当たり600円とする売却契約を結ぶことができ、採算性の向上が図られた。 |
| 愛知県田原市 | 平成25年度において、回収した使用済小型家電を1kg当たり2円とする一律の単価で売却したが、26年度に、品目別の単価設定に見直した結果、売却単価が1kg当たり3円に向上するとともに、携帯電話については1kg当たり300円、パソコンについては1kg当たり45円、デジタルカメラ及びゲーム機については1kg当たり15円とする売却契約を結ぶことができ、採算性の向上が図られた。 |
| 三重県名張市 | 平成25年度において、回収した使用済小型家電を1kg当たり7円とする一律の単価で売却したが、26年度に、品目別の単価設定に見直した結果、1kg当たり7円の売却単価を維持しつつ、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機等の高品位品については1kg当たり87円で売却契約を結ぶことができ、採算性の向上が図られた。 |

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中に記載の単価については、その当時の売却単価を記載したものであって、現在の売却単価とは必ずしも一致しない。

項目資料2-⑮ 一律の売却単価を設定しているが、既に分別や前処理を実施している主な市町村の例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 滋賀県彦根市 | 一律の売却単価を設定しているが、個人情報が残っている可能性がある携帯電話については、鍵のかかるスペースで別途保管しており、ジャー炊飯器など、コードの切り落とし作業が必要なものは、前処理として作業員が切り分けて分別・保管している。 |
| 福岡県大木町 | 一律の売却単価を設定しているが、資源ごみとして別の回収区分となる電池を除去し、電源コードを切断しており、携帯電話及びパソコンについては、認定事業者からの依頼により他の使用済小型家電と区別して袋に入れて引き渡している。 |
| 大分県国東市 | 一律の売却単価を設定しているが、携帯電話端末、パソコン、デジタルカメラ及びリモコンについては、他の使用済小型家電とは別に、雨に濡れないように屋内施設で保管しており、コード類についても取り外している。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料2-⑩ そのままでは売却困難な使用済小型家電を解体して売却している例

| 市町村名 | 概要 |
|-------------|---|
| 島根県飯南町 | 使用済小型家電全般をピックアップ後に認定事業者以外の再資源化事業者に売却しているが、そのままでは売却困難な電気マッサージ器及び電気こたつ類については、分解を行った後にピックアップ回収を実施し、売却している。 |
| 鹿児島県いちき串木野市 | マッサージチェアについては、売却先の認定事業者の処理能力上、売却が困難な状況にあり、手作業で、モーター、鉄等に解体した上で、モーターについては使用済小型家電として、鉄については有価物として売却している。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-① 近隣の市町村における取組を参考として、小型家電リサイクルを実施することとした例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 広島県庄原市 | <p>小型家電リサイクル制度開始当時、使用済小型家電の回収見込量が少なく、売却単価の見積りを取ったところ、示された売却単価がマイナスとなったことから、これまで小型家電リサイクルに取り組んでこなかった。しかしながら、広島県から県内市町村の取組状況について情報提供を受けたことをきっかけとして、独自に、県内市町村に対して小型家電リサイクルの取組状況について書類及び電話で調査を行った。その結果、近隣市町村において、認定事業者が市内の家電量販店で使用済小型家電の直接回収を行っており、この直接回収ルートを活用して、当該近隣市町村が回収した使用済小型家電についても併せて回収していることから、回収量が少量であっても有償で売却できている例を把握した。</p> <p>当市にも同じ家電量販店の店舗があることから、同様の取組を行うことで、回収量が少なくとも有償での売却が可能となることが見込まれたことから、当該認定事業者とも相談しながら、平成29年度からの小型家電リサイクルの実施に向け、検討を進めている。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-② 認定事業者による直接回収をサポートすることで回収量増加に取り組んでいる例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 北海道札幌市 | <p>ボックス回収を使用済小型家電回収の中心として位置付け、これをピックアップ回収又は民間事業者が行う回収事業で補完することとしている。</p> <p>回収ボックスに投入可能な30cm×30cm以下の使用済小型家電は回収ボックスに、それより大きなものについては、認定事業者が設置している回収拠点に排出させる方針として、市のホームページ等でもその旨を周知している。</p> |
| 広島県広島市 | <p>小型家電リサイクルの実施に当たって検討を進めた結果、本市域では、既に認定事業者による独自の取組が行われている状況であったことから、この取組を生かしながら、小型家電のリサイクルをより一層推進するための施策を実施していく形の方が望ましいとして、市が回収の主体となる取組ではなく、直接回収を行う認定事業者の取組を支援する方向で取り組むこととした。</p> <p>実施に当たっては、回収ボックスの設置から回収までを無償で実施できる認定事業者を募集して、使用済小型家電の回収を開始することとし、市は小型家電リサイクルの広報・啓発によりその取組に協力することとしている。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-③ 小型家電リサイクルの本格実施に先駆けて、宅配回収に取り組んでいる例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 滋賀県大津市 | ボックス回収やピックアップ回収の実施を検討してきたが、認定事業者との協議の結果、設置場所や処理施設のスペースの問題等から、小型家電リサイクルの実施を見送ってきた。しかしながら、新しいごみ処理施設の稼働が見込まれる平成34年度からピックアップ回収を実施できるよう検討を開始し、同施設を稼働させるまでの間、何らかの形で小型家電リサイクルへの参加を検討していたところ、宅配回収であれば、市の財政的負担は住民への広報・啓発のみで足りることから、認定事業者との連携を開始することとした。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-④ 体制面・コスト面で負担の少ないイベント回収を試験実施し、その結果を踏まえ、小型家電リサイクルを本格実施することとした例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 広島県福山市 | 平成26年10月及び27年8月に、小型家電リサイクルを実施する上で体制・コスト面での負担が大きいイベント回収を認定事業者と共同で実験的に実施し、実施上の課題や回収量について検討した。 イベント回収の実験的な実施と平行して、当該認定事業者と協議を進め、回収した使用済小型家電を有償で売却できることが見込まれたことから、平成28年4月から小型家電リサイクルを本格実施することとした。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-⑤ 隣接市町村において認定事業者への売却実績があり、当該取組事例を踏まえることで、小型家電リサイクルの実施に向けた検討が可能と考えられる例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 宮城県石巻市 | 使用済小型家電の排出量が少なく、県内に認定事業者もないため、ランニングコストがかかることを懸念し、既に実施している他の市町村から情報を収集し、費用対効果を含めた問題を検証の上、自市に適した小型家電リサイクルの実施に向けた検討を行ってきたが、東日本大震災への対応を優先してきたこともあり、当省の調査時点において、小型家電リサイクル開始の是非については、結論が出ていない。しかしながら、より人口規模の小さい隣接市町村においては、既に小型家電リサイクルを実施し、隣接する岩手県に所在する認定事業者の有償で売却していることから、こういった取組を参考にすることで小型家電リサイクルの実施が可能と考えられる。 |
| 福島県三春町 | 平成25年の小型家電リサイクル法の施行以降、適正処理の確認の必要がない認定事業者と契約することを考えていたが、近隣に認定事業者が存在しないため、運搬コストが高くなり有償又は無償での取引ができないのではないかと考え、これまで認定事業者の選定等は行ってこなかった。しかしながら、当省の調査の過程で、近隣市町村における取組事例について情報提供したところ、小型家電リサイクルの実施に向けた検討を開始することとした。 |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-⑥ 当省の調査を契機に、近隣市町村の売却状況を把握し、小型家電リサイクルの実施に向けた検討を開始した例

| 市町村名 | 概要 |
|--------|---|
| 群馬県甘楽町 | <p>これまで、小型家電リサイクルの実施に当たっては、使用済小型家電と金属類を分別して引き渡すことが必要であると認識していた。</p> <p>今回、総務省の調査を受けて、小型家電リサイクルを既に実施している近隣市町村に売却先等の情報提供を求め、当該近隣市町村の売却先である認定事業者以外の再資源化事業者にお問い合わせしたところ、当該再資源化事業者では高性能な選別機があるため、使用済小型家電と金属類とが混在していても、鉄、アルミニウムなどのベースメタルのみならず、金、銀などのレアメタルも分別が可能であることが判明した。</p> <p>この結果、今までは、使用済小型家電と金属類をまとめて引き渡し、その処分料として1円/kgを支払っていたところ、今回、問い合わせをした再資源化事業者では、使用済小型家電と金属類をまとめて引き渡すと、4円/kgで売却することが可能とのことであった。</p> <p>これらの情報収集の結果を踏まえて小型家電リサイクルの実施について検討を重ね、最終的には、様々な要因を勘案して売却先を決めることにはなるものの、必ずしも、使用済小型家電と金属類を分別しなくても小型家電リサイクルを実施していることになるのであれば、もう少し早い段階で検討が可能であった。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-⑦ 回収した使用済小型家電を金属くずとまとめて再資源化事業者に引き渡して、高度な再資源化を実施している例

| 市町村名 | 概要 |
|---------|--|
| 愛知県春日井市 | <p>住民の利便性を考慮し、品目ごとに細かく分類せず、金属資源として売却可能かどうかという側面から、コンセントを電源につないで動くもの、電池で動くものを回収し売却することとしている。回収後の選別作業は実施していないが、売却先の認定事業者以外の再資源化事業者において、小型家電を含む金属類を、ベースメタル、貴金属及びレアメタルに分解し、市へそれぞれの再資源化状況の実績報告をすることとしており、契約ガイドラインに定める高度な再資源化が担保できている。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-⑧ 市町村において、認定事業者以外の再資源化事業者が適正に再資源化できるか否かを確認する専門的知見を有していないことを理由とするもの

| 市町村名 | 事例 |
|---------|--|
| 愛知県田原市 | <p>認定事業者であれば、個人情報情報を漏えいすることなく処理してくれると住民が安心するため、契約事業者の要件を認定事業者であることとしているが、近隣の認定事業者は1社しかなく、他の認定事業者は遠方に所在しているため運搬費用等により損失が生じるおそれがあることから、契約可能な認定事業者は事実上1社に限定されている。そこで、選定対象事業者を広げるため、認定事業者以外の再資源化事業者との契約の可能性を検討したが、契約ガイドラインの別添（認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて）では、具体的な確認方法や認定事業者以外の再資源化事業者が適正かどうか判断するための基準が記載されておらず、市では、適正処理の確認に当たっての専門的知見がないため認定事業者以外の再資源化事業者への売却を断念している。</p> |
| 大分県津久見市 | <p>認定事業者に回収した使用済小型家電を売却しているが、認定事業者以外の再資源化事業者に売却するにしても、契約ガイドラインの別添（認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて）において認定事業者以外の再資源化事業者に対する確認項目が示されているものの、市では専門的な知見を有しておらず詳細な確認は難しいとしている。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

区域の基準の設定について（採算性の観点からの基準：都道府県数（1/2））

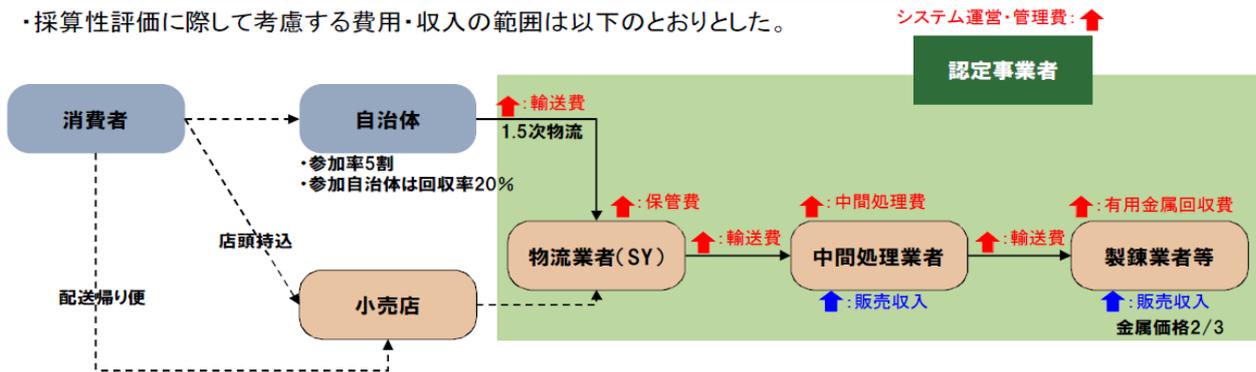
回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする区域の下限値を設定。区域の基準を決定する指標として「都道府県数」を採りあげ、都道府県数を変更した場合の採算性の変化を試算。

○試算条件

- 対象品目数40品目、自治体参加率50%、回収率20%、資源価格2/3（2012年3月の価格を基準に算定）とし、収集する区域について複数ケースを設定。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 人口密度大（関東地方） | 東京＋神奈川＋埼玉＋千葉＋茨城＋栃木＋群馬 |
| 人口密度中（九州地方） | 福岡＋熊本＋大分＋宮崎＋鹿児島＋佐賀＋長崎 |
| 人口密度小（四国地方） | 愛媛＋香川＋徳島＋高知 |

- 採算性評価に際して考慮する費用・収入の範囲は以下のとおりとした。



- 関東、九州、四国の1.5次物流の輸送費については、当該地域が円形であると仮定したモデル計算により算定した値に、安全率（都道府県数が増えるに従って最大3まで増加）を乗じて算定
- 中間処理施設の最低処理能力を5t/日と設定

区域の基準の設定について（採算性の観点からの基準：都道府県数（2/2））

下記の試算結果を参考に、広域化による採算性向上の効果が一定程度見込める水準として、「隣接する3都道府県以上」を都道府県数に関する区域の基準とする。ただし、地理的条件を勘案した例外規定として、北海道、沖縄県は単独での認定を認めることとする。

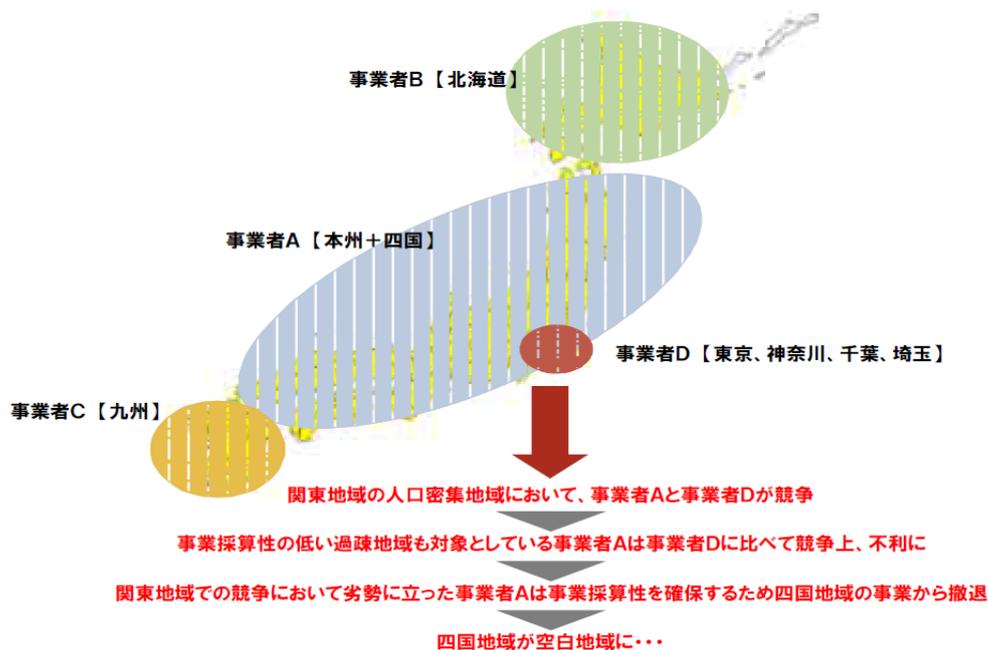
○試算結果

- 人口密度の高い関東地域において収入－費用は最も大きな値となった。
- 人口密度が平均的な地域として設定した九州地域でみると、今回設定した条件では、2県以上の広域での収集となった場合に、収入－費用は黒字となる。一方、人口密度が低い地域として設定した四国地域では全てのケースにおいて赤字となる。
- 中間処理段階については広域になるにつれ収入－費用は増大するが、物流費用も増大するため、全体の収支としては4～5都道府県の場合に最大化する。

| | 対象人口 (人) | 面積 (km2) | 人口密度 (人/km2) | 回収量 (トン) | 費用(百万円) | | | | | 収入(百万円) | | | 収入－費用 | |
|-------------------------|-------------|----------|--------------|----------|---------|---------|-------|-------|------|---------|-------|-------|-------|-----|
| | | | | | 1.5次物流 | 2次、3次物流 | 中間処理 | 金属回収 | 全体管理 | 計 | 中間処理 | 金属回収 | | 計 |
| 全国 | 127,803,590 | 372,919 | 343 | 18,616 | 359 | 61 | 1,110 | 1,835 | 88 | 3,452 | 1,887 | 1,942 | 3,829 | 377 |
| 関東 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 東京 | 13,186,562 | 2,189 | 6,025 | 1,921 | 25 | 6 | 115 | 189 | 13 | 348 | 195 | 200 | 395 | 47 |
| ② 東京＋神奈川 | 22,246,178 | 4,605 | 4,831 | 3,240 | 49 | 11 | 193 | 319 | 13 | 586 | 328 | 338 | 666 | 81 |
| ③ 東京＋神奈川＋埼玉 | 29,450,346 | 8,403 | 3,505 | 4,290 | 71 | 14 | 256 | 423 | 13 | 777 | 435 | 448 | 882 | 106 |
| ④ 東京＋神奈川＋埼玉＋千葉 | 35,662,166 | 13,559 | 2,630 | 5,194 | 85 | 17 | 310 | 512 | 13 | 937 | 527 | 542 | 1,068 | 132 |
| ⑤ 東京＋神奈川＋埼玉＋千葉＋茨城 | 38,619,020 | 18,655 | 1,965 | 5,625 | 115 | 19 | 335 | 555 | 13 | 1,036 | 570 | 587 | 1,157 | 121 |
| ⑥ 東京＋神奈川＋埼玉＋千葉＋茨城＋栃木 | 40,619,041 | 26,063 | 1,558 | 5,916 | 135 | 20 | 353 | 583 | 13 | 1,104 | 600 | 617 | 1,217 | 113 |
| ⑦ 東京＋神奈川＋埼玉＋千葉＋茨城＋栃木＋群馬 | 42,619,917 | 32,426 | 1,314 | 6,208 | 157 | 21 | 370 | 612 | 13 | 1,173 | 629 | 648 | 1,277 | 104 |
| 九州 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 福岡 | 5,080,308 | 4,978 | 1,020 | 740 | 11 | 2 | 55 | 73 | 13 | 155 | 75 | 77 | 152 | -3 |
| ② 福岡＋熊本 | 6,892,810 | 12,383 | 557 | 1,004 | 18 | 3 | 66 | 99 | 13 | 200 | 102 | 105 | 207 | 7 |
| ③ 福岡＋熊本＋大分 | 8,064,298 | 18,723 | 432 | 1,178 | 24 | 4 | 73 | 116 | 13 | 230 | 119 | 123 | 242 | 12 |
| ④ 福岡＋熊本＋大分＋宮崎 | 9,215,340 | 26,459 | 348 | 1,342 | 30 | 4 | 80 | 132 | 13 | 261 | 136 | 140 | 276 | 16 |
| ⑤ 福岡＋熊本＋大分＋宮崎＋鹿児島 | 10,914,044 | 35,648 | 306 | 1,590 | 41 | 5 | 95 | 157 | 13 | 310 | 161 | 166 | 327 | 16 |
| ⑥ 福岡＋熊本＋大分＋宮崎＋鹿児島＋佐賀 | 11,760,966 | 38,098 | 309 | 1,713 | 47 | 6 | 102 | 169 | 13 | 337 | 174 | 179 | 352 | 16 |
| ⑦ 福岡＋熊本＋大分＋宮崎＋鹿児島＋佐賀＋長崎 | 13,178,248 | 42,193 | 312 | 1,920 | 57 | 6 | 114 | 189 | 13 | 380 | 195 | 200 | 395 | 15 |
| 四国 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 愛媛 | 1,423,485 | 5,678 | 251 | 207 | 3 | 1 | 33 | 20 | 13 | 70 | 21 | 22 | 43 | -28 |
| ② 愛媛＋香川 | 2,415,821 | 7,555 | 320 | 352 | 6 | 1 | 39 | 35 | 13 | 94 | 36 | 37 | 72 | -22 |
| ③ 愛媛＋香川＋徳島 | 3,196,244 | 11,702 | 273 | 466 | 10 | 2 | 43 | 46 | 13 | 114 | 47 | 49 | 96 | -18 |
| ④ 愛媛＋香川＋徳島＋高知 | 3,954,858 | 18,807 | 210 | 576 | 14 | 2 | 48 | 57 | 13 | 134 | 58 | 60 | 118 | -15 |

区域の基準の設定について（公平性の観点からの基準：人口密度（1/2））

- 人口密度の要件がなかった場合（もしくは基準が緩かった場合）には、例えば、以下のような状況が起こりうる事が想定される。このような状況を招かないためにも、人口密度の要件が必要。



区域の基準の設定について（公平性の観点からの基準：人口密度（2/2））

- 同じ都道府県数であっても、人口密集地域を対象に収集した方が採算性の観点からは望ましい。
- 一方で、人口密集地域のみを対象に回収する事業者（A）と過疎地域を含む広域での回収を実施する事業者（B）とが、人口密集地域において競合することも想定される。
- この場合、Aが人口密集地域のみを対象にいわゆる“いいとこ取り”をすることによって競争優位となった結果、採算性悪化を理由にBが広域での回収を断念することで空白地域が生まれるという事態も想定される。
- 上記のような事態への配慮の観点から、都道府県数の下限値に加えて、人口密度の上限値を区域の基準として設定する。
- 具体的には、下記の都道府県組合せ別の人口密度を参考に、「1000人/km²以下」を人口密度に関する区域の基準とする。

○隣接3都道府県以上の組合せ別の人口密度

| | 都道府県の組合せ | 人口密度(人/km ²) |
|----|--------------------------------------|--------------------------|
| 関東 | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 | 2,630 |
| | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県 | 1,965 |
| | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県 | 1,558 |
| | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県 | 1,314 |
| | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県 | 1,179 |
| | 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県 | 904 |
| 中部 | 愛知県、静岡県、三重県 | 695 |
| 近畿 | 大阪府、京都府、兵庫県 | 1,146 |
| | 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県 | 993 |

(注) 平成24年12月13日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第12回）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第25回）合同会合資料「検討にあたっての根拠資料」による。

項目資料3-⑪ 認定要件に関する認定事業者以外の再資源化事業者の意見

| | |
|---|---|
| ① | <p>複数ある営業所のうち1営業所でしか小型家電リサイクルを実施しておらず、また、当社が回収している品目が限られているため、必ず当社従業員が直接打合せ及び回収に出向き、できるだけ対象外の品目がないようにすることとしており、限られたエリアでの事業しか行えない。</p> <p>一方で、現行制度では、回収エリアが広く、再資源化事業者の処分場から距離があればあるほど経費はかさむ。つまり排出元の市町村自体がそのために二の足を踏むこととなり事業は進まなくなる可能性が大いにある。また、当社での負担割合が大きくなれば小型家電リサイクル事業は続けられない。</p> |
| ② | <p>小型家電リサイクル法の制度対象16品目は、有価物としては価値の低いものがほとんどであり、市町村が回収対象品目を携帯電話等レアメタル含有率が高い品目に限定すれば価値は高いが、ボックス回収では回収量が少なく、事業者としては収集運搬費用がかかる上、工場の処理ラインが非効率となる。市町村が回収対象品目を拡大し、ピックアップ回収で回収量を増加させれば価値が下がるため、事業者としては有償での引取りは難しい。</p> <p>このような状況では、広域回収（対象区域：隣接する3都府県以上）や市町村からの引取義務等が生じる認定事業者となるメリットがなく、現状では小型家電を含む金属類の市町村との取引自体は認定事業者でなくとも行えるため、認定事業者となる必要性がない。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料3-⑫ 認定要件に関する市町村の意見

| 市町村名 | 概要 |
|--------|--|
| 島根県松江市 | <p>平成25年の小型家電リサイクル制度発足当時、市内に所在する2事業者が認定事業者の申請を行ったが、3都府県以上の回収ができないことや回収量が少ないことなどから、申請を却下されたと聞いている。</p> <p>小型家電リサイクルを実施するためには、認定事業者以外でも、市が資源の再資源化を適正に行い得る事業者であると判断すれば、当該事業者との契約も可能であることは承知しているが、上記2事業者は国から認定事業者として認められなかった者であり、認められなかった理由を詳細に把握しているわけではないが、このような事業者を、市独自の判断により再資源化を適正に行い得る者と判断し、契約を締結することは困難である。小型家電リサイクル法に基づく実施は、結局認定事業者と契約せざるを得ないと考える。</p> <p>小型家電リサイクルの推進を目指すのであれば、人口減少が進む地方都市の実情も踏まえ、小規模認定事業者等の区分があれば、認定事業者のいない県でも小型家電のリサイクル制度が進むのではないか。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料4-1(1)-① 再資源化事業計画の変更に係る手続

| 変更申請・届出の別 | | 変更事項 |
|---|---|------|
| <p>小型家電リサイクル法第11条第1項に基づく変更の認定の申請</p> | <p>○ 小型家電リサイクル法第10条第2項 一～三 (略) 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域 五 再資源化事業の内容 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備 九～十 (略) (注) 六～八号については、下欄の主務省令で定める軽微な変更を除く。</p> | |
| <p>小型家電リサイクル法第11条第2項に基づく変更届出 (注) その実施の日の10日前までに、届出書を主務大臣に提出して行うもの</p> | <p>○ 小型家電リサイクル法施行規則第10条 (変更の認定を要しない軽微な変更) 一 法第10条第2項第6号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの イ 氏名又は名称の変更 ロ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの 二 法第10条第2項第7号に掲げる施設の変更 三 法第10条第2項第8号に規定する施設の変更 (保管施設に係る変更に限る。)</p> | |
| <p>小型家電リサイクル法第11条第3項に基づく変更届出 (注) 当該変更の日から30日以内に、届出書を主務大臣に提出して行うもの</p> | <p>○ 小型家電リサイクル法第10条第2項 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 申請者が法人である場合においては、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者) 及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第4号において同じ。) の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名</p> | |

| 変更事項 | |
|-----------|--|
| 変更申請・届出の別 | <p>三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 四～八 (略)</p> <p>九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容</p> <p>十 その他主務省令で定める事項</p> |

(注) 認定申請の手引きを基に当省が作成した。

項目資料4-(1)-② 立入検査における主な指摘事項

| 指摘事項 | 事業者 | 指摘内容の詳細 | 指導・助言の内容 |
|----------------------------------|---|---|---|
| ① 再資源化事業の委託先や資源の売却先が再資源化事業計画と異なる | A | <ul style="list-style-type: none"> 密閉型蓄電池の処理を申請書に記載している処理委託先以外に委託している。 アルミ系産物を申請書に記載している者以外に売却している。 コード類の売却先が申請書に記載されていない。 | 変更届出を行うこと |
| | B | <ul style="list-style-type: none"> 残さ処理における中間処理委託先が記載されていない。また、委託している残さ運搬業者が複数である旨が明示されていない。 一部の売却先事業者が社名変更しているが、旧名称のまま。 | 変更申請等必要な手続を行うこと |
| | C | <ul style="list-style-type: none"> 銅系及び鉄系産物の売却先が追加・変更されているが、変更申請が行われていない。 プラスチック系産物の受入ルートが申請書に記載されていない。 非鉄系産物の処理フロー図と実際の契約が異なっている。 | 変更申請を行うこと 処理フロー全てについて、申請内容と合致しているか再度確認すること |
| D | <ul style="list-style-type: none"> 売却先の名称が変更されている。 残さ処理において一部運搬が委託化されている。 | 覚書等で売却契約の継続性を担保すること いずれも許認可事項の範囲外であるため、 <u>変更届出</u> を行うこと | |

| 指摘事項 | 事業者 | 指摘内容の詳細 | 指導・助言の内容 |
|------------------------------|-----|--|--|
| | E | <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック系産物、密閉型蓄電池等の売却先が追加されている。 ・ 処理残さのダスト処理先が変更されている。 | 売却先及び委託先を確認の上、必要であれば追記・修正するなどして変更申請を行うこと |
| ② 個人情報保護対策が不適切又は再資源化事業計画と異なる | F | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化事業計画において、盗難を防止するための具体的な対策として、「シャッターは倉庫内からでないと開けられない」とされているが、倉庫外部に施錠装置があり、外部からも開けられる状態となっている。事実が記載内容と異なっていた。 | 当該部分の記載を修正した上、差し替えを提出すること |
| | G | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退出管理について、処理施設全体の最初の入場者と最終退出者のみを記録するものであり、盗難防止対策としては十分ではない。 ・ 処理作業の休止中にも個人情報を含む使用済小型家電が施錠のない作業台の上に置かれたままになっており、盗難防止対策が十分ではない。 | 必要な場合は、速やかに変更申請を行うこと 施錠可能なボックスを作製し設置するなど、適切な対策を行うこと |
| | H | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管施設内に保管庫が設置されていない。 | 保管庫を設置すること |
| | I | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収から引渡しまでの作業がマニュアル化されていない。 ・ 保管施設の入退室管理が十分ではない。 | マニュアルを作成すること |
| | J | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む使用済小型家電の保管庫の位置が再資源化事業計画と相違している。 ・ 盗難防止対策として、工場全体における外部者の入場については「入退室一覧」で管理しているが、保管庫への入場の管理はされず、盗難防止対策として適切ではない。 | 保管庫の位置について変更届出を行うこと 保管庫への入場について記録し管理すること |
| ③ 回収、管理及び処分の方 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化事業計画に記載している回収方法及び回収拠点以外で直接回収を行っている。 | 変更申請等必要な手続を行うこと |
| 法が再資源化事業 | E | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理内容等の記載が不十分となっている。 ・ 行っていない処理内容が記載されている。 | 変更申請を行うこと |
| 計画と異 | G | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理方法のフロー図が、実態に則していない部分が見られる。 | 疑義が生じないよう必要に応じて管理方法の見直しを行い、速やかに変更申請すること |

| 指摘事項 | 事業者 | 指摘内容の詳細 | 指導・助言の内容 |
|-----------------------------|-----|---|--|
| なる | K | <ul style="list-style-type: none"> 処分方法について、再資源化事業計画においては、磁力選別の前に手選別をすることとされているところ、実際には簡易磁力選別の後にステレンレス等の手選別を行っている。 | 再資源化事業計画を修正すること |
| | L | <ul style="list-style-type: none"> 回収拠点を複数としているところ、実際は1箇所のみで回収しており、再資源化事業計画と実態が相違している。 | 回収拠点を再資源化事業計画と合致させるか現状に合わせて変更申請を行うこと |
| ④ 認定事業者等の役員が再資源化事業計画と異なる | F | <ul style="list-style-type: none"> 使用済小型家電の収集、運搬又は処分を行う者の代表取締役が変更されたが、変更届出が行われていない。 | 速やかに変更届出を行うこと |
| | G | <ul style="list-style-type: none"> 退任している常務取締役が再資源化事業計画に記載されている。 | 速やかに変更届出を行うこと |
| | K | <ul style="list-style-type: none"> 役員が変更されたが、変更手続が行われていない。 | 変更手続を行うこと |
| | M | <ul style="list-style-type: none"> 使用済小型家電の処分を行う者の代表者が変更されたが、代表者氏名の変更届出が行われていない。 | 速やかに変更届出を行うこと |
| | N | <ul style="list-style-type: none"> 役員が変更されたが、変更届出が行われていない。 | 変更届出を行うこと |
| | G | <ul style="list-style-type: none"> 運搬車の表示に認定番号が記載されていない。 小型家電リサイクル法施行規則第8条第2項で求める書面を携帯していない。 | 運搬車の表示に認定番号を記載すること 必要な書面を運搬車に携帯すること |
| ⑤ 運搬車に必要ない表示や書面の備付けが行われていない | J | <ul style="list-style-type: none"> 運搬車に必要な書面の携帯を行っていない。 | 運搬車には認定書のかがみに加え、認定書の2枚目及び運搬先の事務所の名称、所在地、連絡先を記載した書面を備え付けること |
| | L | <ul style="list-style-type: none"> 運搬車に必要な書面の携帯を行っていない。 | 速やかに携帯すること |
| | O | <ul style="list-style-type: none"> 運搬車に表示及び必要な書面の携帯を行っていない。 | 改善結果を写真撮影等で報告すること |
| ⑥ 保管施設等の表示等が不適切 | B | <ul style="list-style-type: none"> 積替保管施設の名称に誤記載がある。 | 変更申請等の必要な手続を行うこと |
| | G | <ul style="list-style-type: none"> 再資源化事業計画に保管場所が記載されていない。 保管場所に表示がされていない。 | 修正後の平面図を送付するとともに、実際の保管場所に表示を行うこと |
| | J | <ul style="list-style-type: none"> 保管場所の表示が廃棄物処理法に基づく保管基準に準拠した形式となっていない。 | 廃棄物処理法に準拠した形式により表示すること |

| 指摘事項 | 事業者 | 指摘内容の詳細 | 指導・助言の内容 |
|---------------|--------|--|--|
| | P | <ul style="list-style-type: none"> 積替保管場所である旨の表示及び保管場所である旨の掲示板が設置されていない。 | 掲示板を設置すること |
| ⑦ 管理伝票の記載が不適切 | G I | <ul style="list-style-type: none"> 管理伝票に関して、伝票の交付者と様式が一致していない。 管理伝票に関して、申請内容と実態が異なる。 | 伝票の交付者と様式が一致するように修正すること 速やかに申請内容と実態を一致させること |

(注) 1 当省の調査結果による。

- 「指摘事項」の「① 再資源化事業の委託先や資源の売却先が再資源化事業計画と異なる」欄について、変更申請を行うよう指導している場合には波線、変更届出を行うよう指導している場合には下線を付している。
- 「指摘事項」の「④ 認定事業者等の役員が再資源化事業計画と異なる」欄について、変更届出を行うよう指導している場合には下線を付している。
- 「積替保管場所」「積替保管施設」とは、廃棄物の運搬途中に廃棄物を車両から降ろし、一時保管と積替えを行う場所・施設のことである。

項目資料4-(1)-③ 資源の売却先の実態が再資源化事業計画と異なる例

| 事業者 | 事例概要 |
|-----|--|
| Q | <p>再資源化事業計画の認定要件として、小型家電リサイクル法施行規則第4条第1号では、使用済小型家電の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであることとされており、同条第4号では、破碎、選別その他の方法により、使用済小型家電に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収し、その回収物について、自ら再資源化等を行うか、再資源化等を業として行うことができる者に引き渡すこととされている。また、認定申請の手引きでは、再資源化事業計画の認定に当たって、使用済小型家電に含まれる各資源について、どのように分離し、誰に売却を行うかなどについて同計画に記載することとされている。</p> <p>しかしながら、当該事業者は、認定を受けた再資源化事業計画に記載されていない事業者に対して雑線を売却している状況がみられた。当該事業者は、認定を受けた当初から同事業者に雑線を売却しており、認定申請時から同計画に記載されていない状況となっていた。当該事業者は、雑線の売却先が同計画に記載されていない理由について、環境省及び経済産業省からこれまで指摘がなかったためとしている。</p> <p>東北地方環境事務所及び東北経済産業局は、平成28年10月19日に当該事業者に対して合同で立入検査を実施した際に再資源化事業計画に記載されていない事業者に対して低品位基盤（電子基板）を売却していることについて指摘し変更申請を行うよう指導している一方で、当省が把握した再資源化事業計画に記載されていない雑線の売却先については指摘していなかった。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料4-(1)-④ 認定事業者等の役員の実態が再資源化事業計画と異なる例

| 事業者 | 事例概要 |
|-----|--|
| I | <p>小型家電リサイクル法第11条第3項及び小型家電リサイクル法施行規則第12条において、法人にあつては、①代表者の氏名、②役員の名、③本店又は支店等の代表者の氏名に変更があつた場合は、当該変更の日から30日以内に環境大臣又は経済産業大臣に届けるものとされている。</p> <p>当該事業者は、当初、再資源化事業計画において、①代表者2人、②役員15人、③本店又は支店等の代表者1人を記載して認定を受けている。その後、平成28年7月31日までに、①代表者1人、②役員11人、③本店又は支店等の代表者1人について変更しているところ、代表者である代表取締役社長1人の変更については27年7月15日に変更届出を行っているが、他の役員については変更届出を行っていない。</p> <p>中国四国地方環境事務所及び中国経済産業局は、平成27年11月15日に当該事業者に対して合同で立入検査を行っている。認定から27年4月1日までに少なくとも役員10人と本店又は支店等の代表者1人が変更されており、再資源化事業計画に記載された役員等と実態が異なっているにもかかわらず、上記の立入検査では、その相違について指摘されていなかった。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>当省の調査において、立入検査に関する記録を確認したところ、中国四国地方環境事務所及び中国経済産業局は、代表取締役社長の変更について届出を行った平成27年7月15日以降しか役員等が交代したか確認していなかった。</p> |
| R | <p>小型家電リサイクル法第11条第3項及び小型家電リサイクル法施行規則第12条において、法人にあつては、①代表者の氏名、②役員の名、③本店又は支店等の代表者の氏名に変更があつた場合は、当該変更の日から30日以内に環境大臣又は経済産業大臣に届けるものとされている。</p> <p>当該事業者では、平成28年5月31日に役員改選により役員1人が退任しているが、当省が調査したところ、当該変更の日から30日経過しているにもかかわらず、変更届出は行われていない。なお、当省が調査した時点では、当該事業者は近畿地方環境事務所及び近畿経済産業局の立入検査を受検していない。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料4-(1)-⑤ 再資源化事業の委託先に対する監督の措置を講じていない例

| 事業者 | 事例概要 |
|-----|---|
| Q | <p>小型家電リサイクル法施行規則第4条第6号では、再資源化事業計画の認定要件として、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>当該事業者は、再資源化事業計画において、委託先の監督として委託先事業者に対して事前調査シートを用いた監査を行うこととしている。しかしながら、委託先事業者の一部に対して、認定を受けた当初から一度も監査を実施していない状況がみられた。当該事業者は、監査を実施していない理由について、特段の事情はないとしており、今後実施したいとしている。</p> <p>東北地方環境事務所及び東北経済産業局は、平成28年10月19日に当該事業者に対して合同で立入検査を行っているが、委託先事業者に対して監査を実施していないことについて指摘していなかった。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

認定事業者以外の再資源化事業者への引き渡し

- 本法第五条により、認定事業者以外に、使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者にも引き渡すことができる。
- 使用済小型電子機器等の引渡し先として認定事業者を選択するか、認定事業者以外の再資源化事業者を選択するかは、市町村の判断によるものである。
- 確認の際には、事業者の提出する書面を確認するのみでは、書面の偽装等が見抜けず、実際には国内外での不適正処理につながる場合もあるので、実際に現場に立ち入り調査を行うなど、十分な確認を行うことが望ましい。
契約ガイドラインの「3. 10 市町村が再資源化の状況を確認する規定」を参考に、契約書に確認規定を盛り込むことも考えられる。
- 認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合、市町村と当該再資源化事業者の間では、資源物としての売却契約、あるいは、廃棄物としての処理委託契約のいずれかの契約を締結することになる。
- 廃棄物として処理委託をする場合は、廃棄物処理法施行令第4条第9号イが規定する一般廃棄物の処分を受け入れる市町村への通知等も必要になる。

認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認について（1/2）

- 認定事業者以外の適切な再資源化事業者を使用済小型電子機器等を引き渡す際には、再資源化事業者が小型家電リサイクル法施行規則第4条に定める要件を同等に満たしていることを確認してください。
- 一般廃棄物と判断された使用済小型電子機器等を市町村が認定事業者以外の再資源化事業者へ処理委託する場合は、廃棄物処理法施行令第4条の委託基準を遵守する必要があり、当該再資源化事業者は再委託を行うことはできません。

【小型家電リサイクル法施行規則第4条第1号・第4号・第6号】

- ・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあつてはその委託先が明確であること
- ・使用済小型電子機器等の中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されていること（なお、分別された中間処理後物のうち、鉄、アルミ、非鉄金属類においては製錬事業者等で適正に再資源化され、プラスチックにおいては適正にマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルまたは熱回収がなされ、その他においては適正に熱回収または最終処分がされること）。

【同条第2号・第3号】

- ・密閉型蓄電池等の処理先、フロン類の破壊の回収及び破壊を行う者が適正であること

【同条第5号】

個人情報記録されている機器等について、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされていること

【同条第7号】

再使用を行う場合、通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れがないか等確認すること

【同条第8号】

再資源化事業の実施状況について事業者から数量等の事業終了報告を受ける等により市町村が把握できること

認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認について（2/2）

【様式例】

回収物

使用済小型家電の処分方法

適正な売却先であることを必ず確認！

| | |
|------------|---|
| 鉄 | ① (株)〇〇 (製錬) ② (株)〇〇 (製錬) |
| アルミ | ① (株)〇〇 (製錬) ② (株)〇〇 (製錬) |
| 非鉄 金属類 | ① (株)〇〇 (製錬) ② (株)〇〇 (製錬) |
| プラスチ ック | ① (株)〇〇 (マテリアルリサイクル施設) ② (株)〇〇 (熱回収施設) |
| 密閉型 蓄電池 | ① (株)〇〇 |
| フロン類 | ① (株)〇〇 (フロン類破壊処理施設) |
| 処理残渣 | ① (株)〇〇 (適正処理施設) |

・収集運搬業者:(株)〇〇
 ・再資源化処理施設:(株)〇〇△△工場
 ※一般廃棄物と判断された使用済小型電子機器等については再委託ができませんので注意して下さい。

住 所:東京都〇〇区〇〇 〇番地〇号
 名 称:〇〇株式会社
 代表者の氏名:代表取締役 〇〇 〇〇 印

※詳細は、『市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン／別添:認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて』を参照

(注) 環境省の資料による。

項目資料4-(2)-② 小型家電リサイクルを実施していないと認識していたため、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性について未確認の市町村（平成27年度）

| 区 分 | 市町村数（割合） |
|---|------------------|
| 小型家電リサイクルを実施しているとの認識がなかったことから、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性を確認等について未実施 | 13市町村 (39.4%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡している33市町村に占める割合を表す。

項目資料4-(2)-③ 小型家電リサイクルを実施していると認識している20市町村における認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等の状況について（平成27年度）

（適正性の確認等の実施状況）

| 適正性の確認等の内容 | 確認等を実施している市町村数 (割合) | 確認等を実施していない市町村数 (割合) | 確認が不要な市町村数 (割合) |
|--|------------------------|-------------------------|--|
| i 再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合における委託先や、中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されているかについて | 7市町村 (35.0%) | 13市町村 (65.0%) | — |
| ii 密閉型蓄電池の処理先の適正性について | 5市町村 (25.0%) | 13市町村 (65.0%) | 2市町村 (10.0%) ※ 携帯電話等に使用されている密閉型蓄電池を外した上で引渡しを実施 |
| iii フロン類の破壊の回収及び破壊を行う者の適正性について | 4市町村 (20.0%) | 8市町村 (40.0%) | 8市町村 (40.0%) ※ フロン類を使用している使用済小型家電を回収していない。 |
| iv 監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされているかについて | 7市町村 (35.0%) | 12市町村 (60.0%) | 1市町村 (5.0%) ※ 個人情報漏えい防止対策が必要なパソコン、携帯電話端末等について、認定事業者以外の再資源化事業者に対して引き渡していない。 |
| v 事業者が通電検査の実施による動作確認や大きな破損や傷、汚れが無い等の確認を行っているかについて | 1市町村 (5.0%) | 12市町村 (60.0%) | 7市町村 (35.0%) ※ 引渡先の認定事業者以外の再資源化事業者において再使用していない。 |
| vi 再資源化された金属の数量等の事業終了報告による再資源化事業の実施状況について | 4市町村 (20.0%) | 16市町村 (80.0%) | — |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、小型家電リサイクルを実施していると認識している20市町村に占める割合を表す。

(確認等を実施していない理由)

| 確認等を実施していない理由 | 市町村数 (割合) |
|--|---------------|
| ① 契約ガイドラインに記載されている適正性の確認の必要性や確認内容について認識不足のため | 10市町村 (50.0%) |
| ② 認定事業者の再資源化事業計画において収集運搬業者や中間処理業者などの関連会社と位置付けられている事業者であることから適正に処理されていると考えたため | 1市町村 (5.0%) |
| ③ 引渡先の認定事業者以外の再資源化事業者から認定事業者に引き渡されていることから適正に処理されていると考えたため | 3市町村 (15.0%) |
| ④ 認定事業者と誤認したため | 1市町村 (5.0%) |
| ⑤ 適切に再資源化を行うことを契約で求めており、改めて確認が不要と考えたため | 2市町村 (10.0%) |
| ⑥ 有償で引き渡している、又は今までに問題が生じたことがないため | 2市町村 (10.0%) |
| ⑦ 事業者が市町村ごとに再資源化された金属量を算出することが困難なため | 2市町村 (10.0%) |

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 () は、小型家電リサイクルを実施していると認識している20市町村に占める割合を表す。
- 3 市町村によっては、①から⑦までの理由について、複数該当している場合がある。
- 4 viの事項（再資源化された金属の数量等の事業終了報告による再資源化事業の実施状況について）のみに関連する理由については、その行に網掛けを付している。

項目資料4-(2)-④ 再資源化事業の内容の適正性の確認等に当たっての国に対する意見・要望

| 区 分 | 市町村数 (割合) |
|---|-----------------|
| 認定事業者以外の再資源化事業者の事業の内容に対する適正処理の確認等の方法について、契約ガイドラインの内容では不明確なため、契約書の内容、現地調査における確認方法などについて、標準的な方法や実例等を示すなど、市町村が取り組むべき点を明確にしてほしい | 4市町村 (12.1%) |

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 () は、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡している33市町村に占める割合を表す。

項目資料4-(3)-①- i 排出時における個人情報の削除に関する周知の実施状況

| No. | 周知の実施状況 | 市町村数 (割合) |
|-----|-----------------------------------|---------------|
| 1 | 市町村のホームページに掲載 | 73市町村 (84.9%) |
| 2 | 回収場所に注意書きを掲示 | 66市町村 (76.7%) |
| 3 | 市町村が発行している広報誌や小型家電リサイクルに関するチラシに掲載 | 48市町村 (55.8%) |
| 4 | 市町村が作成した冊子 (ごみの出し方ガイドラインなど) 等に掲載 | 44市町村 (51.2%) |
| 合 計 | | 86市町村 (100%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 複数の措置を実施している市町村があることから、各措置を実施している市町村数の総数と「合計」は一致しない。

3 () は、周知を実施している86市町村に占める割合を表す。

項目資料4-(3)-①- ii 市町村のホームページに掲載されている例

| No. | 概 要 |
|-----|--|
| 1 | <p>香川県三豊市では、同市ホームページの小型家電リサイクルに関するページにおいて、個人情報が含まれる使用済小型家電を排出する際は、排出前にデータを削除するよう周知している。</p> <p>使用済み小型家電の回収にご協力を</p> <hr/> <p>使用済み小型家電製品の持込回収を開始しました</p> <p>三豊市では、燃やせないごみの減量と、レアメタル（希少金属）などの再資源化を推進するために、使用済みの小型家電を回収しています。不要となった小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。</p> <p>【回収場所】 三豊市役所 および各支所庁舎にある回収ボックス ※持込みによる回収のみとなります。</p> <p>【対象小型家電】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話 ○電話機 ○公家用PHS端末 (タブレット端末を含む) ○デジタルカメラ ○ビデオカメラ ○MDプレーヤー ○CDプレーヤー ○テープレコーダ (デッキ除く) ○デジタルオーディオプレーヤー ○ICレコーダー ○ポータブルラジオ ○据置型ゲーム機 ○携帯型ゲーム機 ○ポータブルDVDビデオ ○電子辞書 ○電卓 ○ETC車載ユニット ○カーナビ ○VICSユニット ○電子機器付属品 (リモコン・ACアダプタ・ケーブル・充電器・デジタルチューナーなど) <p>※小型家電に記憶された個人情報等は事前に消去してから出してください。 ※回収ボックスの投入口はおよそ250mm×150mmの寸法です。この投入口から投入できない大きさのものは対象外です。 ※小型家電の回収は、分別種別が増えるものではありません。従来どおり不燃ごみ等で出すこともできます。</p>  |

岐阜県高山市では、同市ホームページのごみの出し方に関するページにおいて、個人情報が含まれる使用済小型家電を排出する際には、個人情報のデータ消去は排出者の責任である旨を掲載している。また、データ消去の方法について詳細に掲載している。

データ消去について

ツイート

シェア 0

LINEで送る

ページ番号 T1001194

更新日 平成27年2月10日

印刷

大きな文字で印刷

！個人情報のデータ消去は廃棄する方ご自身の責任です！

パソコン、携帯電話、電話機、ファクス等の情報機器の中にある、ハードディスク（HDD）及びメモリといった記憶装置には、個人情報などの重要なデータが記録されています。

従って、パソコン等を廃棄するときには、これらの重要なデータを消去することが必要となります。

ところが、この記憶装置内に書き込まれたデータを消去するというのは、それほど簡単ではありません。

「データを消去する」という場合、一般に

- 「削除」操作を行う
- データを「ごみ箱」に捨てる
- 「ごみ箱を空にする」コマンドを使って消す
- ソフトで初期化（フォーマット）する
- 付属のリカバリーCDを使い、工場出荷状態に戻す

などの作業が挙げられますが、これらのことをしても、記憶装置内に記録されたデータのファイル管理情報が変更されるだけで、実際はデータは見えなくなっているという状態であることがほとんどです。

つまり、一見消去されたように見えますが、Windows(R)などのOSのもとで、それらのデータを呼び出す処理が出来なくなっただけで、本来のデータは残っているのです。

従って、特殊なデータ回復のためのソフトウェアを利用すれば、これらのデータを読みとることが可能となる場合があります。このため、悪意のある人により、このパソコン等の記憶装置内の重要なデータが読みとられ、予期しない用途に利用される恐れがあります。

廃棄を行う際に、重要なデータ（個人情報）が流出するというトラブルを回避するためには、記録された全データを、廃棄する方ご自身の責任において消去することが非常に重要となります。

記憶装置内部のデータを完全に消去（呼び出せなく）するためには

- 専用ソフトウェア、及びメーカーや販売店等のサービスを利用する（有料となる場合があります）
- ハードディスク上のデータを金づち、破砕機等により物理的に破壊して、読めなくする（危険な作業となるためおすすめ出来ない場合があります）などの作業を行う必要があります。詳しくは取扱説明書をご覧ください。メーカー、購入された販売店等にお問い合わせください。

2

(注)1 当省の調査結果による。

2 No. 1 の該当箇所の破線枠は当省が付した。

項目資料4-(3)-①-iii 市町村が発行している小型家電リサイクルに関するチラシに掲載している例

概 要

滋賀県米原市では、回収ボックスによる小型家電リサイクル開始を周知するためのチラシにおいて、個人情報削除してからボックスに入れるよう周知している。

**平成26年11月1日より
使用済み小型家電のボックス回収をはじめます。**

現在、使用済み小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに埋立処分されています。センターでは使用済み小型電子機器等の再資源化の取り組みを進めるため、使用済み小型電子機器等のボックス回収をはじめます。

市民のみなさまのご協力をお願いします。

| 回収場所 | 回収ボックス |
|---|---|
| ①湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ 住所:長浜市八幡中山町200番地 TEL :0749-62-7143 |  |
| ②湖北広域行政事務センター伊香クリーンプラザ 住所:長浜市西浅井町沓掛1313番地 TEL :0749-88-0088 | |

※いずれの施設も執務時間内(平日8:30~12:00、13:00~17:15)に持込できます。

| ボックスで回収できる使用済み小型家電 | | | |
|---|--|---|--|
| 携帯電話・スマートフォン  | デジタルカメラ  | ビデオカメラ  | 電子辞書・電卓  |
| 携帯音楽プレーヤー  | 電子ゲーム機器  | ポータブルナビ  | ACアダプタ  |

※個人情報が含まれている小型家電は必ず自己責任において情報を削除してからボックスに入れて下さい。
※取り出し可能な電池は取り外してください。
※投入口に入らない大きさのものは回収できません。(投入口の大きさ:240mm×110mm)
※投入されたものは返却できません。

(お問い合わせ先)
湖北広域行政事務センター業務課
TEL:0749-62-7143

(注)1 当省の調査結果による。

2 湖北広域行政事務センターは、米原市及び長浜市によって組織されている一部事務組合である。

3 該当箇所破線枠は当省が付した。

概 要

三重県鳥羽市は、市内のごみの分別・排出方法をまとめた資料を作成している。同市では、「小型家電」の欄を設けて排出方法や回収対象品目を示しており、その中で、排出前に個人情報を削除するよう記述している。

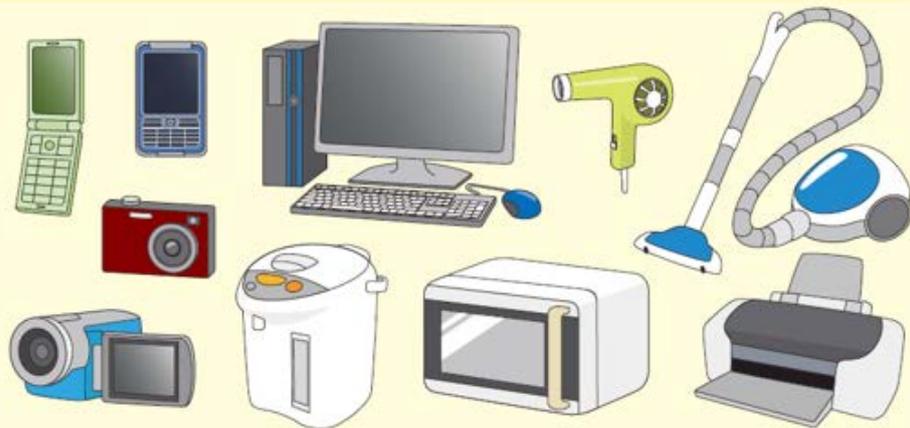
小型家電



- 小型家電のかごに入れてください。(従来の「金属類」のかごを「小型家電」として使用します。今まで金属類に入れていたものは「不燃ごみ」として指定ごみ袋に入れて出してください。)
- 携帯電話やパソコンなどを出す場合は、個人情報を消去してから出してください。
- 家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は小型家電ではないのでご注意ください。

●小型家電

- 携帯電話
- パソコン
- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 電子レンジ
- 電気掃除機
- ドライヤー
- プリンター
- 電気ポット など



(注)1 当省の調査結果による。

2 該当箇所の破線枠は当省が付した。

項目資料4-(3)-② 排出時における個人情報の削除に関する周知を実施していない理由

| 未実施理由 | 市町村数 (割合) |
|---|---------------|
| 個人情報の漏えいが発生していない等の理由から周知の必要性を認識していなかった。 | 12市町村 (34.3%) |
| 小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった。 | 10市町村 (28.6%) |
| 回収ボックスや保管場所時における個人情報の漏えい防止措置のみで十分と認識していた。 | 6市町村 (17.1%) |
| 個人情報を削除するよう注意喚起することが必要な回収方法を実施していないと認識していた。 | 5市町村 (14.3%) |
| 携帯電話端末など、個人情報が多く含まれる使用済小型家電の回収量が少ない。 | 2市町村 (5.7%) |
| 合 計 | 35市町村 (100%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、周知を実施していない35市町村に占める割合を表す。

項目資料4-(3)-③-i 回収物の保管場所における個人情報保護対策の実施状況

| No. | 概 要 | 市町村数 (割合) |
|-----|---------------------------------|---------------|
| 1 | 施錠が可能な室内で保管 | 76市町村 (74.5%) |
| | 回収物全てを施錠が可能な室内で保管 | 55市町村 (53.9%) |
| | パソコン及び携帯電話端末等のみ、施錠が可能な室内で保管 | 20市町村 (19.6%) |
| | パソコン及び携帯電話端末等以外の回収物を施錠が可能な室内で保管 | 1市町村 (1.0%) |
| 2 | 施錠が可能な箱等で保管 | 12市町村 (11.8%) |
| | 回収物全てを施錠が可能な箱等で保管 | 5市町村 (4.9%) |
| | パソコン及び携帯電話端末等のみ、施錠が可能な箱等で保管 | 7市町村 (6.9%) |
| 3 | 回収後速やかに物理的に破壊 | 11市町村 (10.8%) |
| | 回収物全てを回収後速やかに物理的に破壊 | 2市町村 (2.0%) |
| | パソコン及び携帯電話端末等のみ、回収後速やかに物理的に破壊 | 9市町村 (8.8%) |
| 4 | 施設の出入口を施錠 | 19市町村 (18.6%) |
| 5 | 監視カメラによる監視 | 8市町村 (7.8%) |
| 6 | その他 (職員の目につきやすい場所で保管等) | 6市町村 (5.9%) |
| | 合 計 | 102市町村 (100%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 複数の措置を実施している市町村がいることから、各措置を実施している市町村数の総数と「合計」は一致しない。

3 () は、回収物の保管場所における個人情報保護対策を実施している102市町村に占める割合を表す。

項目資料4-(3)-③-ii 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例

| 概 要 |
|--|
| <p>大阪府大阪市では、回収した使用済小型家電全て（パソコン、携帯電話等含む。）について、施錠可能なコンテナで保管している。</p>  |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料4-(3)-④ 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置を実施していない理由

| 概 要 | 市町村数 (割合) |
|---|--------------|
| 小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった。 | 6市町村 (50.0%) |
| パソコンや携帯電話端末等の個人情報保護対策が必要な使用済小型家電を回収している認識がなかった。 | 2市町村 (16.7%) |
| 保管場所における個人情報保護対策の必要性を認識していなかった。 | 1市町村 (8.3%) |
| 個人情報が含まれる使用済小型家電の回収量が少ない。 | 1市町村 (8.3%) |
| 排出時における個人情報の削除に関する周知のみで十分と認識していた。 | 1市町村 (8.3%) |
| 市内の全てのごみ集積所に対策を講ずることが困難なため。 | 1市町村 (8.3%) |
| 合 計 | 12市町村 (100%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、回収物の保管場所における個人情報保護対策を実施していない12市町村に占める割合を表す。また、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない。

項目資料 4-(3)-⑤- i 回収ボックスにおける個人情報保護対策の実施状況

| No. | 周知の実施状況 | 市町村数 |
|-----|---|---------------|
| 1 | 回収ボックスから回収物を取り出すための扉の施錠 | 66市町村 (93.0%) |
| 2 | 回収ボックスを施錠可能な室内に設置 | 65市町村 (91.5%) |
| 3 | 投入口からの抜取りを防止するためのスライダーなどを設置 | 44市町村 (62.0%) |
| 4 | 携帯電話用の穴開けパンチを設置し、住民が回収ボックスに投入する前に物理的に破壊 | 14市町村 (19.7%) |
| 5 | その他 (回収ボックスを職員の目が常に届く所に設置など) | 17市町村 (23.9%) |
| 合 計 | | 71市町村 (100%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 複数の措置を実施している市町村があることから、各措置を実施している市町村数の総数と「合計」は一致しない。

3 () は、回収ボックスにおける個人情報保護対策を実施している71市町村に占める割合を表す。

項目資料 4-(3)-⑤- ii 回収ボックスにおける個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例

概 要

愛知県田原市では、回収ボックス上部に携帯電話用の破砕機を設置し、排出時、排出者が自ら排出物を物理的に破壊できるようにしている。




(注) 当省の調査結果による。

項目資料5-1) 全国平均以上に管内の市町村の小型家電リサイクル実施率が向上している都道府県における独自の支援について

| 事例 分類 | 管内における小型家電リサイクル実施市町村数（実施率） 事例の内容 |
|----------|---|
| ① | <p>平成 25 年 4 月：1/35 市町村（2.9%） → 平成 28 年 4 月：33/35 市町村（94.3%） ※91.4 ポイント向上</p> <p>山形県では、平成 25 年度から、管内に所在する国の認定事業者以外の再資源化事業者について、使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者か否かの確認を行い、「山形県リサイクルシステム認証制度」によりその再資源化事業者のリサイクルシステムを認証している（平成 28 年 8 月 31 日現在、当該認証制度により認証を受けている認定事業者以外の再資源化事業者は 2 事業者）。</p> <p>山形県は、上記の再資源化事業者の適正性について、契約ガイドラインの別添の「認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて」（注）に沿って、書面審査及び現地ヒアリング調査により確認している。また、山形県独自の認証基準として「地域連携性」「環境改善性」「事業継続性」「安全性」についての審査も行っている。</p> <p>（注） 契約ガイドラインの別添の「認定事業者以外の再資源化事業者への引渡しについて」では、小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項第 1 号（再資源化事業の内容）、第 3 号（施設的能力）及び第 4 号（欠格要件）並びに廃棄物処理法の遵守が定められており、認定事業者の要件から、小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項第 2 号（収集区域）の要件を除いたものとなっている。</p> <p>この結果、市町村の確認の前に山形県が契約ガイドライン等を用いて事前に確認し認証を行うことにより、市町村による適正処理の確認の負担を軽減している。</p> <p>これにより、市町村実態調査により契約事業者が確認できる管内の 23 参加市町村のうち、21 市町村が本認証制度によりリサイクルシステムの認証を受けた事業者と契約している。</p> |
| ② | <p>平成 25 年 4 月：1/35 市町村（2.9%） → 平成 28 年 4 月：33/35 市町村（94.3%） ※91.4 ポイント向上（再掲）</p> <p>山形県では、平成 25 年度から独自の取組として、管内の市町村と小型家電リサイクルシステム研究会を開催し、市町村の小型家電リサイクルの実施に係る課題や対応策、取組状況、山形県に対する要望などを把握し、把握した情報を管内市町村と共有している。</p> |

| 事例 分類 | | 管内における小型家電リサイクル実施市町村数（実施率） 事例の内容 |
|-----------|-----|---|
| 都道府 県名 | 大分県 | <p>平成25年4月：1/18市町村（5.6%） → 平成28年4月：16/18市町村（88.9%） ※83.3ポイント向上</p> <p>大分県では、小型家電リサイクルの実施を推進するため、独自の取組として、平成22年7月にレアメタルリサイクル連絡会議を設置し、レアメタルリサイクルに関する情報の共有、課題の整理等を行い、事業の可能性に対する意見交換、検討を行ってき</p> <p>た。</p> <p>さらに、独自の取組として、平成23年度から25年度までにかけて、上記の連絡会議での検討結果等をいかし、使用済小型家電回収モデル事業を実施することとし、複数市町村に同事業の実施について依頼することにより、小型家電リサイクルの実施を働きかけた。</p> <p>加えて、同事業では、管内の一部市町村において使用済小型家電の回収に係る実証実験を実施することにより、小型家電リサイクルに関する各種データを収集して課題を明確にすることで、小型家電リサイクル法の施行に対応できる安全かつ効率的な回収システムを検討し、検討結果について上記の連絡会議で管内の一部市町村に共有した。</p> |
| ③ | 山形県 | <p>平成25年4月：1/35市町村（2.9%） → 平成28年4月：33/35市町村（94.3%） ※91.4ポイント向上（再掲）</p> <p>山形県では、小型家電リサイクルの実施を推進するため、管内一部地域の市町において平成26年度及び27年度にイベント回収（期間を限定した対面回収）を実施するに当たって、山形県の支庁が、i）認定事業者や認定事業者以外の再資源化事業者の紹介、ii）周知用チラシの例を作成し提案するなど回収に際して助言等を実施した。</p> <p>また、平成27年度の小型家電リサイクルの実施に当たっては、山形県の支庁自ら、上記の小型家電リサイクルの実施について、広域の事業としてのチラシを作成し周知するなどにより、広報に協力した。</p> |

| 事例 分類 | | 管内における小型家電リサイクル実施市町村数（実施率） 事例の内容 |
|-----------|-----|---|
| 都道府 県名 | 香川県 | <p>平成25年4月：3／17市町村（17.6%） → 平成28年4月：17／17市町村（100%） ※82.4ポイント向上</p> <p>香川県では、管内市町村の小型家電リサイクルの実施を推進するため、平成24年7月4日に開催された「使用済小型電子機器等リサイクル制度担当課長会」及び同年7月13日に開催された「『小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域』2市4町意見交換会」において、香川県から管内市町村に環境省の実証事業への応募に向けて働きかけるなど、管内市町村と精力的に調整を進め、香川県が実証事業の申請を取りまとめ、実証事業に応募する市町村の負担を軽減した。この結果、管内17市町村のうち、14市町村が実証事業を実施し、25年度中に小型家電リサイクルを実施するに至った。</p> <p>また、管内13市町村が実施した平成24年度（第二次）の実証事業では、同事業を通じて、香川県も広報チラシを作成し、管内のコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどに広報チラシを配布することにより、小型家電リサイクルの実施について周知した。</p> |

(注) 1 「小型家電リサイクル管内実施市町村数（実施率）」については、市町村実態調査の結果を基に当省が作成した。

2 当省の調査結果により、報告書の本文中の①から③までに分類される事例の内容について、「事例の内容」欄に記載している。

項目資料5-(2)-① 平成28年度市町村実態調査の調査票に示されている使用済小型家電リサイクルへの取組状況及び回収状況に関する設問の内容（抄）

平成28年4月1日現在の貴市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況等についてお伺いします。

- ※ 回答は、「回答票（別添のエクセルファイル）」に入力してください。
- ※ 「総務省全国地方公共団体コード（6桁）」、「平成28年4月1日現在の推計人口」は誤りなく必ず記入してください。
- ※ 特に指示がなければ、実績は平成27年度の実績を記入してください。
- ※ 選択肢は、指示のある場合を除き、最も当てはまるものを1つだけ選択してください。
- ※ その他回答票に数値を記載する場合は必ず半角数字で入力してください。
- ※ 一部事務組合を通じて回収する場合も実施に含めます。その場合、設問には一部事務組合での実施状況も踏まえて御回答ください。ただし、回収量・回収箇所数・期間等の数値データについては「市区町村単位で記入」してください（回収量については、一部事務組合分を回答する場合は他の構成市区町村と調整の上、集計の際にダブルカウントとならないように案分して算出してください。）。

（略）

1. 使用済小型家電リサイクルへの取組状況【問1～問3】

問1 貴市区町村における現在の使用済小型家電リサイクルへの取組状況についてお伺いします。使用済小型家電の回収・処理の実施状況について、該当するものを「ひとつ」選んでください。

※ 一部事務組合を通じ回収する場合も実施に含めるものとして御回答ください。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 実施中 | ⇒2. 【問4】以降の全ての設問に御回答ください。 |
| 2. 実施に向けて調整中 | ⇒2. 【問4】、3. 【問6】、5. 【問16～17】に御回答ください。 |
| 3. 実施しない | ⇒1. 【問2～3】、5. 【問16】に御回答ください。 |
| 4. 未定 | |

問2・3（略）

2. 使用済小型家電の回収状況【問4】

問4 【問1で1又は2と回答した方にお尋ねします】実施している（又は実施予定の）使用済小型家電の回収方法について、該当するものを「すべて」選んだのち、その詳細について御回答ください（各回収方法の詳細については、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」（環境省・経済産業省）を御参照ください）。

※ 一部事務組合を通じて回収を実施している場合の回収量・回収箇所数・期間等の数値データについては「市区町村単位で記入」してください（回収量については、他の構成市区町村と調整の上、ダブルカウントとならないように案分して算出してください。）。

※ パソコン、携帯電話の定義は次のとおりとします。
パソコン…デスクトップ、ノートパソコンを言い、モニターも含む
携帯電話…PHS やスマートフォンなどのタブレット型情報通信端末機器も含む

回収方法

※ 該当するもの「すべて」

1. ボックス回収
2. ステーション回収
3. ピックアップ回収
4. 集団回収・市民参加型回収
5. イベント回収
6. 清掃工場等への持込み
7. 戸別訪問回収
8. 認定事業者の宅配便方式を利用した回収（認定事業者と協定を締結している）
9. 未定
10. その他（その他欄に記載）

「1. ボックス回収」を選択された方は以下に御回答ください。

(1) ～ (3) (略)

(4) ボックス設置箇所数

(設置済の箇所数を記載してください（未設置の場合は記載不要））。

() 箇所

(5) ボックス設置場所と設置箇所数

※ 該当するもの「すべて」

1. 市町村役所および支庁・出張所の庁舎 () 箇所
2. 公民館・図書館・スポーツセンターなど () 箇所
土日も開館している公共施設
3. 公共の清掃センター () 箇所
4. 家電小売店 () 箇所
5. その他小売店（スーパー等） () 箇所
6. 駅 () 箇所
7. その他 () () 箇所

(6) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）と回収期間

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg / 回収期間 () 箇月

1. 市町村役所および支庁・出張所の庁舎 回収量 () kg
2. 公民館・図書館・スポーツセンターなど 回収量 () kg
土日も開館している公共施設
3. 公共の清掃センター 回収量 () kg
4. 家電小売店 回収量 () kg
5. その他小売店（スーパー等） 回収量 () kg
6. 駅 回収量 () kg
7. その他 () 回収量 () kg

パソコン：回収量 () kg

回収量 () 台

回収期間 () 箇月

携帯電話：回収量 () kg
回収量 () 台
回収期間 () 箇月

「2. ステーション回収」を選択された方は以下に御回答ください

(1) ~ (5) (略)

(6) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）と回収期間

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg／回収期間 () 箇月

パソコン、携帯電話：(略)

「3. ピックアップ回収」を選択された方は以下に御回答ください。

(1) ~ (3) (略)

(4) ピックアップ回収するごみ区分

※ 該当するもの「すべて」

1. 不燃ごみ
2. 金属ごみ
3. 粗大ごみ
4. 検討中（現在未定）
5. その他 ()

(5) ピックアップ回収の実施状況

回収頻度 週／月／年（※いずれかに○）に () 回

1回あたり作業時間 () 時間

1回あたり作業人員 () 人

(6) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）と回収期間

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg／回収期間 () 箇月

パソコン、携帯電話：(略)

「5. イベント回収」を選択された方は以下に御回答ください。

(1) ~ (3) (略)

(4) イベントの開催頻度とイベント種類（平成27年度中）

合計：() 回／年

<イベント種類ごとの内訳>

1. 市民まつりなど市町村のお祭り () 回
2. 環境展など環境・リサイクル関連イベント () 回
3. 産業まつりなど地域振興イベント () 回

4. その他 ()

() 回

(5) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg/回収期間 () 箇月

パソコン、携帯電話：(略)

「6. 清掃工場等への持込み」を選択された方は以下に御回答ください。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上記回収品目にパソコン、携帯電話が含まれるか。

※ 回答は「ひとつ」

1. パソコン、携帯電話を含む
2. パソコンのみを含む
3. 携帯電話のみを含む
4. パソコン、携帯電話のいずれも含まない
5. 検討中（現在未定）

(4) 持込拠点数

（既に実施している拠点の数を記載してください（未実施の場合は記載不要）。）

() 箇所

(5) (略)

(6) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）と回収期間

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg/回収期間 () 箇月

パソコン、携帯電話：(略)

「7. 戸別訪問回収」を選択された方は以下に御回答ください。

(1) ～ (4) (略)

(5) 使用済小型家電の回収量（平成27年度）と回収期間

※ パソコン・携帯電話の回収量を個別に把握していない場合でも、過去の回収量から案分する等可能な範囲で算出ください。

全体：回収量 () kg/回収期間 () 箇月

パソコン、携帯電話：(略)

問5～10 (略)

問11 【問1で1と回答した方にお尋ねします】平成27年度の使用済小型家電の引渡先の選定方法等について御回答ください。

なお、平成27年度に複数の業者選定方法を行った場合や、複数回の業者選定を行った場合は、全ての契約について御回答ください。引渡価格（落札価格）が複数ある場合は「1つの引渡価格（落札価格）について1契約」としてご回答ください。

※ なお、本設問は、各自治体の詳細な回答内容は外部公開いたしません。

※ 主たる業者選定（契約）一件が一部事務組合を通じて回収するものである場合であっても、本設問では引渡量を市区町村単位で案分する必要はありません。

平成27年度の使用済小型家電回収の契約数は合計で何件ですか。1つの引渡価格（落札価格）を1契約としてご回答ください。 件

以下、それぞれの契約についてご回答ください。契約が複数ある場合は、契約毎に最大10件までご回答ください。

(1) ～ (7) (略)

(8) 引渡価格（落札価格）

() 円/kg

※ 逆有償（貴自治体が費用を支払い）の場合はマイナスで金額を記入してください。

(9) ・ (10) (略)

(注) 下線は当省が付した。

項目資料5-(2)-② 小型家電リサイクルを実施しているといえる状況であるにもかかわらず、未実施と回答した理由

| 未実施とした理由 | 市町村数（割合） |
|--|-------------|
| 回収した使用済小型家電を認定事業者を引き渡していないため。 | 6市町村（66.7%） |
| 認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡しているが適正に処理されているか確認していないため。 | 2市町村（22.2%） |
| どのような取組が小型家電リサイクルと位置付けられるのか調査票に示されていなかったため。 | 2市町村（22.2%） |
| 市町村において小型家電リサイクルに該当すると認識していた取組について、都道府県から、小型家電リサイクルになじまないとの指摘を受けたため。 | 1市町村（11.1%） |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、実施状況の回答内容に相違がみられた9市町村に占める割合を表す。

3 複数回答のため、未実施とした理由の市町村の合計は9市町村とならない。

項目資料5-(2)-③ 実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違がみられた市町村における相違量

| No. | 市町村名 | 実際の回収量 (a) | 市町村実態調査における回答 (b) | 実際の回収量との相違量 (b-a) | 倍率 (b/a) |
|-----------------------------------|--------------|------------|-------------------|-------------------|----------|
| i 実際より市町村実態調査の回答における回収量が多かったもの | | | | | |
| 1 | 埼玉県吉見町 | 17,440kg | 17,460kg | 20kg | 1.0倍 |
| 2 | 香川県丸亀市 | 52,422kg | 86,850kg | 34,428kg | 1.7倍 |
| 3 | 大分県国東市 | 58,168kg | 58,170kg | 2kg | 1.0倍 |
| 小計 | 3市町村<13.6%> | 128,030kg | 162,480kg | 34,450kg | - |
| ii 実際より市町村実態調査の回答における回収量が少なかったもの | | | | | |
| 1 | 宮城県女川町 | 14,780kg | 12,130kg | ▲2,650kg | 0.8倍 |
| 2 | 福島県石川町 | 4,740kg | 0kg | ▲4,740kg | - |
| 3 | 群馬県明和町 | 29,666kg | 29,640kg | ▲26kg | 1.0倍 |
| 4 | 埼玉県和光市 | 40,316kg | 40,130kg | ▲186kg | 1.0倍 |
| 5 | 埼玉県松伏町 | 1,118kg | 689kg | ▲429kg | 0.6倍 |
| 6 | 岐阜県大垣市 | 33,260kg | 273kg | ▲32,987kg | 0.0倍 |
| 7 | 三重県伊勢市 | 159,520kg | 119,380kg | ▲40,140kg | 0.7倍 |
| 8 | 三重県鳥羽市 | 34,960kg | 0kg | ▲34,960kg | - |
| 9 | 大阪府貝塚市 | 4,760kg | 1,618kg | ▲3,142kg | 0.3倍 |
| 10 | 岡山県岡山市 | 448,693kg | 448,530kg | ▲163kg | 1.0倍 |
| 11 | 香川県観音寺市 | 38,000kg | 0kg | ▲38,000kg | - |
| 12 | 香川県綾川町 | 434kg | 210kg | ▲224kg | 0.5倍 |
| 13 | 大分県津久見市 | 8,328kg | 0kg | ▲8,328kg | - |
| 14 | 大分県日出町 | 5,777kg | 374kg | ▲5,403kg | 0.1倍 |
| 15 | 鹿児島県鹿児島市 | 4,721kg | 4,720kg | ▲1kg | 1.0倍 |
| 小計 | 15市町村<68.2%> | 829,073kg | 657,694kg | ▲171,379kg | - |
| iii 実際の回収量が分からないことから回収量の相違量が不明なもの | | | | | |
| 1 | 群馬県前橋市 | 不明 | 0kg | 不明 | - |
| 2 | 埼玉県鴻巣市 | 不明 | 74,880kg | 不明 | - |
| 3 | 愛知県春日井市 | 不明 | 360,960kg | 不明 | - |
| 4 | 三重県大台町 | 不明 | 3,010kg | 不明 | - |
| 小計 | 4市町村<18.2%> | 不明 | 483,850kg | 不明 | - |
| 合計 | 22市町村<100%> | 957,103kg | 820,174kg | ▲136,929kg | - |

(注)1 当省の調査結果による。

2 「実際の回収量」が不明となっている4市町村では、市町村実態調査において、使用済小型家電だけの回収量を計測していないことから、金属ごみの回収量を回答している等、当該実態調査の結果と市町村における実態に相違がみられた。なお、当該4市町村は回収量の相違の量の計算から除いている。

3 < >は、実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違がみられた22市町村に占める割合を表す。

項目資料5-(2)-④ 市町村全体の回収量には相違がみられなかったものの、回収方法ごとの回収量について、実際と市町村実態調査の回答に相違がみられた市町村における相違量

| No. | 市町村名 | 市町村実態調査における回答 (a) | (a)が入力された回収方法(b) | 実際の回収量 (c) | (b)のほかに、回収量が回答されるべき回収方法(d) | (b)の実際の回収量との相違量 (c-a) | 倍率 (a/c) |
|-----------------------------------|-------------|-------------------|------------------|------------|----------------------------------|-----------------------|----------|
| i 一つの回収方法の実績値の市町村等による回収量の相違 | | | | | | | |
| 1 | 福井県福井市 | 91,830kg | その他の回収方法 | 不明 | ボックス回収 ピックアップ回収 イベント回収 | 不明 | - |
| 2 | 愛知県田原市 | 173,606kg | ボックス回収 | 不明 | ピックアップ回収 イベント回収 清掃工場等への持込み | 不明 | - |
| 3 | 滋賀県彦根市 | 104,570kg | 清掃工場等への持込み | 不明 | 戸別訪問回収 | 不明 | - |
| 4 | 滋賀県米原市 | 4,860kg | ピックアップ回収 | 不明 | ボックス回収 イベント回収 戸別訪問回収 | 不明 | - |
| 5 | 大阪府大阪市 | 13,540kg | ボックス回収 | 不明 | イベント回収 | 不明 | - |
| 6 | 山口県萩市 | 77,550kg | ピックアップ回収 | 不明 | ボックス回収 | 不明 | - |
| 7 | 香川県善通寺市 | 35,890kg | ボックス回収 | 不明 | ステーション回収 清掃工場等への持込み 戸別訪問回収 | 不明 | - |
| 8 | 福岡県大木町 | 11,690kg | ステーション回収 | 不明 | 清掃工場等への持込み | 不明 | - |
| 小計 | 8市町村<80.0%> | - | - | 不明 | - | 不明 | - |
| ii 中止した回収方法による実績を他の回収方法による実績として回答 | | | | | | | |
| 1 | 岐阜県瑞浪市 | 61,880kg | ボックス回収 | 770kg | ピックアップ回収 | 61,110kg | 80.4倍 |
| 小計 | 1市町村<10.0%> | 61,880kg | - | 770kg | - | 61,110kg | - |
| iii その他(単純な記載誤り) | | | | | | | |
| 1 | 群馬県太田市 | 15,908kg | ピックアップ回収 | 12,510kg | ボックス回収 イベント回収 | 3,398kg | 1.3倍 |
| 小計 | 1市町村<10.0%> | 15,908kg | - | 12,510kg | - | 3,398kg | - |
| 合計 | 10市町村<100%> | 77,788kg | - | 13,280kg | - | 64,508kg | - |

(注) 当省の調査結果による。

項目資料5-(2)-⑤ 実際の回収量と市町村実態調査の回答に相違が発生した理由

| | 市町村数 (割合) |
|--|--|
| 回収量の相違が発生した理由 | |
| (調査票の様式の不備等に起因して生じている相違) 調査票では、使用済小型家電の回収量を記入することとされているが、分別は引渡先の再資源化事業者が行うこととしているため金属ごみの総量しか分からない場合、どのように使用済小型家電の回収量を算定すればよいか説明されていないため、金属ごみの総量を使用済小型家電の回収量として回答していた。 | 1市町村 (4.5%) |
| 調査票では市町村全体の回収量を記載する欄はなく、各回収方法別の回収量を記入することとされている。しかし、市町村では市町村全体における使用済小型家電の回収量しか分からなかったこと等から、一つの回収方法の実績値の入力欄に市町村全体の回収量等を記入していた。 | 【単純な記載誤りにより回収量に相違が発生し、さらに、一つの回収方法の実績値の入力欄に市町村全体の回収量等を記入】 2市町村 (9.1%) 2市町村 (9.1%) |
| (その他) | |
| 調査票に示されている注意事項では、一部事務組合を通じて回収する場合も市町村が小型家電リサイクルを実施していることとされているにもかかわらず、同組合に問い合わせて必要性を認識しておらず、同組合の回収実績を含めずに回収量を回答していた。 | 3市町村 (13.6%) |
| 単純な記載誤り | 15市町村 (68.2%) |

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 () は、回収量に相違がみられた22市町村に占める割合を表す。
- 3 複数の理由を回答した市町村があることから、市町村数の合計は22市町村とならない。

項目資料5-(2)-⑥ 回収方法ごとの回収量の回答に相違が発生した理由

| 相違内容及び回収量の相違が発生した理由 | | 市町村数 (割合) |
|--|--|--------------|
| (調査票の様式の不備等に起因して生じている相違) | | |
| 調査票では、市町村全体の回収量を記載する欄はなく、各回収方法別の回収量を記入することとされている。しかし、市町村では市町村全体における使用済小型家電の回収量しか分からない場合に一つの回収方法の実績値の入力欄等に市町村全体の回収量を記入していた。 | | 8市町村 (80.0%) |
| 調査票では、平成28年4月1日現在において実施している回収方法の取組状況を回答した後、実施している回収方法別に27年度の回収実績等を記入することとされている(実施している回収方法についてしか回収実績が入力できない設定になっている。)。しかしながら、平成27年度まで実施していたが、28年度は実施していない回収方法がある場合、その回収方法による27年度における回収量をどのように記載すればよいかは説明されていない。 | | 1市町村 (10.0%) |
| そのため、平成27年度までピックアップ回収を実施していたが、28年4月1日からピックアップ回収を一時中止している市町村において、28年度も実施しているボックス回収の回収量の欄に、27年度のボックス回収とピックアップ回収による回収量の合計値を回答していた。 | | |
| (その他) | | |
| 単純な記載誤り | | 1市町村 (10.0%) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、回収方法別の回収量に相違がみられた10市町村に占める割合を表す。

項目資料5-(2)-⑦ 回収方法に関する相違内容及び相違が発生した理由

| 相違内容及び相違が発生した理由 (回収ガイドラインにおける説明内容が不十分であることに起因して生じている相違) | 市町村数 (割合) |
|--|--|
| 回収ガイドラインでは、「清掃工場等への持込み」は、消費者が使用済小型家電を清掃工場や資源化センター等へ持参する方法とされている。しかしながら、清掃工場及び資源化センター以外の施設のどこまでが「等」に含まれるのか明確でないため、市町村役場や不燃ごみの保管場や理立場などにおいて使用済小型家電を対面回収している市町村において、回答なし(1市町村)、ステーション回収(1市町村)、その他の回収方法(1市町村)と回答が三つに分かれていた。 | 3市町村 (9.1%) |
| 回収ガイドラインでは、「ピックアップ回収」は、ステーションに排出された不燃ごみや粗大ごみ等から使用済小型家電を選別する方法とされている。しかしながら、このような取組を「ステーション回収」と回答している市町村がみられた(4市町村)。一方で、「清掃工場等への持込み」又は「戸別訪問回収」により回収した不燃ごみや粗大ごみから使用済小型家電を選別している市町村において、当該取組を「ピックアップ回収」と回答している市町村がみられた(8市町村)。 | 【ピックアップ回収をステーション回収と回答】 4市町村 (12.1%) 【清掃工場等への持込み又は戸別訪問回収をピックアップ回収と回答】 8市町村 (24.2%) |
| (調査票に回答する際の注意事項に記載がないことに起因して生じている相違) | |
| 調査票では、ピックアップ回収の実施状況として、ピックアップの回収頻度を回答することとされている(調査票では、週・月・年のいずれかを選択し、その期間における選別作業の回数を記入するようになっている)。しかしながら、どのような取組の実施頻度を記入すればよいか注意事項に記載されていなかったことから、認定事業者に引き渡す頻度(1市町村)やステーションで回収する頻度(2市町村)など、市町村によって回答内容が異なっている。 | 3市町村 (9.1%) |
| (その他) | |
| 調査票の注意事項では、一部事務組合を通じて使用済小型家電を回収する場合も実施に含めることとされており、市町村は、同組合での実施状況も含めて市町村実態調査に回答することとされている。しかしながら、一部事務組合に問い合わせる必要性を認識していなかったため、一部の回収方法について未実施などと回答している。 | 4市町村 (12.1%) |
| 単純な記載誤り等 | |
| 19市町村 (57.6%) | |

(注)1 当省の調査結果による。

2 () は、回収方法に関する相違がみられた33市町村に占める割合を表す。

3 複数の相違内容がみられた市町村があることから、市町村数の合計は33市町村とならない。